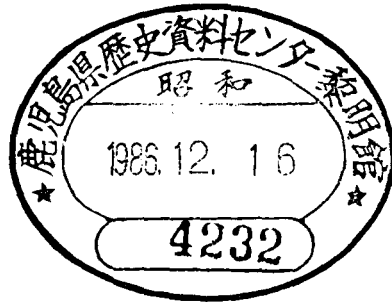


210
カ87
2

# 鹿見島県史料

新納久仰雜譜 二



題  
字

鎌 鹿  
田 兒  
要 島  
人 県  
知  
事

## 解 題

「久仰雑譜」については、前巻解題で底本成立事情の考察を行ったが、内容面には余りふれる余裕はなかった。新納が安政期島津斉彬の下での家老であり、斉彬の洋式産業撰取に責任者として名を連ねていることから、この雑譜は斉彬の集成館事業等の進行について教えるところが多く、貴重な参考になる。一方久仰の若いころの前半は私的な記事も多く、城下士の生活殊にその経済生活等について考察する格好の資料である。興味をそそられた二、三の記事を紹介しよう。

まず若いころから湯治記録が多い。療医の証明書をつけて、予定としては三廻りぐらいの休暇願いを出して出かける。すつきりとしなない時は、更に一廻り二廻りの延期願いを出し、早く帰ってくれば余った休暇日数の返上を行う。一廻りを十日かと思っただが、計算すると七日である。七日制の考え方は恐らく仏教の七日七日の法要から来ているのであろう。行先は桜島（黒神）、日当山、栄之尾、塩浸、入来、市比野等々の温泉である。しかも出かける時は大人数で出かける。考えてみれば今日のような旅費宿泊費のかさみもないで、どこで生活しても同じということであろう。

それと共に多く目立つのが刀の試し斬り記事である。死刑執行のあった時、新しく手に入れた刀の試し斬りを依頼し、よく斬れたと喜ぶあたり凄惨な感じを与えるが、武士の心情としては普通のことであろう。

城下士の生活面を物語る資料として注目されるもう一つのは、安政六年二月九日から茅葺きの家の建替え工事を進め、二階建瓦葺にして四月十四日完成している。

江戸・鹿児島間の連絡便（使者又は飛脚）に急・中急等の別があるが、これに時折「急ぎ」「中急ぎ」等とあ

ることから、「いそぎ」と訓読していることがわかる。

また幕末西郷隆盛らがよく出入りする神戸小豆屋の当主畠山助左衛門について、「私実家支族之者」（天保八年六月久仰雜譜一 p 204 上段）とあり、久仰の実家畠山家と縁続きだという。関ヶ原役で島津義弘が退却の時、小豆屋の先祖理兵衛が世話した来歴が記されている。

久仰が戦国武将新納忠元家の当主であることから、藩主島津斉彬の信任を得て家老職に昇り、斉彬の恩義を強く感じているものの、斉彬の年々拡張する事業には勝手方としてひやひやしてもいるようである。安政四年八月十九日から二十二日あたりの記事は、何か斉彬の計画に同意できないよう筆をにごらせている。

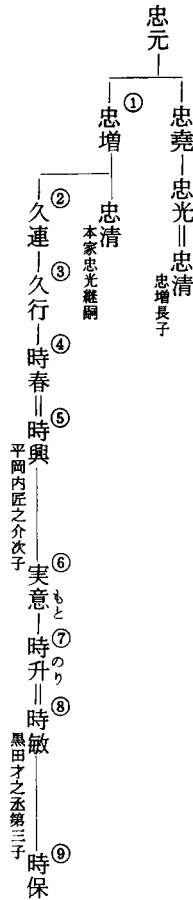
それかあらぬか安政五年七月斉彬が死去した後は、その財政的処理に苦慮している。集成館の縮小もその線上で実施し、十一月朔日隠居斉興はお手元金六万両を表方に出し、これで江戸の借銀などよんどころない高利の金を返せと命じている。ほっと一息ついた感じであるが、一種のワンマン経営であった斉彬の事業も、そのワンマン社長の急死は尔後の方策が全く立たず、借金と当惑だけが残ったところである。

なおその退職の事情は安政六年十一月十一日風邪の上に「所存も有之」として引籠って以来結局出仕せず、十二月二十九日退役願を出す、それについて翌晦日の条に残念なことだが言語に述べ難い子細があるとして、具体的には記述していない。恐らく誠忠組突出に対する藩主諭書が出され、これに対する請書に添えた大久保利通起草の上書に（安政六年十一月六日付）、人望のある人物が家老の座にすわるべきで、現在の重立った者にそれがないとして、島津久徴の家老再任や島津図書の名代任命を建言した文言に関係があるのではないか。久仰らとその任でないとした文言を、「残念成事」と受取ったとしても無理はあるまい。

「九郎談」「東行録」は「久仰雜譜」が余り感情を交えず記述されているのに比べ、極めて対照的である。そ

の著者新納時升ときのりの置かれた立場もさることながら、非常に強い個性の持主であったことが、そういう印象を与えるのであろう。

新納時升は「久仰雑譜」に時折弥太右衛門という名で出て来る人物で、新納久仰を本家と仰ぐ新納家の分家筋である。すなわち本巻「新納氏略系図」にある新納家五代として有名な武蔵守忠元の二男忠増から分れた家柄で、時升は七代目に当るが、その間の略系図を「九郎談」をもとに整理してみると次のようになる。(二本線は養子)



時升は安永七年十二月七日城下清水馬場で実意の長子として生れ、母は村野実勝の女普知という。村野家は後にお由羅騒動で時升と同じく徳之島に流罪になる村野伝之丞実晨の家である。伝之丞は本来吉井七太夫泰堅の次男で、長兄吉井七郎右衛門、次弟吉井七之丞も共にお由羅騒動で処罰され、七郎右衛門は大島に流罪になり、七之丞は自刃を命ぜられた。兄弟三人が共に重い処分を受けた家柄で、時升は後に大島流罪中の七郎右衛門を激励するため、配地徳之島で「勉強説」を草した。村野家とはそのような関係をもつ新納時升である。

時升は幼名を次郎九郎といい、のち弥太右衛門また矢太右衛門と改め、如泉、空翠、乾々道人、伯剛等と号した。二十六歳の時享和三年歳方目付となって藩祿を受けるようになる。文化五年江戸藩邸勤務となり、のち桜田

邸目付、同七年大島見聞役となつて帰国、翌八年大島に渡る。いったん同九年鹿兒島に帰り、同年末大島代官を命ぜられて再び渡島、十二年帰郷の後、横目役三年、文政二年四十二歳の冬大阪藩邸詰を命ぜられ、翌三年五月大阪着、金方勤となり、同四年三月金方物奉行に進んで財政担当の責任者となつた。折しも藩財政至困の状態にあって、その打開に種々苦心、度々その打開策を建言するが、一向に上聞に達せず無駄に終る。一方財政危機の打開に心を勞する大御隠居重豪は、文政九年時升の出府を命ずるが、この時の顛末を記したのが江戸への東行を記した「東行録」である。

藩財政の危機は進む一方で、遂に時升は翌十年直接重豪に訴えようと考へて出府、これが重豪の意を恐れる藩主斉興の忌避に触れ、新納は自ら退職を願ひ出て文政十年帰郷、国元で三か月間の逼塞を命ぜられる。その後六年ほど職祿のない時代が続き、元來無高士のため生活に究し、終に栗野あたりに引込んで学習塾でもしようと思つて画しているところに、天保五年家老市田美作の推挙で今和泉島津家世子忠剛の傳となつて露命をつなぐことを得、小納戸格で役料高九石六升を与えられた。十年の後天保十四年使番格高奉行に転じたが、母や孫の死去等もあり、家計困難の余り弘化四年七十歳の高齢にかかわらず願ひ出て、甌島地頭となつて赴任した。「諸郷地頭系図」によると新納の甌島地頭在任期間は、弘化四年九月十五日から嘉永三年四月十五日迄である。

「九郎談」別名「九郎物語」は弘化四年の地頭任命までを記し、その題名は苦勞多き自らの人生を、幼名次郎九郎に語呂合わせをしてつけたものである。そして以下のことは「国機秘略」に記すとするが、それは今失われその内容を知ることにはできない。以後の略歴を山田準（当時七高教授）纂、奥田芳紀校「新納時升翁と勉強説及党弊論」の「一、新納翁略伝」（山田準稿）によつて摘記すると次のようである。

甌島在任中鹿兒島では島津斉彬の襲封をめぐるお由羅騒動が発生、時升もその党類として嘉永三年四月甌島

から呼び返されて、徳之島遠島を命ぜられ、翌四年正月徳之島に渡った。齊彬襲封（二月二日）直前である。四年の後安政元年赦免、翌二年四月一日帰郷したことは「久仰雑譜」四月十六日の条にも記されている。

明くる安政三年正月十一日細工奉行格造士館助教に任ぜられ、役料米九十五俵を給された（「久仰雑譜」）。次いで万延元年使番、文久三年町奉行格兵具奉行となり役料米九十石を給された。生涯最高の役禄だったろうが、時に八十六歳の高齢であった。

元治元年の怪我がもとで翌慶応元年一月二十二日死去したが、時に八十八歳。その碑銘は八十七歳の時の自撰といい、その中に「愚以養<sub>レ</sub>愚、遂全<sub>三</sub>其愚<sub>一</sub>」の語があるという。

時升は早く儒学を滄浪向井友章に学び、のち江戸に居た時冢田大峰に入門して学進み、大峰の信任を得た。向井は江戸昌平黌に学んで詩文に長じ、重豪時代葉園奉行を勤め又「成形図説」の編纂にも携ったが、のち子弟に詩文儒学を教授した人物で、「滄浪遺稿」「滄浪詩集」（共に「薩藩叢書」所収）があり、前者は新納時升の編である。

冢田大峰は室鳩巢の門下で、尾張藩の侍読となり麴町に住んで門下生も多く、時升はこれに入門して講学怠らなかつた。時升はこのような大儒について本格的に儒学を学んだだけあって、その文章も「東行録」にみるような漢文体のものが多い。著述も相当多かったらしいが、明治十年西南戦争で多くを焼失し、大正五年当時山田準氏の調査で判明した分は次のようである。

- ①九郎談、②東行録、③国機秘略、④耆夫論、⑤弊政論、⑥機会論、⑦水戸公上疏の駁、⑧老の寢覚、⑨遺契集、⑩遺契集後編、⑪遺契集別録、⑫秉穂論、⑬勉強説

で、このうち②、③、⑤、⑥、⑦は所在を失うとし、⑧は焼失、⑨は大島に伝存という。

しかし②「東行録」は東大史料編纂所及び鹿児島県立図書館に、⑤「弊政論」は県立図書館にそれぞれ写本が現存し、県立図書館本「東行録」の末尾には「明治二十六年一月新納勇右衛門氏ヨリ借用イタシ写シ置者也 福島稜威」とあり、大正五年以前に既に筆写されていたものである。

前記目録中③、⑥、⑦、⑧以外はすべて県立図書館に写本があり、そのほかに「随手抄録」(十枚)写本がある。そのうち、②、④、⑤、⑩、⑪は「時升翁文章輯録」に収められ、「大正三年四月二十七日購求」の印がある。また④の「耄夫論」の末尾には「右ハ明治二十六年十二月写取モノ也、外ニ機会論、水戸公上疏ノ駁、関山札殿望ニ依リ新納時升書認メ遣れ候由也」とある。

右のうち「九郎談」は既に昭和四十八年から五十年にかけて、鹿児島県立図書館奄美分館から「奄美史料」第三、四、五集として、三分冊で出版された。そして奄美郷土研究会員、名瀬市誌編纂委員大山麟五郎氏の解題がある。同刊本が底本にしたのは県立図書館本「九郎談」で、同書の最後には次のように記してある。

此本は余か祖父時升伯剛の著書にして、今回鹿児島県内務部長服部君の請に依り、謄写の上これを県立図書館に納む

大正五年九月

新納時保

すなわち時升の孫時保が写して県立図書館に納めたものという。この大正五年七月に前述の「新納時升翁と勉強説及党弊論」が出版された。恐らくこれをみた服部教一内務部長が新納時保に依頼したものである。図書館は従来鹿児島県教育会附属であったものが、大正元年県に寄附されて県立図書館となり、当時発足間もないころのため鋭意その充実に力を入れていたと思われるから、内務部長もあらゆる機会をとらえて資料の収集に配慮していたものと思われる。



今回は東大本「九郎物語」を底本として県立図書館本「九郎談」で校訂を進めたが、その途中東大には別にもう一部「九郎談」があることがわかり、これをも校訂の資料にした。

このように書名は「九郎談」「九郎物語」と二通りがあるが、本文の初めには「九郎物語巻之一」（以下巻之五まで同型式）という如く「九郎物語」とあり、これは三者共同様である。しかし後述の通り時升が新納久仰に出した書簡に「九郎談の著述」と記していることは、時升自身書名は「九郎談」としたと考えてよさそうである。したがってここでは「九郎談」とした。なお東大本「九郎談」には、扉の「九郎談」の題名の左側に「新納弥太右衛門時升自記」と添えられている。「自記」とあることから時升自身の書添えかもわからない。

ただこれら三本を比較すると、写本のせいかわかれ誤字脱漏があつて、いずれを善しとも定めにくい。どちらかというといふと県立図書館本が善いかとも思われる。東大本「九郎談」は仮名をすべて片仮名に書き換え、しかも誤字が多く、同じく東大本「九郎物語」は脱漏が眼につく。しかし仮名使い等は東大本「九郎物語」を基本とし脱漏等は他の二書で補った。

「東行録」についても「九郎談」と同様に東大本を底本とした。「九郎談」に比べ「東行録」は文政九年の東行を中心にしたもので、その中で行き詰まった藩財政の打解策について、率直に意見を表明している。しかも大御隠居重豪の威を恐れる藩主斉興をはじめ家老その他の中間職に押さえられて、時升の意見はなかなか重豪に達しない。切齒扼腕する時升の無念さが「九郎談」と共によく伝えられている。

「鹿児島県史料」が幕末関係として「忠義公史料」全七巻に次いで「斉彬公史料」全四巻を出版し、更に「島津斉宣・斉興公史料」全一巻を出版した。しかし「島津斉宣・斉興公史料」の解題でも記したように、斉彬・忠義両藩主時代に比べ、斉宣・斉興時代の関係史料は余りに少ない。したがって「文化朋党実録」や「文化朋党一

条」で補ったものの、これは斉宣時代末期のいわゆる近思録崩れ関係で、それを補足してなお斉宣・斉興時代は全一卷である。

したがってそれらを補う意味で「久仰雑譜」の刊行が行われたが、これとて久仰が家老に昇るのは斉彬時代で、むしろ斉彬時代を補うに格好の史料という観がある。

その点新納時升の「東行録」は幕末藩政史上の最大事件である天保財政改革前夜の藩財政事情を克明に伝えるという意味で、斉興時代を知る好個の史料であろう。天保改革の立役者は周知の如く調所笑左衛門広郷であり、調所が財政改革主任として登場する前夜の、文政三年から十年迄の八年間の大阪藩邸財政責任者新納時升の証言は、斉興時代の藩政史を展望する上に誠に貴重なものといえる。時升が「東行録」を書いたのは文政十一年で、この時後に調所のブレーションとして重要な役割を果たす大阪の牙保出雲屋孫兵衛は既に登場しているが、その献策について新納は「此成敗未だ知るべからず」と記している。

それに対して「九郎談」には七十四歳の時の後序がある。嘉永四年である。大山麟五郎氏は嘉永三年四月甌島(地頭)から呼び返され、翌四年正月徳之島へ渡航する迄の間に「九郎談」を書いただろうとしておられる。しかし冒頭に出てくる話からみて、あるいは大阪時代からこの物語の執筆を始めたのではないかと思われる節もある。

五巻の構成をみると第一巻は初代忠増から六代すなわち時升の父実意まで。第二巻は時升の出生から文政二年の冬大阪藩邸詰を命ぜられるまで。第三巻・第四巻が大阪時代で、まず第三巻は文政三年大阪への出発から同八年まで。第四巻が文政九年の東行から翌十年帰郷逼塞までで、ほぼ「東行録」に重複する部分である。第五巻が以後六年の無禄時代を経て今和泉島津忠剛の傳となり、弘化四年甌島地頭として赴任するまでである。

こうして後序は四年後の嘉永四年であるが、恐らく徳之島謫居中に書き上げたものであろう。「久仰雑譜」嘉永五年十月二十六日の条に久仰から徳之島の時升に出した書信に対する時升の返書（嘉永六年三月二十六日付）が添えられており、その最後に

去夏も申上候九郎談の著述、系譜外之私家之小説、且又当弥太右衛門諸所之苦勞を相記候故、何卒入御覽度相考候得共、何れ持登不申候而は便宜も無之、時節を相待居申候、

とある。これによると少くとも徳之島に持参しており、甌島在任中に完成しておればわざわざ持参しなかったであろう。そして赦免帰郷後の安政二年四月二十日「九郎談」五冊と極内用の諸書付を久仰の所に持参、久仰はこれを預っている。

今回の「九郎談」「東行録」刊行の一つの目的は斉興時代の藩政史料の欠を補うということであるが、単にそれだけでなく、新納時升という個性強い一城下士を通じて、当時の城下士の生きざまを知るという意味でも、極めて貴重な価値を有しよう。藩職を失った時の無高士の生活の窮迫振りは想像外である。安政五年の城下下級士（小番・新番・小姓組）の家部四、一三五のうち、無高は三八パーセントに当る一、五八七家部であり、十石以下を加えると四八パーセントに及ぶ（「万記一帳」）。したがって藩職にありつけるのは運のよい方で、時升の場合本家筋の久仰や、大阪時代から親しい家老市田美作等の世話で就職している。

貧窮の中に育った時升は幼少時代の身体虚弱を養生で体質改善をし、三十歳ごろには常人より強健になったという。それは

第一に古人撰生保養の道を心に明らめ、其効験を試みまほしく、諸々の医書・方書・儒書・仏書・小説・野語の隔てなく、苟くも撰生の事を説く者あれば、一小冊に之を手録し、又人の保養の事を語るものあれば、耳を

傾けて之を聞き、逐一小冊に記し、聴けば行はさる事なく、知れは為さざる事なく（「勉強説」）  
という不断の努力でかち得たものである。また伝聞によれば、

每朝五（七カ）ツ時午前四時起床し、先づ櫛もて頭を梳くこと百度、更に井に就き冷水を注ぐこと百度、然る後再び頭を梳くこと百度に及ぶ、毎日三餐畢れば必散步し、兩日は室内を匝歩して之に代ゆ、灸を好み殊に膝下三里の灸穴は毎日之を欠きしことなく、其健脚は之に所因すとなせり、食事は毎日一度必豆腐を食す、元と酒量ありしも浪華就職後は之を禁す、晩年又た少量の晩酌を取れり（「新納翁略伝」）  
というが、誠にすさまじい氣迫を感じる。

更に嘉永三年徳之島遠島、それも座敷牢入りを命ぜられた時のことを、「勉強説」に次のように記している。

吾始め遠島を命ぜられし日、鳥行の船皆出て去り、明年下島の候を俟つの間、一室に幽居し、有司来りて室口を封印す、室中方一丈、其中に幽居し、毎日食後室の四隅を匝めぐること数百匝そう、其歩数を計算するに筵一枚長六尺、方一丈の室、四方四丈、之を展のふれば六間となる、十匝すれば一町、百匝すれば十町、凡三百匝を踰れば、是を道路に算するに凡一里余に当る、日々之を勉めて怠る事なし、故に幽室の居、八ヶ月に及んで一日も怠惰なければ、身体甘脆に逸せず、骨節世間を歩趨する時に異ることなく健なりし

と。意志の強さと生への強い意欲に驚かされる。徳之島でも同じだったと思われ、こうして「赦を受けて帰りし時七十九歳歩行に患なく、耳目も聾骨を免れ、能く燈下に弁ず」とある。又「久仰雑譜」にも帰還挨拶に来た時升の意外な元氣さを喜んだことが記されている。西郷隆盛が沖永良部島での座敷牢生活から帰郷する時、非常に歩行困難であつたらしいのに比すれば（「西郷南洲先生伝」）、改めて時升の意志の強さに驚かされる。

こういう強靱な意志で時升は執拗に財政改革を上申し、「九郎談」等では姦佞の徒に徹底的な酷評を加えてい

て自信の強さを示すが、結局これが上司にうとまれることになった原因であろう。恐らく奇人扱いされたのであるまいか。

このほか当時の大島航路の困難さ、特に文化十二年大島代官の任満ちて八月大島を出航して帰郷の折のすさまじい難船の様等を伝える。

また齊宣が近思録崩れ以来一回も帰国出来ずにいて、帰国の思い切なるところから、重豪の死後調所がいったん引きずりおろした家老市田美作を再任して、その叔母に当る広大院（十一代將軍家齊夫人）に働きかけさせ、それで齊宣帰国の許可を得て、それが実現すると再び市田を罷免（天保四年十月十六日再勤、同七年五月九日退職）する裏話、帰国した齊宣の淫楽ぶりなど、「久仰雑譜」では裏話的なものは多少匂わせるだけで明記しないのに比べ、遠慮なく記述するあたり、当時一般の日記・記録類にない人間性の赤裸々な露出がみられる。こういう点からも珍しく貴重な記録・自伝といえよう。

（芳 即正）

## 例言

一本書は、東京大学史料編纂所蔵本「新納久仰雑譜」（全二十八冊の内巻十七から巻二十八の十二冊）「東行録」（一冊）「九郎物語」（上・下）を底本とし、これを「鹿児島県史料新納久仰雑譜二」として刊行するのである。

一「新納久仰雑譜」については、中村孫次郎氏所蔵本「新納久仰雑譜」で、「東行録」については、鹿児島県立図書館所蔵本「時升翁文章輯録」で、「九郎物語」については、東京大学史料編纂所蔵本「九郎談」と鹿児島県立図書館所蔵本「九郎談」で修正または補充した。

一修正または補充する場合には次のようにした。

ア 修正される箇所は「 $\backslash$ 」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は $\nabla$  $\Delta$ で示し、挿入には $\cup$ の記号を使用した。

ウ 修正や補充の典拠は次に掲げる記号を使用した。

新納久仰雑譜……中村孫次郎氏所蔵本 ㊦

東 行 録……鹿児島県立図書館所蔵本「時升翁文章輯録」。

九郎物語

東京大学史料編纂所蔵本「九郎談」 ㊧

鹿児島県立図書館所蔵本「九郎談」 ㊨

両書同様の場合 ㊩

一地名と人名については底本のままとし、それ以外の漢字については、原則として常用漢字を使用した。また特殊文字メ（しめ）はそのまま用いた。

一仮名は、底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁によった。

一原編者による傍注および注記は、原則として底本の体裁によった。新に注を付す場合は（ ）を付して原編者注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

一本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

一朱書・頭注および張紙は、「」で示し、「〔朱書〕」「〔頭注〕」「〔張紙〕」と注記した。ただし、後筆のものは削除した。

一欠所部は原則として底本のままとし、解説困難の箇所の原編者注本のママと虫喰のある箇所は、ママ・虫喰と傍注を付した。

一文意の通じない字または箇所には、（ママ）または（衍カ）・（○○カ）と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ適宜付す。

# 新納久仰雜譜 二 目次

## 解題 例言 目次

卷十七	安政三年辰四月十七日ヨリ同年八月三日迄	一
卷十八	安政三年辰八月ヨリ十二月迄	三五
卷十九	安政四年巳正月元日ヨリ同年三月十五日マテ	九二
卷二十	安政四年巳三月十六日ヨリ七月廿九日マテ	一四九
卷二十一	安政四年巳八月朔ヨリ十二月晦日迄	二二一
卷二十二	安政五年正月ヨリ同年四月マテ	二八八
卷二十三	安政五年五月朔日ヨリ八月晦日マテ	三四八
卷二十四	安政五年九月ヨリ同年十二月迄	四〇六
卷二十五	安政六年正月ヨリ同年四月十日迄	四九七
卷二十六	安政六年未四月十一日ヨリ七月廿九日迄	五六〇
卷二十七	安政六年未八月朔日ヨリ同年九月晦日迄	六二五

目次



卷二十八	安政六年未十月朔日ヨリ十二月晦日迄	六七五
東行録	.....	七三九
九郎物語	上	七六八
	下	八三二

〔表紙〕

新納久仰雜譜

安政三年辰四月  
同年八月三日迄  
十七日ヨリ

〔安政三年辰〕

一 四月十七日、今晚迄茂追々浦々より注進有之、小振り之船ニ而、昨日東風ニ付、東之方江打走りいたし候様ニ付、近く成遠く成、矢張相見得居候、今晚野村彦兵衛并書役田中清右衛門出立、山川之様差越候事、

一 今昼、大坂より町便着ニ而、

公義御用式拾四間大砲船、御船奉行長崎勘助等乗付居候御船、并外二艘茂同断難船ニ而、帆柱三本共折れ、やう／＼先月廿五六日ニ掛、阿波の内浅川浦江致入津、

乗組人数は無恙、乍去必死之事ニ而候旨申越、三艘共右次第二而、江戸之御都合旁残念千万、何共奉忍入次第也、右ニ付今日より早々諸事御手当向申談候事也、

〔表紙〕

一 二十四間船六月廿九日品川江着船、廿間船ハ横濱迄着船ノ事、七月五日ノ越前侯へノ書翰ニ在リ、

一 今日八ツ時迄は、異船帆影不見得様相成候との届無之、心配之事也、然共外ニ御手当筋も無之故、八ツ過退出いたし候事、

口上

駿河様弥御勇健被成御勤務、珍重御儀奉存候、御見舞為可申上、与力召列参上仕候、随而目錄之通り進上之仕候、此旨宜敷御取成頼存候、以上、

四月十七日 渡名喜親方

御取次衆

覚

与力

我如古親雲上

四月十七日

進上

太官香

三把

白花紗綾

二端

焼酎

一壺

以上、

渡名喜親方

進上

官香

三把

練蕉布

一端

以上、

我如古親雲上

右渡名喜は琉球国・佛国和約取替し相成候ニ付、御託

之使者として、上国いたし候ニ付、見廻也、

一 四月十八日、今朝六過、御軍賦役坂元彦五郎参り、先

日より見得候異国船、昨十七日午刻時分、佐多之内(鳥越)いか

の浦と云ふ所江致汐掛候旨、今晝御殿江相達候ニ付、

御軍賦役并助教唐通事等、早々被差越度、及吟味候旨

申出候間、其通有之、可然旨申達置候事、

一 今日七時分、佐多汐掛之異船、今朝卯之下刻比、(鳥越)いか

の浦出帆、卯辰之方江乘行、追々帆影不相見得候様罷

成候段、山川より之注進相達、致安心候事、

右汐掛之儀は、先日より東風強吹詰、異船なからも直

様乘行不相調、全く風よけの模様ニ見得候由、船も纒

十間位有之、人数廿人余も乗組居、至極小船ニ而候由、

前文通東風吹詰居、佐多より之届は、遅方着ニ而候事、

一 今日七ツ後、江戸表去ル二日被差立候極々急キ飛脚到

着、

(鳥越青杉玄子)  
篤姫様御事

近衛様御養女之儀、伊勢守様より被仰渡候、旁之御左

右御到来也、

一 四月廿日四時、南泉院江

(徳川家光)  
大猷院様御正忌日付

(島津斉彬)  
大守様御代参

(島津斉興)  
宰相様御代拜

但着服のしめ・長袴

右之通相勤、夫より出勤、八ッ退出、

一 今日、廿四間御用船等難船之儀ニ付、御届旁町便差立

候付、豊後殿・山田等へ一封ッ、差遣候事、

一 四月廿二日、今朝新納源左衛門見廻也、左候而老ヶ年

製硝石、先日試焚いたし候とて持参也、

一 四月廿三日、今朝道嶋源五郎参り、昨日永江休之丞よ

り  
御内沙汰之趣を以、西田川筋子流之一条、御尋有之候

ニ付、成行申上候事、

一 御家老座書役助有川七之助事、来ル廿八日、不時ニ江  
戸江出立之管ニ付、今日為餞別肴料金百疋・唐扇子一

箱・紺地嶋細上布沓反、差送候事、

一 御軍賦役折田平八、先比帰帆ニ付、塩豚一台・泡盛大

徳利一ッ・紺地嶋細上布一反、土産として贈り有之候

事、

一 磯永喜之助・稻留源左衛門共ニ、当分茂每日程、八ッ

より被参候而、家譜中取写し方被致具候事、

一 四月廿四日、今日吉野馬追有之候也、

一 七時分、御趣法方掛御側役格向井新兵衛事、只今致下

着候、乍去足痛有之、親類を以届有之候事、

一 四月廿五日、番所江鹿籠金山より召抱置候關矢市郎事、

心ニ不叶儀共有之、今日暇差出し候段、源五郎を以申

達候事、

一 四月廿六日、異国船御届之儀ニ付、今日急キ飛脚差立

候ニ付、山田江沓封差遣候事、

一四月廿七日、今朝御仕置者にて、御腰物ためし胴も有之候付、先年稻荷市店より求置候無銘之刀、いまた試も不致候付、昨日御納戸奉行江頼置、今朝家来勤之山口嘉兵衛江為持差遣候処、御腰物相濟候後、乳之脇一刃試有之候処、余程切れ味宜敷見事ニ打落し候由、切手田代新太郎成行被申越、刀も見届候処刃之上少も痛無之、今一刃切候而も、少茂違間敷見得、刃先キも至而宜敷候間、別而大慶之事也、

一四月廿八日、七後江戸去ル四日被差立候先月末之中急到着、御用封差出候ニ付、開封之処、江戸表

御方々様御機嫌能被遊御座候御左右也、右ニ付書役助知識七之丞招呼、御左右啓并

御直書等、早速玉里江為持差上置候事、

一四月廿九日、今朝甲冑製作所掛り見聞役原田才之丞并木脇藤淵同道ニ而被参候、御用向有之候而也、

一四月晦日、今朝磯永孫四郎被参、昨夕末川近江殿より此内琉人立方役掛願ニ付、送り物等ニ預り、忝存候、右之為返礼、金子七百疋被差送候との事ニ而候旨被申聞、且は相談共承候事也、

一五月朔日、五ツ半時分浄光明寺江

(島津忠久宅)  
貞獄院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より出勤、八ツ退出、

一昨日夕方、道嶋源五郎を以、玉里御側役永江休之丞より、江戸

御姫様方より

宰相様江被進物之内、此節飛脚荷於中途雨濡相成候品

有之、別而不念之至り御不都合相成候間、現物差廻し候ニ付、見届之上ニ、夫々糺方等可致旨被申越、右之御品拜見いたし候処、大濡ニ而、殊ニ御年寄より差廻し候封箱等は、鼠之巢のごとく朽損しニ相成、何共難し筆紙次第ニ付、驚入申事共ニ御座候、何分ニも糺方いたし、成行も可申上旨相答置、今日右之品御殿江持出、書役市來正之進江申付、飛脚之者糺方等之儀共申付置候、尤是飛脚も硝子器江戸より御下候処、夫茂中途ニ而こわれ候由、打統之不都合ニ而、何共御断も申上兼候次第ニ付、此節ハ差招申出候筈ニ申談置候也、

一 五月二日、明三日先月末之定式差立候付、今日書状共相認、山田江差越候、此節は段々御内用筋多く、大封ニ而差廻し候事、

一 今日、種子嶋鶴千代殿より長々私領江被差越居、先日御帰リニ付、土産として鉄砲壱挺四匁五分兼次作并鹿皮五枚被下候事、

一 五月五日、四時玉里江御祝儀旁罷出、九ツ過退出、

一 今日之為祝儀、在番浦崎親方并別段上国之渡名喜親方より焼酎砧一双ツ、差贈有之候ニ付、此方よりも肴一折ツ、両親方江差遣し、祝儀申入置候事、

一 今日、市成之末子、初節句ニ付、次郎四郎・お悦參候而、遅方罷帰候事、

一 五月六日、今日入梅、綿入共着用候季候ニ而候事、

一 五月八日、宮里孫之進世話ニ而、鹿毛四歳大寸乗馬用ニ見合置候事、

一 同九日、前条鹿毛、今日より預置、馬屋立等之吟味いたし、左候而是迄立置候青毛小寸、繰替ニ遣す筈ニ而則遣置候事、

一 同十日、前条鹿毛馬屋立、其外馴之物等も能候間、弥

召立候筋ニ内決いたし、代金八兩三步ニ究置候事、

一五月十三日、今日浦崎親方より別段之音信として、左之三品贈り有之候事、

一五月十二日、今日島津伯耆殿下着ニ付、用達水上迄差遣候事、

覚

一鹿毛大寸弥牽入候付、今日代金引結為致候、尤是迄之

一横付 緒占相付 一

青毛相渡、増金三兩老步差遣し候事、

一根付 一

一今夕方より田中源五左衛門・山口九十郎・上井甚七・

一午玉 一

與倉孫右衛門緩々被參候、尤近日より佐土原江差越候

以上、

浦崎親方

ニ付而御用談旁也、依而主居ニ野元一郎招呼候、左候而四ツ過比被帰候、

一五月十八日、四時浄光明寺江

(島津忠久)  
得佛様御忌日付

一五月十三日、今朝畠山吉次郎見廻也、尤昨日伯耆殿江

太守様御代參

相付下着ニ付而也、

宰相様御代拜

一今日出勤毎之通、伯耆殿出勤有之、御意之御役一所ニ

但

承知仕、難有奉存候、左候而拙者江は水軍兵士被召立

御惣靈様江御代拜

候思召之御内沙汰之趣、段々承知いたし候事、

着服麻袴

右之節

宰相様より正五(書)九日中ニ付

御同靈様江御代拜

但

着服麻袴

右之通相勤、別勤也、依而帰りより松壽院(島津齊宣宅)殿此内嶋よ

り御帰り被成候ニ付、伺御機嫌旁近習迄見廻置、罷帰  
り候事、

一五月十九日、夜前大雨、今日は微雨ニ相成候事、

一今日、左之通致頂戴候事、

諸白 一樽

粕漬鱒 一桶

右従

宰相様頂戴被 仰付候、御礼之儀は則取繕申上置候間、

態々御参殿ニ不及候、此旨御達申上候、以上、

五月十九日

玉里

御小納戸

新納駿河殿

右ニ付御受書相応ニ差出置候事、

一今日、拝領之粕漬鱒一桶・諸白一樽、先日浦崎親方よ  
り別段之預音信候間、右之礼旁として差送り置候事、

一五月廿日、出勤、九ッ過より玉里江罷出、昨日頂戴物  
之御礼、御小納戸早川速江相付、申上置候事、

一五月廿二日、八後井上嘉左衛門・日置半兵衛被参、前

田傳左衛門事極々困究ニ而、出勤も不相調候間、当分之間ニ合之御救ニ而も被仰付候筋は有之間敷哉之内意、

被申聞候事、

一五月廿三日、四時福昌寺江

慈照院様御忌日付

(島津重豪宅)

太守様御代参



宰相様御代拝

但

御惣靈様江御代拝

着服麻袴

右之通相勤、別勤ニ付、夫より深固院・大興寺等江御墓參共いたし、南林寺までも致參詣(術カ)いたし、帰宅候事、

一五月廿六日、四時福昌寺江

(島津重豪様迄)  
玉貌院様御忌日付

太守様御代參

宰相様御代拝

但

御惣靈様江御代拝

着服麻袴

右之通相勤、別勤ニ而、帰宅也、

一今日、七後石黒戸後左衛門、屋久嶋より罷登り候とて

被參、段々彼地之成行承候事也、

一五月廿七日、玉里江罷出、八ッ過退出、尤昨日左之通致承知居候旁也、

御内々御用之儀被為在候ニ付、明日此御屋敷江御出被成度、若明日御差合之儀も御座候ハ、明後廿八日御出可被成候、此段御達申上候、以上、

六月廿六日

永江休之丞

新納駿河様

右ニ付、御受書相応ニ差出置候事、

右ニ付罷出候処、段々御用筋承知いたし、其後於御客

間御小納戸黒田半七御取次ニ而、

御上下 一具 生籠門也

御帷子 一重 越後水色御紋染出し  
下御重越後なり

宰相様思召を以拝領被仰付候段致承知、難有頂戴仕候、

席詰御側役得能彦左衛門ニ而候、

右之通思召を以拝領被仰付候段、何様之御訊ニ候哉、

内々永江休之丞江相伺候処、豊後殿出立後彼御方御用

致承知、折々彼御屋敷江も罷出候間日外

御用席ニ駿河事年末戴キ物等は、何様ニ而候哉と、

御沙汰被為 在候ニ付、其時分は御湯治中ニ茂有之旁

ニ而、不行届候旨御取合申上候処、夫はとふそいたし

遣候様ニと、先日

御沙汰被為 在候付、右之通被仰付候旨致承知、誠ニ

以

御思召之程難有次第ニ付、此段為以後記し置候事、

一八ツ後、谷村九郎右衛門御作事奉行江御役替被仰付、

勤方は迄之通り織屋掛被仰付置候ニ付為見廻也、引続

岩下佐次右衛門、当秋江戸江出立ニ付、御金百兩御心

付被仰付候為御礼、見廻也、

り置候高田風之作ハ、先日銘彫出来いたし候事、

一六月朔日、田代太郎太事、三月廿三日より鹿屋江申受

置候材木・板、其外品々取調方ニ頼越置候処、今日罷

帰りニ而候事、

一在番浦崎親方より琉球方江拝借金被仰付置、返上方之

儀奉願趣有之候処、五ヶ年府返上被仰付、且琉球出物

米之内余米有之節は、琉球藏方江申受被仰付度願之趣

有之候処、来年より先キ式ヶ年願之通被仰付候付、為

御礼浦崎并聞役新納太郎左衛門同列ニ而見廻、左之通

贈物有之候事、

覚

一五月廿九日、忠元君御差料と申伝候青江之刀并

(島津維也)有邦院様御差料ニ而、相良氏へ拝領、其後当家江廻り

来り居候三原折紙付之刀銘彫之事、伊地知平覺正節江

先日頼置候処、今日出来候、且当家重代家助と申伝候

刀、并大口之五郎右衛門方江持伝之刀、先年拙者持帰

一 一 波扇子 一箱

一 一 金之手炉 一

一 一 紺地嶋細上布 二端

一 一 一袖二反嶋同 二端

一 一 一緞子 一本

六月朔日

一六月三日、今日靈社様御祭日ニ付、毎之通社人有屋田  
信濃相頼、例之通相調候事、右ニ付夕方より新納彌太  
右衛門・同氏次郎九郎・伊地知小十郎・東次郎左衛門  
・迫水孫次郎・磯永孫四郎等被參候而緩々也、

一六月五日、四ツ過より玉里江罷出、八ツ過退出、今日  
御用は第一末川家并上村十左衛門事、且又西田川筋子  
流之一件、内吟味之趣書付取揃、永江休之丞江相渡、  
御都合を以

奉伺給候様申入置、<sup>(折カ)</sup>其外彼是御用筋有之候、然処暑  
氣も強候ニ付、素めん共頂戴被仰付、難有次第ニ候、  
尤書役伊集院直五郎・市來正之丞相詰居候処、是以同  
様素めん頂戴被仰付、都而永江休之丞世話ニ而難有被  
仰付候間、同人江相付御礼申上置候事、

一六月六日、今朝五過出宅、大乗院之御影殿江參詣、夫  
より砲術館之御軍神江致參詣、出勤、八ツ退出也、

一六月七日、今早朝永江休之丞被參候而、一昨日奉伺置  
候末川家并上村一件、并西田川筋子流一件、共ニ我々  
吟味相当ニ被 思召上候、此上は両条共早目ニ御取扱  
相成候方可然候間、早々江戸表江奉伺候様との

御沙汰候旨、休之丞を以致承知候間、委細奉畏候、早  
速明日急飛脚差立奉伺候様可仕旨、御受申上置候事、  
右ニ付今朝則野元市郎召呼、右之書付等相渡、取扱振  
之儀とも申達置候事、

一今日、夕方より東次郎左衛門・石黒戸後左衛門、屋久  
嶋之儀ニ付、御用談被參候而、緩々也、

一六月八日、五時福昌寺江  
<sup>(鳥津斎宣宅)</sup>  
芳蓮院様御正忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

着服麻袴

右之通相勤、夫より出勤、八ツ退出也、

一 昨朝永江休之丞を以致承知候一件ニ付、今日急飛脚差立候間、豊後殿并山田等江御内用封相認差遣候事、

一 日入時分、高奉行橋口彦助被参候而、去秋走接貢船当

五月廿一日唐国五虎門出帆ニ而候処、洋中より順風悪敷相成、去ル三日山川兒ケ水浦江漂着、夫より同所湊

江引入相成居候処、順風相成、只今前之濱江着船、碇を卸し候段届申出有之候事、

一 六月九日、今朝伊集院直五郎接貢船漂着之一件ニ付、

御用有之参候事、

一 四時分、書役助有馬雄之介参候而、西田川子流之長本

上村半兵衛妹其外四人、今朝評定所御用之処、上村半

兵衛妹もと并亡伊東喜兵衛後家つね事、夜前自縊いた

し、谷村十郎太妻とも并子添之姥鐵并よし兩人罷出、

及問付候段、中届申出候事、

一 四ツ過出宅、玉里江暑中之伺御機嫌、且は前条之一件

御届旁として罷出、伺御機嫌之儀は得能彦左衛門江相

付申上置、子流之者共評席江罷出候、形行ハ永江休之丞江相付申上置、九ツ過退出候事、

一 帰宅後之処、野元一郎参候而、今朝評定所江罷出、見

聞之形行細々届承候、尤子流之儀ニ付而は、谷村十郎太妻江為負付候趣意有之、六ヶ敷場合ニ付、右之通書

役共も両三人差遣し、見聞為致ニ付而也、

一 六月十日、今朝江夏十郎御用有之被参候也、

一 八ツ後、新納彌太右衛門召呼候、是は西田川筋子流一件ニ付、谷村方之娘罪之当様、孔孟之道ニ而は何様有之可然哉、山田十介共ニ銘々存慮を以取しらへ為聞給

候様、極内頼込置候事、

一 八ツ後より野元一郎・伊集院直五郎御用談有之召呼、

夜入四ツ前帰り也、右之内七ツ時分川上式部殿琉球よ

り上船、串木野沖辺より橋船ニ乗移り、羽島江上陸、

市來湊江泊り、只今着掛ニ候とて、御届旁被参候間、

琉球地之形行細々承届候、尤一郎・直五郎ニも一席ニ

而承候事、左候而夕方式部殿被届候也、

一式部殿届着ニ付、おせひとのハ早くより被参、次郎四

郎は式部殿、拙宅罷立之後より参り候、おせひとのハ

今晚彼之方江泊り也、

一六月十一日、夜入過御軍賦役永田新八郎被参候而、鹿

籠之沖拾里余之処、異国船相見得候へとも、直ニ帆影

不見得様相成候との届有之候段被申聞候間、承届置候

旨相達置候事、

一六月十二日、四時南泉院江

(徳川家重)

惇信院様御正忌日ニ付

太守様

宰相様御代拝

着服長袴

右之通相勤、夫より出勤、昨夕之異国船御用共仕廻、

四ツ過退出候事、

一今晚宮里孫之進召呼候、是は実家谷村十郎太妻之一件

ニ付、当分出勤無之候へ共、極内分申遣段々承合候一

件有之候ニ付而也、

一六月十三日、早朝平田伊兵衛被参候、一昨日下着ニ而

段々御用筋、且

御沙汰之趣茂有之、細々致承知候事、

一大口木之氏村組頭弓削與右衛門身弱罷成、退役之願申

出置候ニ付、代り役等之儀ニ付、白坂十右衛門・芝原

勘助致出府候様申遣置候処、今朝十右衛門・勘助参候

間、與右衛門退役之儀、名代十右衛門江申渡、跡代り

組頭十右衛門江申付、十右衛門是迄横目役ニ付、其跡

役勘助江申付候、尤於役座用頼を以申渡候事也、

一夕方彌太右衛門被参候而、先日頼置候子流之一件ニ付

而之しらへ下草持参被致候付、則受取置候事也、

一御着 一折

一御酒 一樽

一六月十四日、八ツ後より御勝手方書役井上嘉左衛門・

式行料物壹貫五百文

前田傳左衛門参候、当年蔵方御心付之賦、并蔵方迦之

一素麵 一台

人数御金可被下哉之旨、取しらへ方篤と致内談候事、

料物壹貫文

一西瓜 三ツ

一六月十五日、例之通祇園祭礼有之、山引廻しも有之候

料物三百文

事也、

一袋物 五ツ現品

一七後、東郷左太夫被参候、都之城出雲殿なと今朝出府

右御地頭様江

有之候由、尤隠居家督之願申出有之候処、近々仰渡可

一御着 一折

相成模様ニ付、段々内意且相談事承候旁也、

一御酒 一樽

一今日、道嶋源五郎を以、永江休之丞より西田川筋江子

式行料物壹貫貳百文

流之者共、親族帳御内覧被遊度との旨被申越、致承知

一西瓜 三ツ

候事、

料物三百文

一地頭所指宿より暑中尋、左之通申出候、

一玉子 一台現品

手扣

右御懷様江

指宿

一御着 一折

一御酒 一樽

式行料物壹貫貳百文

一西瓜 三ツ

料物三百文

一玉子 一台現品

右御奥様江

一御肴 一折

一御酒 一樽

料物壹貫貳百文

一西瓜 三ツ

料物三百文

一玉子 一台現品

右御子様御相中江

ノ錢壹貫三百文

右之通暑中伺御機嫌として差上申候間、宜敷様御披露

可被下儀奉願候、以上、

郷士年寄

六月十五日

園田宇左衛門

覚

指宿

一鳥目三百文

右御地頭様御方

一同壹貫五百文

右御子様御相中江

ノ錢六貫五百文

右当春御地頭瀬引為仕、我々立会見分仕候、取得候魚

売払代錢を以差上申候間、宜敷御披露奉願候、以上、

六月十三日

園田宇左衛門

一六月十六日、嘉祥ニ付四時より玉里江罷出、若年寄・

大目付一所ニ御祝儀申上候、左候而拙者儀は御用有之、

居残り八ツ過迄相詰退出候事、

一今日、永江休之丞江極内申談候へ、西田川子流ニ拘へ

リ居候谷村十郎太妻事は、繼母之申付ニより、不得止事口次いたし、夫故去ル九日評席江被召出、問付之上揚屋江被遣置候、右は御格式ニ候へとも、誠ニ無理成次第、尤則より病氣ニ而食事も頓と不參候由、全体身弱之生れ付ニ而も有之由、然は病氣弥増万一も牢死共いたし候而は、誠ニ不便成訳合ニ付、何とぞ難有御沙汰共戴き候事は相叶間敷哉之旨、篤と申談、極内奉入

御耳候処、最早左様之儀も被及聞食候、就而は屹と御沙汰被遊候而は、差障も可有之候付、休之丞迄御内話被遊候趣を以、休之丞より拙者江相通し、可然取計候様、其趣ハ谷村十郎太妻とも事、無調法ニ付揚屋江被遣置候得共、病氣ニ付親類共より於宿元座敷内取持養生為致度候間、揚屋出之儀願出候ハ、其通差免可然との趣、休之丞迄

御内話被為 在候段致承知候付、則今日近江殿江申達、大目付江も今日達し相成、即ニ内論相成候様、書役市

來正之丞を以申遣し候、尤谷村方親類谷村孫右衛門拙宅江召出し、右之形行極内分相論候処、落涙ニ而致承知、直ニ明朝ニも養生方之儀願出候様可取計旨申置、退出いたし候由、尤野元一郎ニ茂早速召呼、正之丞一念ニ而、右之通取計為致候事、

一 嶋津石見殿事、今日江戸より下着有之候付、次郎四郎水上迄差遣候処、八ッ過下着有之、然共石見殿事於江戸足痛并目之痛なと有之、長々出勤も不相調候由、藏人殿出府有之候間交代ニ而、先月十二日出立、今日下着也、今以足痛等も甚敷、目も僅二三間隔候へは誰人たり共被見分かたく、足痛も座内さへ杖なしにてハ不調法ニ候由、其上一体余程憔悴之方ニ而候由也、  
 一 おせひとのハ今夕方より武之橋江被參候、彼方妹上立待候由也、

一 六月十七日、五ッ過出宅、石見殿江見廻致面会候処、承候よりハ様体宜敷見受候、乍去一体は憔悴之方ニ而、



御用筋段々致承知、長談ニ及び、四ツ過罷立、夫より

出動、八ツ退出いたし候事、

一 今日同席中江、昨日玉里ニ而谷村一件難有

御内話被為、在候趣、細々致演説置候事、

一 夕方、新納彌太右衛門被參候、内用申入置候一卷しらへ持參也、

一 都之城出雲殿御夫婦、一昨日夕方御出府被成候由ニ付今日お悅夕方より參候事、

一 六月十八日、今朝六半時分出宅、砲術館江稽古見分として出席、下總殿・近江殿・登殿ニ而真之手教致見分、四ツ前退出相濟、別勤ニ而帰宅也、

一 御札令拜見候、弥御堅固御勤之由珍重存候、然は山田鞆負を以内用向之儀申入、且籠末之品令進覽候、為御挨拶預候、示被入御念之段御慇懃之至存候、恐惶謹言、

六月十八日

鳴津淡路守

忠寛判

新納駿河様

御報

一 六月十九日、今朝宮里孫之進被參候、先日谷村方難有被仰付候御礼之心得也、細々成行承届置候也、

一 八後より友野市助・福崎助八御用談ニ被參候而大鐘時分迄也、加治木家来桑幡孫助一件也、

一 今日、都之城は豊前殿隠居、出雲殿家督、願之通被仰付、今日当座之祝ひ有之、お悅七ツ後より参り、夜入帰り候事、右隠居願ニ付而は、此以前より豊前殿内願之由なから、黒木などより差留も有之、段々押延ひ、やうく今日願達相成、嘸安堵之筈と存候事、

一 六月廿日、八後より川上式部殿御父子相招候、尤先日より申入置候事なから、当時折角諸篇軽目之方ニ取向候時節ニ付、座着昼飯共寄合、緩々咄のみの企ニ而候処、夕方より伊地知小十郎・東郷市介被參候間、引留

置、何れも夜入四時分帰り也、尤式部殿を琉球登り後、  
初而緩々被參候へ共、別而手輕ニいたし、吸物壺ツ・  
取肴類三四種ニ而、趣意申理り置候、右ニ付式部殿は  
土産旁として、左之通贈り也、

覚

- 一 彩色蓋茶碗 一 束
- 一 籐菓子皿 トウクワ 一 束
- 一 筍寒 一 束
- 一 吸物膳 一 束
- 一 塩豚 一 壺
- 右旦那様江
- 一 胴板嶋 一 端
- 一 白地木綿嶋 一 端
- 右奥様江
- 一 嶋袖 一 端
- 右御隠居様江
- 一 白唐紙 一 帖

一 白地嶋細上布 一 端

右次郎四郎様江

一 紅色紗綾 一 端

右お悦様江

一 毛氈 一 枚

一 白地木綿嶋 一 端

一 唐櫃 一

右おせひ様江

以上、

川上式部  
使

一六月廿一日、出勤、四ツ打切より筑後殿・近江殿・拙  
者再聞ニ致出席候、今日は西田川江子を流し候姥共兩  
人被召出候、谷村十郎太妻も被召出管ながら、病氣ニ  
付、先日親類共依願、宿元江座敷内取持致養生候訳ニ  
付、今日は不被召出候事、

一六月廿二日、今朝鳴津右膳殿用向有之被參候、訳は平田平六所帯方困究ニ付、御救筋之内願一件、石見殿より被申越候趣有之候而也、且又昨日再聞濟より近江殿事、石見殿着之為祝儀見廻有之候処、近江殿行状ニ付、江戸江聞得之趣茂有之候間、当御役御断ニ而も被申上度、左候得は恥辱も薄キ方ニ候旨、石見殿より存寄被申候趣、壁越し承及居候、右通ニ而宜敷候哉、石見殿此節は氣薄キ方罷成被居候ニ付、右等之事も右膳殿脇より懸念いたし罷在との趣極内被申候間、相応ニ申答置候事、

一今日、出勤、八ツ退出、夫より都之城江先日隠居家督被仰付候為祝儀見廻、暫ニ而罷帰候事、

一近江殿事痔之痛差起候とて、今日出勤無之候、乍去今朝承及候段も有之候ニ付而は、訳有事と存候也、

一今日、九時分町便到着、去ル九日江戸仕出也、今般江戸御慶事ニ付、御用金も可有之候ニ付、爰元御宝蔵御格護之内より五方兩程、近便より江戸江差廻置候様御

沙汰ニ而候旨、豊後殿より問合相違候、且又安藤平八御金取扱不勘弁之趣、并近江殿・上村十左衛門事共、

書役問合相違候事、

一今日、例年御心附藏方拙者江赤谷組大窪下代被仰付候、尤御代官市來八郎取次之由也、諸向一同も昨今日申渡相成候事、

一六月廿三日、五過福昌寺江

慈照院様御忌日付

太守様御代參

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤、夫より出勤、八ツ退出、

一六月廿五日、出勤、四ツ打切りより二之丸御宝蔵江、

先日江戸問合之通、五万両之御金出し方ニ参候、御趣法方御用人向井新兵衛・福崎助八、御側役名越彦太夫、其外御役々、定之通出会ニ而、御蔵戸前は致開方候へ共、御金棚之鑰合兼候付、及吟味候処、程久敷明ヶ方無之候付、現在取覚居候者不罷居、合鑰猶又及糺方候得共、不尋得、何分ニ茂無申訳次第ながら、今日は御金棚は開キ方不相調、八ツ過引取候事、

一今日、出勤いたし候処、下總殿より筑後殿、拙者上之間江相招被申聞候は、近江殿事先日より痔之痛ニ而引入被罷在候得共、夫のミならず、段々及勘考候処、最早年齢罷成、追々氣薄物忘等いたし候得は、大切之御役場何様之不都合到来致も難計、左候而は若年より段々難有被召仕候処、何共奉恐入儀ニ付、此涯御役御断申上度存候付、近ク可願出、左候ハ、当月末飛脚より、江戸江伺越相成候処取計具候様との趣共、細々承候間、相応ニ申答置候事、

一玉里江為伺御機嫌、昨朝西瓜十・御肴料金式百疋、永

江休之丞江相付致進上度頼置候処、明八ツ時分御披露被申上候処、御都合能被聞召置、今日より西瓜は被召上候段、道嶋源五郎を以被申聞、別而難有致承知候、尤地頭所指宿は山川引続候郷故、彼方西瓜差上度内存候へとも、指宿辺ハ実熟遅候由ニ付、内場より取寄、二十程玉里江差廻し置、其内より宜敷様成の撰ひ立て致進上被具候様、左候而去<sup>り</sup>出しは御側廻ニ而尽し被申度、頼越置候処、右之通十程御披露被申上、左候而右内存之趣も御咄し被申上候処、西瓜は内場之方宜敷候、山川方はわるひとの御咄共被為、在候段も承り、旁難有仕合候事也、

一六月廿六日、出勤、八ツ半比退出、今日八ツ前、江戸去ル三日被差立候飛脚到着、御用封段々到来、其内末川近江殿事、被聞召候通趣有之候付、病氣等之申上ニ而、御役御断被申出候様、左候ハ、何茂首尾能被成御免候方ニ取扱可有之旨相達候間、今日直々筑後殿・

拙者相揃、近江殿親類下總殿江致内諭候、且書役勤上村十左衛門事も同様被仰付候段申来候間、出勤致居候へ共、早速退出いたさせ、其後寄役を以親類江内諭為致候事、

一夕方畠山吉次郎見廻候、是は今日御救方之御金拾五両、御内々ニ而被成下候礼也、引続伊集院直五郎参候、是は末川家之儀ニ付一刻也、

一六月廿七日、四ツ前出宅、玉里江罷出、昨日相達候間合、近江殿一件、今日永江休之丞を以猶又、

奉伺候処、何茂

思召寄不被為、在との御事ニ付、則今日運ひ相成候様取計可仕旨申上置退席、夫より御殿江出勤候処、近江殿事ハ昨日内諭いたし置候付、痔之痛有之、退役之願申出有之候ニ付、即今日願之通被成御免、左候而其身代取込拜借被下切被仰付、御養料一世百石之物成被下置候段申渡相成候、且又長崎御付人奥掛書役勤上村十

左衛門事茂、多年腫物いたし、往々勤方不相調旨を以当役御断申出候間、是以則今日願之通被成御免候段申渡相成候事、

一八ツ後仙波市左衛門被参候而、今便山田より之状被相渡、且吉村事ニ付用向有之候也、

一今晚おいつさま・およねとの御列立御出被成候、およねとのハ珍敷事也、

一六月廿八日、先達而より雨頓と無之、炎暑酷敷、昨日より雨乞有之候処、今日八ツ後より雨ふり、万人喜び候事也、

一七後横目助新納源左衛門見廻也、当分鹽屋村硝石丘方掛りニ而、精勤之御取訳を以、金三拾両御内々被成下候御礼也、且又新納龍雲事、今日表医師被仰付候御礼として見廻也、

一六月廿九日、今朝五時在番浦崎親方并異国人一件ニ付

御侘之使者渡名喜親方召呼候、尤聞役太郎左衛門同伴

也、浦崎江は唐反布持登り之儀ニ付、去年九月玉川等

江申達置候儀有之候得共、少々申渡不致候而不叶訳有

之候付而也、夫茂内実は野元一郎承知違之形ニ而奉恐

入事也、渡名喜は去年九月佛国人江和約書取替し候不

調法ニ付、御侘申上候得共、

御両殿様格別御不都合も不被為在段申達候事也、右ニ

付野元一郎も陰ニ而相詰候事、

一今日出勤、四ツ打切より二之丸御宝蔵江差越、御役々

出会開方いたし候、御金沓万両出し置候、近日中江戸

江差廻候賦也、尤今日ハ鑰等も都而相揃ひ、以来之儀

も取扱致し、あき様相究候事也、

一今朝鹿屋江申受置候山床立込之材木取残り木、代金三

拾兩ニ買、片付引結相成候、都而田代太郎太肝煎ニ而、

右通相成安心いたし候事、

一今夕方急雨まいり、万人悦ひ候事也、比日之暑キ甚敷、

込り詰たる事ニ付、至極之潤沢ニ相成候事、

一六月晦日、当年御心付蔵方、今日鎌田直五郎江去年之

附屬料通金九拾六兩被相渡、今日金子も入付ニ相成候

事、

一先日浦崎・渡名喜一所ニ召呼ひ申達候通、佛国人と和

約相結ひ候一件、御侘向相濟候為御礼、今日両親方聞

役同伴ニ而見廻、且左之通贈物有之候事、

覚

御扇子 一箱

籐盆 十

紺地嶋細上布 二端

縮緬紅 二卷

緞子 沓本

六月晦日

一七月朔日、出勤、ハツ退出、当月月番承候事、

一七月二日、先月末定式中急差延置、今日差立候付、江

戸豊後殿并山田等江書状差遣候事、

一 七月三日、四ツ過出勤、中之塩屋江大砲試打見分ニ差

越候、尤成田始掛り御役々、此三日彼所江差越居候、

大砲はキスト台新製相成、此節初而之打方ニ而候間、

下總殿・筑後殿ニも被差越、御軍賦役堀與左衛門・税

所七郎右衛門、書役岩元清藏・橋口助右衛門等ニ而、

内輪之見分也、汐干ニ打方いたし候間、ハッ半比相濟、

夫より立宿ニ而暫く休ミ、打立大鐘時分帰着候事、

一 今日、東郷市介所 都之城之奥方御出被成候付、お久

・お悦・安之介ニも参り、夜入遅方帰り也、然処今日

ひととき暑さニ長座退屈いたし候故ニ候半、お久事帰宅

涯立くらみことく、瞬息之間気絶ニ而候事、

一 七月四日、今朝市來正之丞・岩山八郎太・伊集院直五

郎見廻候、訳ハ先日琉人送り之品共差遣置候ニ付礼且

は御用談也、差送り候品々は左之通也、

一 紺地嶋細上布 一反ツ、

一 筭寒茶碗 十ツ、

一 氷砂糖 一重ツ、

一 泡盛 一徳利ツ、

右之通取合、伊集院・岩山・市來江乍僅少遣候事也、

一 今日、水仙之間之格を以、於御座左之通、

新納駿河

右は嶋津石見罷下迄之間 宰相様御方掛被仰付置、此

節石見致下着候得共、駿河事首尾掛之御用茂有之候ニ

付、是迄之通、

宰相様御方掛被 仰付候、

七月 下總

右之通被仰付候ニ付、御受仰礼申出置候事、

一 七月五日、五時出宅、福昌寺江

(島津重年)  
圓徳院様御施餓鬼ニ付

太守様御代参

着服長袴

右之通相勤、御靈膳下共致頂戴、夫より出勤、八ツ退  
出、

一 七月六日、八ツ後より稻留源左衛門被參候、此内病氣、  
引続彼是之事ニ而、久々振写し方被致候也、

一 七月七日、四時より玉里江罷出、若年寄嶋津伯耆殿、

大目付頼娃織部殿ニ而、当日之御祝儀一所ニ申上候事、

左候而拙者居残り、先日石見殿下着有之候得共、拙者

事首尾掛り之御用有之、是迄之通被掛置候段被仰付候

御礼等、永江休之丞江相付申上候、然処休之丞より内

々被申聞候は、豊後殿在旅中彼御方御用掛り拙者江被

仰付置候処、随分御用弁ニ而宜敷事候間、其趣休之丞

より豊後殿江茂申遣置候様、先日 御沙汰茂有之、前

文之通掛りも先長く被仰付置、其段豊後殿迄茂申遣置

候旨も致承知、誠ニ以冥加之至奉恐入候事也、

一 今日、休之丞を以、鎌田圖書・川上式部、追々品能く

被仰付候へ、可然との御内沙汰被為 在、其段豊後殿

へも内分申遣置候間、拙者も致承知置候様承候事、

一 去ル三日・四日比より追々東風強、空之色あしく候得

共、今日共は余程和き、先は安心之事也、

一 七月八日、今日風弥和らき、雨風ニ相成候事、

一 八ツ後より源左衛門被參候而、写し方也、

一 七月九日、晴天、炎暑強し、今朝六ツ半比より(新納久敬進)璞心院様

御事、昨年八月御煩之通釣り付、御癢氣之様有之候付、

早速朝稻三益・西郷幽泉等へ申遣候処、無程被參候、

左候而暫時へ相応之御引付こときも被為在候得共、四

時分相成候処、至極御平和ニ被為成、追々御熟睡ニ而、

昼比被相成益御混睡ニ付、一往医師等も被帰候事、

一 右ニ付、拙者儀今日は別勤ニ相頼、引入致御看病候、

次郎四郎も同断也、



一 右ニ付、早速市成江も申遣し候処、およしとのも被參候、其外之衆も追々見廻有之、およしとのハ今晩遅方ニ一往帰り被申候事、

一 前文通之御様体ニ候得共、御薬食ハ少シツ、無油断差上候へは、随分納り被遊候事、

一 用頼初、兼而出入之面々、追々被參候而、一同被致世話、申談帰り衆も有之候也、

一 八ツ後より稻留源左衛門書物写しに被參候而、毎之通且は加勢も被致候也、

一 御病人昼より夕方ニ相成、弥以御平和ニ候、乍去御手足少しも御動作不被為在、至極之御草臥之体ニ被成御座候、夜入候而も御同様被成、終夜御同断也、

一 今晚家内中并新納龍雲等ニ而、夜起御看病いたし候事、

一 七月十日、晴天、暑強し、今朝御病人様御様体矢張御同様御混睡ニ而、少しも御目覚無之、昨朝御煩出しより同様申上候而も御答無之、御灸治も昨朝御煩出しよ

り御徹しも薄く、夜前今朝相成弥以御徹し無之、御薬并煮技等は少ツ、無油断差上候得は、随分御通り被成候、尤今朝三益・幽泉等ニも申遣候へは、幽泉は即

刻被參候、三益ハ夜前泊り番ニ而、後刻可參との事也、依而弟子執印草庵參候、左候而兩人とも相伺候処、昨

日よりも余程御勞倦御増し被遊候、此節ハ長々御身弱ニ被為在候上之事ニ付、御太切之御病氣ニ被為在候間、

折角入念候様、左候而療医も外ニ頼入呉候様、幽泉より承候得共、其儀ニ付而は幽泉手を尽し被呉候へは、

少も不足ニは不存候付、外ニ頼入申間敷旨答置候、左候而草庵共ニ矢張罷居、何篇被致世話候事、

一 早朝市成江も申遣候処、およしとのも即より被參候而、御看病ニ而候事、

一 用頼其外兼而出入被致候衆ハ段々被參候而、万事世話被致候事、

一 昼より八ツ後ニ相成、追々御勞倦御増、御薬食は同断ニ而候へ共、何篇御劣りの方ニ而為成候、尤三益も四

ツ時分より被參候而、長々罷在、且外ニ相談之相手頼入候様承候得共、是亦幽泉同様返答いたし置候、左候而三益も昼時分一往被帰候、跡ニは弟子之草庵残し置、御薬法共申付置ニ而候、左候而幽泉は居通し、七時分又々三益も被參、猶世話ニ而候処、七ツ半時分、誠ニ御寢入之様ニ御絶入被遊候而、至極御平安之御死去ニ而奉恐入候事、

一 右ニ付、猶又近親中江茂御病氣御大切之段申遣候処、追々見廻等も有之候事、

一 今晩類中相談ニ而、明晩御葬送ニ手当いたし候事、

一 御葬式方ハ、新納主税殿・島山主計殿・志岐藤兵衛、

御家老座奥掛書役勤野元一郎・伊集院直五郎等吟味ニ

而、

〔新納久命雜志〕

芳樹院様御例ニ準シ、御行列等相究め、左候而 御位

牌は拙者奉守度筈候得共、次郎四郎守上候ハ、相当

可有之吟味之旨承候間、何茂右之衆吟味ニ任セ置候事、

一 七月十一日、晴天、東風、今早朝より用頼其外多人數被參候而、世話いたし被呉候事、

一 今日、見廻衆余多ニ而、名前難書留候、畢竟当分拙者難有相勤居候訳を以、右通ニ而志之品送り之方も別而多くニ候、尤八ツ後より追々被參候而、御出棺時分は至極之多人數也、又野辺見立挑灯も御一門方を初、諸家・諸士等迄茂別而多く、何も当務之御蔭ニ而、恐入候事也、

一 六時御出棺無滞被為在候事也、左候而四ツ時分與国寺より次郎四郎始用頼等罷帰り、何事も無滞被為済候段申聞候、右之時分迄新納主税殿・志岐藤兵衛・新納彌太右衛門・東郷一介・伊地知小十郎・東次郎左衛門等老人ニ而居残り、且又諸見縮旁として若手之迫水孫次郎并用頼林仲之丞残りニ而惣首尾承届、追々被帰候事、一 拙者儀月番ニ而候へ共、今日より忌中ニ付、御届旁何篇野元一郎等より宜敷取計有之候事、

一 悴次郎四郎事茂、同人より御届旁取計有之候事、

一 今日、八ッ後仙波市左衛門被參、先月廿八日江戸仕出之町便到着、山田より之書状三通被相渡候事、

一 七月十二日、今日より見廻衆かた／＼段々有之候得共、書留略ス、

一 七月十三日、今日より次郎四郎御墓參為致候事、

一 七月十五日、今朝六前出宅、大興寺・深固院・月香院・常栄軒・興国寺江御墓參いたし、なめり川江立寄り御牌參いたし、四時分帰宅候事、

一 今日、南林寺住持并興国寺住持見廻ニ而、御影向いたし被具候事、

一 昨今晚、興国寺江御燈爐燈之方、家来共ハ勿論、次郎四郎ニも差越候事、

一 七月十六日、今朝福崎助八・龜山甚介等御用筋有之被

參候事、

一 今日、於興国寺御中陰御法事相調候付、次郎四郎并用頼林庄之助、役人嘉平次、五時分より差越相詰候之事、何茂芳樹院様御例通相調候而、御仏前迄之御法事致候事、

一 今日、左之通

御自分事忌中ニ而候得共、御用差支候ニ付、忌被成御免候条、明日より可被致出勤候、此段申達候、以上、

七月十六日

川上筑後

新納駿河殿

上包美濃紙折掛、宛書同断也、

右ニ付御受書左之通、

私事忌中ニ而候得共、忌被成御免候条、明日より致出勤候様被 仰渡趣奉畏候、以上、

七月十六日

新納駿河

川上筑後殿

上包美濃紙折掛、宛書同断ニ而差出候事、

一 在番浦崎親方并渡名喜・久子堅三人より璞心院様御不

幸ニ付、香奠として大官香三把ツ、并盆ニ付太官香

并氷砂糖式・白砂糖等両品ツ、贈り有之候ニ付、今日

忌御免被仰付候訳を以、則三人江礼共申遣し置候事、

但御当地諸人は全く忌明之節挨拶申入考也、

一 七月十七日、晴天、夕方微雨、今日より出勤、八ツ退

出、昨日忌御免被仰付候御礼、筑後殿江申出置候、且

又当月拙者月番ニ而候得共引入候ニ付、出勤迄之間筑

後殿助合被勤居候付、今日より不相替拙者月番承候事、

一 地頭所之儀、忌中は筑後殿江相頼置候間、今日礼共申

入置候事、

一 大口より御遺髪之御迎として、泉徳寺并松坂平右衛門

・久保田可市差越、今四後到着いたし候事、

一 今日吉野并比志嶋且谷山・紫原ニ而雨乞有之候、当年

は梅雨上りより頓と潤ひ無之、最早島作等何茂干枯候

由ニ付右之通也、尤当年程雨少之事は六十年來無之な

と、申事ニ而候、然処今夜中東風細雨ふり候事、

一 七月十八日、朝東風雨少々ニ而、風は追々和らぎ仕合  
之事也、

一 今日大鐘過、江戸より急飛脚到着、先月八日極御内用  
有之、態と差立候返りニ而、当月三日江戸被差立、段々  
御内用申来候、且又末川近江殿御役御免申渡替之儀  
共も申来り、其外御筆仰出等も参り候、右ニ付早速伊  
集院直五郎・伊地知仁兵衛召呼、御用取扱為致、四前  
相済候事、

一 七月十九日、朝曇昼折々雨、今日四前出宅、玉里江罷  
出、先日忌御免被仰付候御礼、有馬舎人江相付申上候、  
且亦昨夕江戸より急飛脚到着ニ而、末川近江殿・上村  
十左衛門事共申来候趣達 御聴給候様并  
御筆を以段々御取締向被

仰出候間、是又同様達

御聴候儀共申入置退出、夫より御殿江罷出、八ッ退出、

一 御家老座書役勤等之琉人立掛市來傳藏・福永直之丞、

兩人は御叱り之儀有之、今日則席中申談之上、書役を

以相達置候、左候へは別而難有御取扱之段、八ッ後見

廻御礼申出候、且亦市來正之丞ニも傳藏從弟之故、是

亦難有御取扱之段見廻ニ而承候事、

一 御勝手方書役勤井上嘉左衛門・前田傳左衛門・日置半

兵衛招呼、当務之儀ハ藏賦其外彼是名目之通勝手ケ間

敷訴訟事も有之候ニ付、能々一同勘弁いたし、尤銘々

身元も相慎候様有之度趣共細々達置候、殊更当分御勝

手方掛拙者一人ニ而も候へは、訳而万事致心配候間、

万端之儀迄も念入具候様申達置候事、

一 八ッ後より磯永喜之助被參候、暫は用向有之候由ニ而、

中絶之事也、

一 七月廿日、玉里御側役永江休之丞より道嶋源五郎を以、

忠元君兵道被成候儀共ハ有之間敷哉、左候而伝書共

有之候ハ、

御覽可被遊候間、差上候様昨日承知いたし候ニ付、今

日源五郎江当家所藏之内、大唐流兵道書と外題有之書

物、并忠元君御懷中本、小笠原流日取之書折本、并雜

卷三ツ、且又西吹嵐之守等取揃差出置候処、八ッ後源

五郎参り、休之丞慥ニ受取、早速 御前江差上置候と

の旨、休之丞より被申越候、是亦難有次第也、左候而

兵道伝書諸家江持伝も有之候ハ、御覽可被遊候間、

折角承合差上候様ニとの儀も、今日致承知候間承合、

何分可申上旨御受申上置候事、

一 末川家御役御免被成候筋之申渡替今日相成、拙者首尾

いたし候事也、

一 小田勘助、此内比與之儀有之、今日御役御免、屋久島

居住申渡、拙者取扱ニ而、今日八ッ後於宅御用人伊集

院隼衛を以申渡候、尤名代罷出候事之由也、

一 八ッ後、野元一郎見廻候、是は今日沖永良部嶋代官之

場、御心付金貳百五拾兩頂(電)載被仰付候御礼也、引続岩

山八郎太ニも見廻候、是は今日奥掛書役勤被仰付候御礼也、

太守様

宰相様御代参

一今日大鐘時分、谷川次郎兵衛琉球より帰着掛候ニ而、

但着服熨斗目・長袴

御届旁として被参候間、則致面会、琉球表之成行共承

右之通相勤、夫より出勤、ハツ退出、

届候、尤去ル十五日七時分、琉球川口出帆候処、洋中

一先月廿九日、江戸江被差立候中急飛脚、今日四ツ時分

順風過候節も有之候得共、昨晚久志浦江着船、直ニ上

到着、嶋津伯耆殿、御家老御役々一件申来候間、周防

陸人馬手当いたし、夜前田布施江暫時宿いたし、只今

殿江書役を以申上候処、御存寄無之段御返答ニ付、今日

着掛之由、左候而暮時分被帰候也、

日則玉里江奉伺候事、

一今日水仙之間之格を以、於御家老座左之通、

一七月廿一日、璞心院様御石塔相建候付、次郎九郎四ツ

御勝手方掛

時分より興国寺へ差越、且又磯永孫四郎ニ茂同刻より

新納駿河

差越、御法号等之認方いたし被呉候、左候而兩人共諸

右之通掛被 仰付候、

事致差凶、都合能相調、暮過磯永此方江被参、首尾申

七月 伊織

聞有之候事、

右之通被仰付候間、御受御礼申出置候事、

一七月廿二日、今朝南泉院江

一七月廿三日、今日伯耆殿事、

慎徳院様御正忌日ニ付  
(徳川家慶)

御名代嶋津三次郎殿ニ而、御家老御役被仰付、且来々

年琉人參府ニ付、往來被召付候段も一所ニ被仰付候事、

一今日御殿ニ而、仙波より山田之書狀被相渡候付、開封之処、此内玉里より拝領物之事別而難有御都合ニ候旨、祝儀共承候事、

一今日小笠原轍を以、花岡屋敷内用向承具候様承候間、

辞退もいたし候へ共、強而被申候間、受合置候、尤

此内は近江殿被聞候由也、

一八ツ後より川上式部殿・永田與右衛門・折田平八・田

中治右衛門相招、緩々御用談咄いたし、夜入被帰候事、

一七月廿四日、夕方より嶋津右膳殿精進落品持参ニ而候、

(左膳室、島津久敏也)

およしとのニも被參候、右ニ付岩下佐次右衛門・伊地

知小十郎・東次郎左衛門、且又今日より土藏中ぬり掛

方ニ取付候間、次郎九郎參り検者ニ而候間、何れも打

寄り、緩々咄共いたし被帰候事也、

一七月廿五日、今日切支丹印形之座本いたし候間、五時

より大身分觸役所書役共參り相詰、七ツ過仕廻引取候事、

一今日出勤、毎之通、左候而今般

御筆仰出、拜文被仰付候間、御一門方始、月次御礼罷出候面々、且御役人限奥表拜文ニ而、梅之間敷舞台共多人數ニ而候事、

一今日周防殿茂御出席被成候付、上之間江同席、一所ニ

御出会申上候而、當時之御金繰御難波之次第細々申述、

此以後之儀、何様いたし可然哉御相談申上候而、拙者内存も申上候処、何れも御同意ニ付、八ツ後居残り、

福崎助八江吟味被致候様申達置候事、

一七月廿六日、四過より玉里江罷出、先日越後嶋一反、

先比伺

御機嫌として致進上物候為御返、拝領被仰付候間、右之御礼且又御勝手方掛被仰付候御礼等、有馬舎人江相付申上置候、左候而拝領物之儀ハ永江休之丞江も、猶

亦細々御礼申上置候而、九ツ過退出いたし候事、

一 今日も次郎九郎被参候而、土藏方之下知ニ而候事、

一 用達伊東茂右衛門事、先日より咽気煩ひ、長々引入、

今日より致出勤候也、

一 七月廿七日、四ツ後急飛脚到着、去ル八日江戸被差立

候由、左候而

篤姫様御事、近衛様御養女御願之通被仰出、左候而当

十一月上旬御広敷江被為

入候様、去ル七日御承知被遊候段御到来也、

一 七月廿九日、出勤、八ツ退出、無滞月番相仕廻、気分

緩々罷成候事、

一 八月朔日、晴天、暑気強、少し東風也、四時より玉里

江罷出、筑後殿・織部殿一所ニ、当日之御祝儀、且此

節

篤姫様御養女、御願之通被仰出、且又十一月上旬御広

敷江被為

入候様との御儀御到来之御祝儀、有馬舎人江相付申上

置、直ニ退出、夫より浄光明寺江

貞嶽院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤候、左候而昨日迄之忌ニ付、今和泉・重富

・川上筑後殿・川上矢五太夫殿・種子(種子島)之御隠居(島津丹重)

殿等江、忌中之御礼ニ見廻、帰り掛ニ種子之本屋敷并

垂水・加治木・鳴津登等江同断之見廻いたし、帰宅候

事、

一 今朝より帰宅後も祝儀見廻段々有之候得共、書留略ス、

.....



一 地頭所、指宿役々共、毎之通祝儀見廻候へとも、明日  
飛脚差立候ニ付、御用封認方取込ニ付断申達、不致面  
会、於役座毎之通緩々酒食共振舞為致候、右ニ付祝物  
左之通、

覚

指宿

一 御肴 一 折

一 御酒 一 樽

式行料物壹貫五百文

一 玉子 一 台

一 紙袋 五ツ

右御地頭様御方江

郷土中

一 御肴 一 折

一 御酒 一 樽

式行料物九百拾六文

右奥様御方江

郷土中

一 御肴 一 折

一 御酒 一 樽

式行料物九百拾六文

右御子様御相中江

郷土中

一 中紙 一 束

一 御酒 一 樽

式行料物四百四拾八文

右御地頭様御方江

町より

一 中紙 一 束

一 御酒 一 樽

式行料物四百四拾八文

右奥様御方江

町より

一 中紙 一 束

一御酒 一樽

式行料物四百四拾八文

右御子様御相中江

町より

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物壹貫文

右御地頭様御方江

諸浦

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物九百拾六文

右奥様御方江

諸浦

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物九百拾六文

右御子様方御相中江

諸浦

以上、

ノ料物七貫五百拾六文

右之通八朔之御祝儀ニ付進上仕申候間、宜敷御取計奉

頼候、以上、

郷士年寄

寺田清太左衛門

組頭

市來善左衛門

八月朔日

覚

一中紙料老貫文

右は継目家督等之御礼中より進上仕申候間、是亦同

様奉頼候、以上、

八月朔日

寺田清太左衛門

一在番琉人浦崎親方より八朔之為祝儀、海風二十・焼酎

砧一双贈り有之候間、此方よりも肴一折・酒一樽為祝

儀差遣し候事、

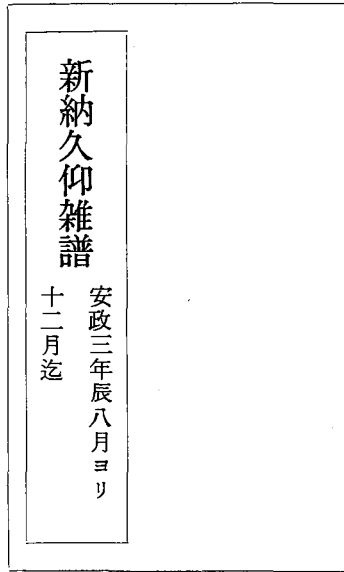
一八月二日、晴天少し東風、今日ハ二百十日ニ而候処、  
為勝静也、

一今日、江戸江先月末之定式中急差立候付、山田江御用  
封差越候、今度ハ西田川筋子流等茂伺越候間、猶又細  
々御内用封差越候へは、大封二ツニ相成候事、

一土蔵壁ぬり方ニ付、当分次郎九郎毎日被参、下知也、  
今日も材直しぬりニ而候事、

一八月三日、曇天東風、夕方より雨也、今日靈社御祭日  
ニ而候得共、当分忌中ニ付、差延候事也、

〔表紙〕



〔安政三年辰〕

一 八月四日、今朝五時、新在番松嶋親方先比上着ニ付、見廻度承候付、今朝不差支旨申入置候間、右之通見廻、<sup>キ、ヤク</sup>聞役太郎左衛門同伴也、左候而吸物・三献等例之通取替いたし、彼方より之贈物毎之通也、

覚

御扇子

一箱

籐盆

十

十錦太碗

十

紺地嶋細上布

二端

紺嶋細上布

二端

縮緬<sup>紅</sup>

二卷

水色滑大綸子

一本

天青漢府龍紋緞子

一本

太白砂糖

一籠

焼酎砧

一双

以上、

松嶋親方

一 当夏雨廻り頓と無之、<sup>(趣)</sup>込り入居候処、昨今雨ニ而、草木・人間共大キ力を得候事、

一 八月五日、出勤、四ッ過より二之丸御宝蔵江差越、御趣法方御用人御側役等毎之通出會、御金貳万兩出し候、近日江戸江被差廻候筈也、八ッ前退出いたし候事、

一 八月六日、渡名喜親方事、御用相仕廻候ニ付、為礼見

廻、且左之通与力迄も贈物有之候事、

進上

太官香

三把

御菓子皿一垣

十

白花紋綾

二端

以上、

渡名喜親方

進上

官香

三把

練蕉布

一端

渡名喜与力也、

以上、

我如古親雲上

右之通ニ付、翌七日此方よりも左之通贈物いたし候、

近々出帆之筈ニ付而也、

覚

扇子

巻箱

白麻 三拾帖

杉原紙 一束

鯉節 一折

以上、

右之通渡名喜江差遣、且与力へは扇子一箱・白麻十帖差遣し候事、

一八月八日、出勤、四ッ過より下總殿一所ニ御兵具所御

藏見分として差越、御棲門より御藏々無残見分いたし、

八ッ半時分相濟帰候事、

一帰宅後、見廻衆段々有之、訳は藏方引替御金被成下候

人数三十人位有之、御金高五百五拾両余ニ及び、且宗

門方御銀も四拾両程被差出候事ニ而、難有御救筋也、

右ニ付迫水孫次郎事も御金頂載(數)人数ニ而、見廻有之候

事、

一八月九日、滑川父上様盛徳君之御牌、大興寺江被建置

候は、御厨子等も無之候ニ付、最早至極煤氣等旁ニ付、

古ひ候ニ付、先月末、拙宅江相下ケ置、ぬり直并御厨子茂新調いたし度、手当申付置候処、致出来候付、今日本之通大興寺へ御安置申上候事、

一 下町中宿之家来新保正兵衛事、今晚役所江参り、七ヶ

年已前一向宗門徒致執行候儀有之候処、此節露頭之模

様ニ付、早々致自訴候ハ、可然との考差起り候ニ付、

其段申出候との事ニ付、用頼共聞届、成行拙者江被申

聞候付、其段ハ承届置候、乍然是迄ニ而は相済間敷候

付、宗門改役所江、明日ニも内々申入被置候様達置候、

最早下町人共も多人数欵露頭いたし、手之付様も六ヶ

敷程之様子ニ而候事、

一 八月十日、<sup>(新納久敬等)</sup>璞心院様初御忌日ニ付、およし殿など、昼

時分より被参候事也、

一 八ッ後仙波市左衛門用向有之被参候間、琉人より贈之

反物御内々致進上度相談、且は見分共相頼暫時ニ而被

婦候事、

一 今日新保正兵衛一件、用頼等より宗門改役江申出候処、

最早細々聞通り相成居、廻り本尊と云ものも致所持居

候由ニ付、今一往細々糺方致申出候様ニ達し有之、今

日ニも致糺方候事也、

一 八月十一日、七後島津右膳殿被参候、是は石見殿之使

也、訳は石見殿先年拝借銀過分有之候ニ付、此節被下

切之計らひ様は有之間敷哉之相談ニ付、相応返答いた

し置候事、

一金拾五兩

鳴元淺右衛門

右は多年至極正道相勤、脱体困究者ニ而御訴訟申出趣、

余例ニハ不相成事候得共、別段之御取訳を以、右通被

成下候旨、

御沙汰被為在候間、此段申渡候、

但兩三年之内ニは諸御藏手伝も御世話被成下答候得

共、本行之通金子当年より被成下置、忝割利銭年々被成下候旨、

御沙汰被為在候、

安政三年辰

御取次

林 庄之助

八月十一日

田代太郎太

一 今日も新保正兵衛一件、宗門改役申出有之候処、いまだ不明口候ニ付、今一往可致糺方旨、達し有之候由也、  
一 夜前上之平方限若年東條善八・橋口東二郎、柙之木馬場迦ニ而及刃傷、橋口即死、東條帰宅にて致切腹候由也、

一 八月十三日、明後十五日琉人登

城之管ニ付、今日国元其外より之贈り物等有之、相届居候事、

一 宰相様、去ル八日より中村江御滞在、今日七ツ後御帰殿被為在候也、

一 御内々江戸江致進上度唐反物・貢緞縞子一本・天青漢府龍紋緞子忝本・漢府茶色龍紋緞子一本取合三本、先日仙波氏江談し置候ニ付、御納戸江差遣置、江戸江近々差廻し方頼込置候事、

一 八月十四日、四時より玉里江罷出、若年寄登殿、大目付喜入主水殿ニ而、昨日御帰殿之伺御機嫌申上候、左候而拙者居残り九ツ過致退出候事、

一 新在番松崎親方聞役同伴ニ而参り、浦崎親方其外御暇之儀願出度内意ニ而候事、右ニ付前方は反物其外品々贈り有之事候へとも、先比何篇省略沙汰相成候ニ付、此節より氷砂糖一籠・焼酎砧一双ニ而候事、

一 八月十五日、今日出勤、八ツ退出、今日松崎親方登城、年頭之御祝儀勤等被仰付候事、

一 八ツ後川南清兵衛被参候、明日より長崎江出立候付暇乞也、外四五人諸事伝習方として同列之管也、

一 八月十六日、当夏珍敷雨少キ事ニ而候処、昨今至極之強降ニ而、人間草木共大喜ひ之事也、

一 八月十七日、夜前も至極之大降、今日も雨也、今朝折田平八見廻也、明日江戸江出立ニ付暇乞ニ而候事、

一 川上孫八郎殿事、近年は病身相成、三四年以前より奈良原之屋敷江栖居ニ而候処、此四五十日以前より下瀉

等之煩出合、段々相重り候旨も及承居候処、昨夕方終

ニ養生不相叶死去之由、則昨晚本宅江帰りニ而候由、

今日御殿ニ而承候、然共最早無致方ハッ迄相勤致退出候事、

一 孫八郎殿今晚葬送ニ付、次郎四郎差遣候事、

一 八月十八日、今日も終日強雨也、今日は孫八郎殿死去

ニ付、乍跡越遠慮いたし、今日出勤差扣候、次郎四

郎ニも同断也、

一 八月十九日、朝雨夕より快晴、今朝五時より福昌寺江出席、

賢章院様(鳥津芳興宅)三十三回御忌御法事、今日より御取付ニ付相

詰候、大目付喜入主水殿也、ハッ過相濟退席、夫より

大興寺江御墓参いたし帰宅候事、

一 用達伊東茂右衛門実弟之伊東新五左衛門事、此内御厩

書役ニ而候処、訳合有之御断申上、当分大隙ニ付、拙

宅段々の帳留、且写し物等相頼度申入候処、受合ニ而、

今日ハッ後より参り、諸書留旁中取清書共相頼候事、

一 次郎九郎毎日被参、土蔵上ハッ土掛方検者也、最早内之

方は都而上土相濟、外之方今日共ハッ少々相掛り候事、

一 今日唐之首尾使者久手堅親方見廻、且左之通贈物有之

候事、

進上

太官香 三把

白花紗綾 三端

毛氈 三枚



以上、

久手堅親方

銅板齊 一端

進上

太官香

三把

白花紗綾

二端

毛氈

二枚

以上、

〔朱書〕

「返上物才領出府」  
「諸見里親雲上」

進上

官香

三把

絺銅板齊

二端

毛氈

二枚

以上、

〔朱書〕

「北原大通事」  
「當山親雲上」

進上

官香

三把

以上、

〔朱書〕

「久手堅与力」  
「大宜見親雲上」

一 八月廿日、久々振り快晴相成、衆人喜ひニ而候事、次

郎九郎も被參、土藏方仕合之事也、

一 昼時分より新五左衛門被參候而写方也、

一 今日退出之節、供方市左衛門・岩右衛門不都合之儀有

之、林庄之助を以兩人共科掃除申付置候事、但一七日

ニ而赦免之考也、

一 浦崎親方事、願之通御暇被下候付見廻、且左之通品々

贈り有之候事、

覚

御扇子 一箱

御吸物碗沈金 十

御吸物膳沈金 十

紺地鳴細上布 二端

天青漢府龍紋緞子 一本

以上、

浦崎親方

一同人事在勤中万端預世話候為礼見廻、且贈物左之通、

覚

御扇子 一箱

御菓子皿沈金 十

御吸物椀沈金 十

白縮緬 一卷

水色大柵垣紗綾 一端

以上、

浦崎親方

一久手堅親方ニも願之通御暇被下候ニ付見廻、且贈り物

左之通、

但返上物才領諸見里親雲上・北原大通事、當山親雲

上・久手堅与力・大宜見親雲上ニ茂御暇被下候事、

覚

金御扇子 一箱

金火爐 一

扇子形籐盆 十

鳴紬 一端

紺地鳴細上布 一端

天青色卷子 一端

以上、

久手堅親方

覚 一籠

太白砂糖 一籠

焼酎砧 一双

以上、

諸見里親雲上

一八月廿一日、快晴、冷氣、昨日迄、

賢章院様御法事被為濟候ニ付、今日伺御機嫌申上候事、

一四後より新五左衛門・次郎九郎被參候事、

進上

一久手堅親方事、此内勤方預世話首尾能相仕廻、難有存

御扇子

一箱

候旨ニ而見廻、且贈物左之通也、

笋寒

十

但返上物才領出府諸見里親雲上・北原大通事、當山

以上、

親雲上与力大宜見親雲上ニ茂同断見廻、且贈物いた

當山親雲上

し候事、

進上

進上

官香

三把

御扇子

一箱

練蕉布

一端

笋寒

十

以上、

絨織

二端

大宜見親雲上

以上、

久手堅親方

一浦崎親方事、近々乗船いたし候とて見廻、且品物贈り

左之通、尤浦崎・与力上間親雲上并蔵役久場親雲上ニ

も同断ニ付見廻、并送り物左之通、

進上

御扇子

一箱

太官香

三把

笋寒

十

十錦太碗

十

以上、

諸見里親雲上

白花紗綾

二端

以上、

浦崎親方

進上

官香

三把

練蕉布

一端

以上、

久場親雲上

進上

官香

三號(把カ)

練蕉布

一端

以上、

上間親雲上

一 八月廿二日、四後より新五左衛門・次郎九郎被參候而、

写し方并下知方也、

一 明廿三日、環心院様四拾九日御法事於興国寺御執行い

たし候付、今日より諸手当いたし候事、

一 八月廿三日、今朝五時分より興国寺江次郎四郎并用頼

・役人差越相詰候事、

一 拙者儀は出勤いたし、四ツ打切御暇申上退出、夫より

興国寺江參詣、御牌前并御墓所江御拜いたし、九ツ過

時分帰宅、

一 四ツ後より磯永孫四郎・伊東新五左衛門・道嶋源五郎

等被參候而、菓子配り方差引被致候、八ツ後より追々

男女三十人計之客来ニ而、酒老通り、飯共振廻候、五

時分惣仕廻相成候、およしとのなと早くより被參候事、

一 今日七ツ後、先月末之江戸中急到来之由ニ而、伯耆殿

より御用封被差廻候、夜入致披見候折柄、書役伊集院

直五郎・福永直之丞など参り居、都合宜敷候事、

一 八月廿四日、出勤、八ツ退出、夫より川上矢五太夫殿

江、先日孫八郎殿死去之悔として見廻候処、岩下佐次

右衛門ニ茂被參居候付、七時分帰宅、且又矢五太夫殿

事、明日御前御用之段、今日承知ニ而候、其外川上式部殿等初、多人數明日御用之段被仰渡候事、

一拙宅土蔵昨日迄ニ而、四方壁廻上土も相濟、今日は床之裏茂白土相掛ケ、一通は惣成就ニ而、砂官日用等も引取いたし、明日より大工雇、上下之板敷并戸前日覆等々取付之筈候、尤次郎九郎被參、諸差函ニ而候事、

一浦崎親方事は定式外折々見廻、或は宿元より到来なにて木綿鳴其外器物など、種々預送、且亦次郎四郎方迄茂折々尋或品物とも贈り茂有之、既ニ近々出帆候事ニ付、今日も拙者共父子江左之通贈り物有之候事、

覚

椰子御印籠

一

御掛物文徴明筆

一幅

机洋斉

一端

手掛木綿紺地嶋

一端

塩豚

一壺

以上、

右之通り拙者江贈り也、

覚

扇子

一箱

(織カ) 紙

一卷

(マ) 黒呢羽織地

一反

以上、

右之通次郎四郎江送り有之候也、

一八月廿五日、出勤毎之通、今日矢五太夫殿・若年寄式部殿、大番頭江御役替御軍役方勤方は迄之通、其外御勘定奉行・御小姓与番頭等、多人數御役替、并地頭職且繰替等被仰付候事、

一岩下佐次右衛門事、明後廿七日江戸江出立之筈ニ付、今晚緩々咄ニ被參候、且遅方より東郷左太夫も被參候、是亦来廿九日江戸江出立之筈也、

一八月廿六日、五過福昌寺江

一 玉貌院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤、帰り掛矢五太夫殿江、昨日御役替之為祝

儀見廻候ニ而、帰宅、

一 七ツ後より浦崎親方相招候、訳は前文之通別段懇意之

事ニ付、御用筋も有之、近々出帆ニ而候間、先日より

申込置、右之通也、左候而当在番松崎親方、尤聞役新

納太郎左衛門同伴有之候様申入置候間、其通ニ而御用

談濟、吸物等三通り、硯蓋沓面、鉢并物、右ニ応し一

汁三菜之飯、菓子ハマされかん差出し、四ツ過帰り也、

右ニ付帰り前ニ合煙草・鼻紙・たばこ入・させる袋等

之包物沓ツツ、浦崎・松嶋江差遣し、且亦浦崎より

ハ着古ひの羽織望ミ度、太郎左衛門江相付、内々承居

候間、今日右之包物等一所ニ手渡しニ而差贈候事、

右浦崎・松嶋より今日之進物ハ太白砂糖一籠・焼酎砵  
一双ツ、ニ而候事、

一 右之浦崎近々出帆ニ付、定式送り物左之通遣し候、

覚

扇子〔朱書〕「納真田緒付五本入平箱」一箱

白麻 三拾帖

杉原紙 一束

晒布〔朱書〕「代銀百八匁幅広」一疋

纏節 一連

以上、

右之通表通之餞別也、

覚

三皆房 一掛

手助 一掛

絵半切 一箱

以上、

右は在番中折々見廻殊ニ贈り物等有之候為礼、差遣候

事、

一 久手堅親方其外段々近々出帆之筈ニ付、左之通餞別等

差遣し候事、

覚

一 扇子〔朱書〕

一箱

白麻

三拾帖

杉原紙

一束

鏗節

一連

以上、

右久手堅親方江

扇子

一箱

白麻

三拾帖ツ、

諸見里親雲上・當山親雲上江

扇子

一箱

白麻

十帖ツ、

右大宜見親雲上・久場親雲上・上間親雲上江

右之通毎之通使手扣書共仕立差遣候事、

一 八月廿七日、四ツ時玉里江罷出、此節柳沢茂之丞様御

死去、

宰相様御從弟之御統ニ被為在候由ニ付、奉伺御機嫌、

直ニ退出、夫より御殿江出勤、八ツ退出、

一 今日岩下佐次右衛門致出立候付、次郎四郎水上迄差遣

し候事、

一 七ツ後吉利仲殿・島津大膳殿列立、石見殿より之用事

ニ而被參候、訳は先比も承候先年御金式千両余拝借被

仰付置候を、此節被下切之取計は出来間敷哉之相談ニ

而候、然共此儀内実は不相叶儀ニ付、相応取合置、緩

々咄共いたし、四時分被帰候也、

一 八月廿八日、今朝江戸去ル十二日立之急キ飛脚到着、

松平隠岐守様去ル十一日御死去之段御到来也、然共今

日迄は御弘め無之候事、

一 今日、此辺祭礼ニ而候得共、いまた璞心院様五十日ニ

茂不被為成候間、何も相慎居候事、

一 八月廿九日、出勤、四ツ半時分より御作事之御蔵ニ始、

諸事見分として差越、細々致見分、夫より御番屋〔卷〕へ差

越同断致見分候、始終御趣法方御用人向井新兵衛・中

村新助、其外書役等例之通付添也、八ッ過相仕廻、帰

宅候事、

一 八ッ後より谷山次郎兵衛殿御用談有之被参候、尤琉球

表之事細々申談候而暮過被帰候事、

一 松嶋親方始、琉役々当夏上国之面々見廻ニ而、贈り物

毎之通也、

進上

大官香 三把

白花紗綾 二端

焼酎 一壺

以上、

松島親方

進上

官香 三把

練蕉布 一端

以上、

〔朱書〕  
「琉球館蔵役」  
奥原親雲上

進上

大官香 三把

雲布 一端

毛氈 一枚

以上、

〔朱書〕  
「返上物才領大筆者」  
眞境名親雲上

進上

官香 三把

練蕉布 一端

以上、

〔朱書〕  
「松嶋親方与方」  
仲村渠親雲上

一 八月晦日、近日琉球江館内より飛船差渡候段承候付、



諏訪數馬殿・郷原轉殿江書狀共差遣置候事、

一 浦崎親方、近々出帆之賦候ニ付、左之通中途用旁と申、

別而懇意之事ニ付、拙者父子より遣し候事也、

寛

蠟燭〔蠟カ〕 二百挺〔朱書〕箱入〔朱書〕

煙草 一包〔朱書〕拾斤位〔朱書〕

鉄瓶 一ツ

三品 一包

〔朱書〕 一錦絵・団扇・刻煙草名葉〔朱書〕

菓子 一箱

〔朱書〕 一打物類代錢にして式步余〔朱書〕

以上、

右之通拙者より遣し候段、用達手紙を以申渡候事、

寛

經節 一連

扇子 一箱〔朱書〕五本入〔朱書〕

繪半切 一箱〔朱書〕函替り〔朱書〕

島縮緬

以上、

右之通次郎四郎より差遣し候事、尤次郎四郎より直手

紙を以て申遣し候也、

一 九月朔日、四時玉里江罷出、当日之御祝儀申上候而、

九ツ過退出候事、

一 九月三日、四時より玉里江罷出、〔島津定殿〕松平隠岐守様御死去

ニ付而は、

〔島津齊興〕 宰相様之御舍弟様ニ付、右之伺御機嫌、三役相揃申上

候而、九ツ過退出、夫より周防殿・〔島津齊宣五子〕松壽院殿も御統合

ニ付御見廻申候而、八ツ過ニ致帰宅候事、

一 古在番浦崎親方、今日乗船ニ而帰帆ニ付、琉球江御用

有之書付相渡候付、七時分本田宗九郎同伴ニ而招呼、

面会ニ而相渡、暫時ニ而帰り也、

一 靈社様御祭、先月三日御定式候得共、忌中ニ而差延置、

今日相調候ニ付、毎之通社人有屋田信濃参り候、右ニ付夕方より新納彌(時升)太右衛門・同次郎九郎・伊地知小十郎(季忠)・同喜十郎(季通)・東次郎左衛門・磯永孫四郎等被参候而緩々也、

一 九月五日、出勤毎之通、退出より興国寺へ御墓参りいたし、七時分帰宅、

一 先月末之定式中急差延置、今日差立候付、豊後殿・山田等江御内用問合差遣し候事、

一 家来武田宗右衛門事、昨日より襖張首尾方ニ参候、是内長々不埒之儀有之候ニ付、仲之丞を以叱り置候故也、

一 九月六日、出勤、四ツ過より二之丸御宝蔵江御金出し方ニ、下總殿列立差越候、老万両出し置候、来ル十日

田中半蔵江才領被仰付、差立之筈也、八ツ前相済、直ニ退出候事、

一 磯永喜之助事、用向有之中絶ニ而今日久々振被参候而

前之通り写し方也、

一 新納悦之介養祖父代より此方江借入金有之候ニ付、今日右返齊之内(透)として、金拾七兩用頼を以差返し置候事、

一 九月七日、今晚谷村九郎右衛門・宮里孫之進列立被参候、尤此内九郎右衛門御役替、其外段々預世話候とて、

礼之心得也、仍而重老組・酒老樽・轡老間薩州住吉永作也、贈り有之、緩々ニ而被帰宅事、

一 九月八日、四時南泉院江(兼川家池)俊明院様御正忌日付

太守様  
宰相様御代参

着服のしめ・長袴  
右之通相勤、別勤也、

一 九月九日、晴天今日極々暖気ニ而、綿入着用ハ不相調

様有之候也、

一先比於江戸、從

公辺御沙汰茂有之候付、今日之儀も席中相談之上、青  
之物は着用不致候事、

一道之鳴与人共、先比より上国ニ而、今日御祝儀申上候  
付、例之通御勝手方御用人謁ニ而候、訳は

太守様御儀、大砲船砲器類共御献上被遊候付、  
御差之御大小等被遊

御拝領候御祝儀也、右ニ付勤濟御役方江見廻も有之、  
拙者江左之通、

一黒砂糖三十斤 一桶

一焼酎四十盃 一壺

喜界島与人  
三省

一芭蕉布白五反 十反

一黒砂糖三十斤 一桶

一焼酎四十盃 一壺

徳之鳴与人  
喜祐實

一芭蕉布白五反 十反

一黒砂糖三十斤 一桶

一焼酎四十盃 一壺

沖永良部島与人  
喜久仁

右之通持参ニ而見廻候、且右之面々上着涯より届ニ茂  
見廻、度々品物差送り茂有之候得共、別帳ニ委細記し  
置候間、末之方ニ相円め可書記置考也、

一近隣鳴津將曹殿母八拾四五歳ニ茂有之候処、先比より

一真綿 三把

一芭蕉布 十反

一黒砂糖三十斤 一桶

一焼酎四十盃 一壺

大鳴与人  
積福悦

一芭蕉布 十反

病氣ニ而、夜前養生不相叶、明晩葬送之内定候由承候  
付、次郎四郎見廻為越候事、

毛氈

一枚

以上、

一 九月十一日、今早朝於調練場、長崎并西目・東目御手

接貢船才府

諸見里親雲上

同官舎

伊志嶺親雲上

当人数調練致見分候、下總殿・大目付主水殿ニ而五半  
時分相濟、直ニ帰宅、

同大筆者

眞境名親雲上

一 昼より新五左衛門被參候而、写し方也、

同脇筆者

上江州親雲上

一 当年は琉球国より唐江之接貢船帰帆之節、山川江致漂

着、無致方御当地之様廻船、御調文品は勿論候得共、

諸売物迄も荷卸等御取締旁御役々面働相成候、然共何

茂都合能相濟候付、渡唐役々安心致、今日為御礼見廻、

且品々左之通贈也、

一 九月十二日、八ツ後より御家老座書役共緩々相招、酒

共振廻候、人数拾六七人ニ而、夜入過飯限ニ而罷帰り

候事、

覚

一 土藏今日より窓板戸并庇等之差卸ニ取付候事、

御扇子渋

一箱

籐縁長盆

一脚

黒羅紗

御一着

紫鳥毛緞

一切

一 九月十三日、八ツ後より御勝手方書役共相招、緩々酒

共振廻候、人数十三四人ニ而、夜入過飯限ニ而帰り也、

一 八ツ後、御家老座書役并福崎助八被參候而、先月廿五

日江戸表大風雨ニ而、御屋敷毎大破損、是以地震差次、大變到来ニ付、翌廿六日早々町便仕立申越候との問合相達候との事、只今到着被申聞、驚入仕合也、乍去上々様御機嫌は御別条不被為在との御左右ニ而難有奉存候、且又引続仙波市左衛門ニも見廻、同断之趣細々被申聞、山田より拙者江之書状も不差越との趣にて、仙波を以伝言承り、誠ニ前代未聞之破損と聞得、苦々數事也、右ニ付而は則より助八等申談、材木其外諸色御差統之手筈いたし候事也、

一 九月十五日、今朝五時出宅、大乘院(島津義弘)松齡様并御影殿江參詣、夫より大興寺長壽院様御牌參、御墓參いたし候、尤御法事執行半ニ而候、夫より出勤いたし候事、  
一 今日水仙之間之格を以、筑後殿より於御家老座左之通也、

新納駿河

右は来巳春

宰相様御參府方御用取扱候様被 仰付候、

九月 筑後

右之通致承知候間、御受御礼申出置候、左候而九ツ打退出、夫より玉里江罷出、御側役得能彦左衛門江相付、御礼申上置、旁ニ而八ツ御太鼓ニ而致退出候事、

一 今日来春御參府御供御側役勤、多人數被仰付候事、

一 九月十六日、明日都之城出雲殿御夫婦、壯八郎殿、并黒木之御姉上、平佐之御妹上、哲五郎殿御夫婦、緩々御出被下候様、先日より申上置候処、弥御出可被成との事ニ付、取持として倉山作太夫殿・東郷一介、亭主前志岐藤兵衛・彌太右衛門等相招候手筈いたし候、尤出雲殿奥方は周防殿御嫡女ニ候得は、夫丈ケ之御会釈不致候而不叶事候得は、今日より段々及手当候事、  
一 八ツ後伊東新之丞逼塞赦免被仰付、於拙宅御勝手方御用人伊集院喜左衛門申渡相濟、長髪拙者致見分候、右は用達茂右衛門養父ニ而四十日之引入故、用達も今夕

方参り候事、

一包物品々 一ツ但お悦江

右黒木屋敷御姉上より

一 九月十七日、晴天、今日南泉院より例月之御札上り候

一 肴 一折

ニ付、服忌等之人は其迄之間不罷出候事付、昼より出

一 菓子 一重但子共江

勤いたし可然候得共、今日は都之城より御出も申入置

右平佐屋敷御妹上より

候故、出勤不致候事、

一 肴 一折

一七ツ後より出雲殿并奥方、黒木之御姉上・平佐之御妹

一 菓子 一重但子共江

上・哲五郎殿夫婦、作太夫殿等約束之通御出被成候而、

右哲五郎殿御夫婦より

夜入九ツ過飯限ニ而御立被成候、今日出雲殿始御出方

右之通御持セ有之候、

御贈り物等、左之通也、

一 此方より御愛走アイソウとして差上物、左之通、

一 肴 一折大鯛二枚

一 縮緬シロヌメ 一 縮緬シロヌメ 二卷

一 酒 一樽

一 包物

出雲殿御夫婦より

花染手掛十斗一ツ

一 肴 一折

紅大猪口二ツ

一 酒 一樽

右出雲殿奥方江

一 亀綾織 一端但お久江

一 紬嶋 一反ツ、

一 腰帯 一筋但おせひとのへ

一 長崎洗粉 三箱ツ、

右黒木之御姉上

平佐之御妹上

哲五郎殿奥方江

右之通取合差上候、左候而馳走向は、初ニ掛盃・差身・組付・吸物ニ而取替し相濟、支度替後、吸物・大平、後ニ口取吸物・硯蓋・鉢井・鍋物等、右ニ準し取合一汁三菜之料理、後菓子高麗餅、引物小鯛塩焼ニ而、手輕いたし候事、

一 九月十八日、八後迫水善左衛門嫡子宗太郎、当十一歳ニ欵罷成候間、次郎四郎江相頼、元服いたし度、此内より承り居候間、其意ニ応し置、今日吉辰ニ付、善左衛門并実弟有川清兵衛・新納次郎九郎列立被参候而、清兵衛理髪ニ而元服、無滞相濟候、右善左衛門、東孫次郎ニ而、近比継目等被仰付改名也、次郎九郎は、善左衛門外叔父ニ付、兼而世話被致候事也、元服ニ付而は、全体少し続も有之、年来出入いたし、右善左衛門

事も拙者元服いたし遣候、佳例旁ニ寄り右之通也、左候而宗太郎より次郎四郎江太刀・馬代贈り有之候間、次郎四郎より茂太刀馬代・青銅百疋差遣候、且又善左衛門父子より此方何れ茂江肴一折・酒一樽贈り有之候ニ付、此方よりも元服濟之上、彼方江肴・酒之兩種差遣し、祝儀共申遣候事、

一 今日も九ツ時分より新五左衛門、八ツ後より喜之介被参候而、写し方也、

一 九月十九日、此内より番所へ召仕置候志布志郷士木下岩右衛門事、伊集院藤九郎江相付、江戸江差越度暇申出候間、其通差免置、為仕廻中戻りいたし候処、両親共差留候付、又々番所江召仕置具候様申出候間、其通承り召仕置候事、

一 九月廿一日、今日も次郎九郎被参候、左候而土蔵庇建方いたし、流三間三尺、横二間ニ而、其内六疊ハ板敷、

且二階も仕調之事、

一 九月廿二日、八後永江休之丞被參候、段々重き御内用筋有之、長談ニ及候事、

一 今夕方より迫水善左衛門被參候、尤近々江戸江出立之筈ニ付而也、次郎九郎も昼より被參居候而、一所ニ列立九ツ時分帰り也、

一 九月廿三日、今朝東郷一介并都之城役人北郷新太郎列立被參候、新太郎事は用向有之、態々致出府候由ニ而、右之通候間面会ニ而、篤と致談合し候事、

一 昼より次郎九郎被參居候、然処今日御殿ニ而明日御徒目付被仰付候手筈ニ付、極内しらせ、七ツ前差帰し候事、

一 地頭所指宿組頭共兩人召呼候、訳は指宿郷土共之内、川上八次郎郷弟ニ而候得共、七八人断申入度趣有之、右之取扱向組頭共不埒明ニ付、態と召呼、早々埒明ケ

候而、右之断之者共は外流儀ニ而も致出精候様可取計旨、細々申達候事、

一 九月廿四日、八ツ後より御軍役方人数一同相招候、惣頭取始、御軍賦役書役等迄十式人ニ而緩々咄いたし、夜入五時分被帰候事、

一 今日次郎九郎事、御徒目付御手網方掛被仰付、最早父子共帰役ニ而、誠以難有次第ニ而候事、

一 九月廿五日、今朝松嶋親方内意事有之、新納太郎左衛門同道ニ而被參候也、右ニ付太白砂糖一籠・焼酎砧一雙贈り有之候事、

一 四時より演武館江出席、下總殿同断、其外若年寄・大目付も同断ニ而、於犬追物場御役人限り寄合以上、砲術稽古被仰付、九ツ過相濟、直ニ引取候、惣人数百八拾人余有之候事、

一 八ツ半時分出宅、都之城江參候、先日より承居候付而



也、外ニ嶋津隼人殿・倉山作太夫殿・哲五郎殿并東郷一介等ニ而、緩々の咄いたし候ニ而、五過比罷立候事、

一 九月廿六日、出勤毎之通、今日水仙之間之格を以て、

於御家老座左之通、

### 新納駿河

右来正月

(島津重豪)  
大信院様式拾五回御忌御法事ニ付、御用掛被

仰付候、

九月

下總

右之通被仰付候ニ付、御受御礼申出置候、

一 九月廿七日、八後迫水善左衛門、来ル晦日日出立ニ付、

暇乞見廻也、

一 八ツ後より次郎九郎被參候、土蔵ハ今日方ハ惣成就ニ

而、庇之方折角之事也、

一 右之善左衛門江相頼、追々<sup>エツ</sup>お悅用向相成候長持式竿・

簞笥大小并鏡立・齒黒道具など新調いたし度候間、於江戸被致吟味給候様、今日頭申込置候、猶又次郎九郎を以細々申入、且代金も此内より拙者致手当置候、小座ノの納戸金より拾五兩程差遣度、旁次郎九郎持參ニ而被致世話候事、

一 九月廿八日、四時より玉里江罷出、若年寄矢五太夫殿

・大目付圖書殿ニ而、月次御祝儀申上候而、拙者居残り、今日より<sup>ライハル</sup>来春

御參府方御座立ニ付、九ツ時分より御舞台之方御役人<sup>サンフ</sup>

拝見席江御參府方相立候ニ付、其所へ相詰候、左候而

御用御取付、且御祝之御酒・御肴・御賄迄も致頂戴、

八ツ時分退出候事、

一 土蔵庇も今日迄ニ而、大工手は相濟候ニ付、是より日

用夫共仕事ニ成、且床之下土地堅め方ニも取付候事、

一 九月廿九日、昼より新五左衛門、八ツ後より次郎九郎

被参候而、写し方、或ハ下知方也、

一 九月晦日、四時南泉院江

(徳川家光)  
文恭院様御忌日付

太守様

宰相様御代参

着服のしめ・半袴

右之通相勤、別勤也、夫より瀧之頭銃薬方見分として、  
下總殿一所ニ差越し、御役々出會、毎之通ニ而、ハッ  
半比相濟、七ッ過帰宅いたし候事、  
右見分序ニ付、出雲殿事は東目海岸御手当頭取候付、  
銃薬方之儀も被致見分置候ハ、心得可相成存候間、  
被参候様内々相誘ひ候処被参候而、拙者共付添見分有  
之候事也、

一 今度

証書

宰相様以格別之思召、御家 御伝来御直御看經之御秘  
法御方江 御直御伝授御預被仰付候、右ニ付而は御作  
法相掛候儀、雖親子兄弟無御免人江會而不致他見他言  
候様被仰付候、

一 御作法相用祈念等一切不仕候様被仰付候、

一 御作法之条々、至後年不及断絶様、精密悟道致置候様

被仰付候、

一 御作法之条々、至後年他方入交等之混雜毛頭無之様、

入念相守候様被仰付候、

右ヶ条之趣、聊心得違無之様被仰付候間、可相達旨、

宰相様依御沙汰、如斯御座候、以上、

安政三年辰十月朔日

永江休之丞

有馬舍人

得能彦左衛門

有馬衛守殿

覚

今度

宰相様以格別之思召、御家御伝来御直御看経之御作法、  
於玉里御殿有馬衛守江

御直御伝授御預被遊、寛保元酉年、從總州様大窪仲兵衛江御預相成居候御秘書、都而被遊御引渡候、依之私共より別紙之通渡置候様被仰付、其通御取扱相濟申候条、至後年紛無之様可被記置旨、

宰相様御沙汰御座候間、此段申上候、以上、

安政三年辰十月朔日

永江休之丞

有馬舍人

得能彦左衛門

新納駿河殿

一十月朔日、出勤毎之通、今日每朔之御条書弘め方有之

候事、

一十月四日、今朝六半時分より砲術館江出席、下總殿・

登殿一所ニ而、砲番組砲術致見分、四ツ前ニ相濟、夫より書籍方江差越、彼是致見分、夫より残打方迄茂三人列立參致見分候、夫限り銘々帰宅ニ付、拙者川上矢五太夫殿江立寄り、九ツ前ニ帰宅候事、

一鳴津石見殿事、江戸より下着之後病氣(良思)吉あしニ而候処、

頃日段々差重り、今朝四ツ前終ニ養生不相叶候由、然共先格ニ大切之筋ニ而候間、次郎四郎差遣し、尋旁申入置候、尤此内より荒田屋敷江滞在ニ而、彼方ニ而死去ニ付今晚本宅江帰り候筈也、

一七ツ時分より稻留源左衛門久々振り被參候間、拙者当分拵掛り居候太刀、拵之鞆紋モン所旁繪図書方相頼候、左候而近便より江戸詰岩下佐次右衛門江差遣す筈也、

一十月五日、今朝五時過出宅、市成江見廻候、夜前帰り

有之候由、左候而今日極々大切之御届相成筈ニ而候間、彼是申置、夫より出勤毎之通、

一 今昼過江戸より先月十八日被差立候急キ飛脚到着、嶋

新納駿河

津藏人殿事病氣之処、先月十五日夜九ツ時分病死之由、  
翌十六日御届ニ相成候段トヒアセ問合有之候、左候而鎌田圖書

右は高岡明所相成、他領境目之儀故、地頭被仰付迄之  
間、差引被仰付候、

殿、御内用之儀有之候間、仕廻次第江戸江出立有之候

十月

下總

様申来、今日則申渡相成候事、右ニ付八ツ後退出掛、  
藏人殿所江見廻候而、帰宅いたし候事、

右之通被仰付候間、毎之通御請御礼等も申出置給候由、  
乍去翌日出勤之上、尚又同席中江挨拶いたし置候也、

一 十月六日、今朝五時分より砲術館江出席、二番組砲術

一 石見殿事、今晚葬送ニ付、お久井次郎四郎等、昼より  
時刻見合被参候事、且見立共差遣し候也、

見分、下總殿・登殿同断也、夜前八ツ時分より風雨強  
く、朝之見分可相調哉見合居候処、砲術館出席は御軍  
賦役より人数も相応罷出居候間、致出席候様申遣候旨、  
右之刻限より出席候而見分相調候事、

一 十月七日、今晚藏人殿葬送有之、両夜打統重役之事ニ  
而苦々數次第也、

一 今日も新五左衛門・次郎九郎等被参候、土蔵は今日よ  
り床之下ニ漆喰塗方取付候事、

一 十月八日、六過福昌寺江  
(島津齊宣墓)  
芳蓮院様御忌日ニ付、

一 今日石見殿死去之届有之、地頭所高岡明所ニ相成、拙

太守様

者江差引被仰付候段、別勤故、名代伊織殿承知ニ而被

宰相様御代参

申越候事、

但

御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より砲術館江出席、三番組之見分也、  
下總殿・登殿・圖書殿ニ而四ツ前相濟、夫より甲冑製  
作所見分、下總殿・登殿・拙者差越候、彼方ハ福崎助  
八以下御趣法方之書役等も罷出居候、篤と見分いたし、  
九時分致帰宅候事、

一十月九日、八ツ後伊集院直五郎・堀平右衛門同道ニ而  
参り、彼等共退出之折江戸先月廿六日被差立候、町便  
到着之由は御城下ニ而出会候ニ付、直様御用封受取持  
参いたし候ニ付開封候処、  
篤君様十一月十一日御上リニ被決候段、表向御承知之  
儀御到来、或ハ仙波市左衛門御役替并一往定府等被仰  
付候問合共相達候事、

一十月十日、六半比より砲術館江出席、四番組之見分、

下總殿・登殿・圖書殿ニ而候、且又宮之城之圖書殿ニ  
も覗ニ御出被成候、五半時分相濟、夫より鑄製所見分  
として一同差越候、宮之城も同断ニ而、緩々見分いた  
し、八ツ過引取罷帰り候事、  
一八ツ後平田伊兵衛、佐土原より昨日罷帰候とて見廻ニ  
而、彼方用向段々被申聞候事、

一十月十一日、八ツ後都之城役人龍岡新右衛門用向有之  
一刻参候、引続仙波市左衛門、今日御側役江御役替仕  
廻次第出立、一往定府被仰付候旁ニ付、御礼等見廻ニ  
而候事、

一今日も新五左衛門并源左衛門・次郎九郎被参候、土蔵  
は床之下漆喰ぬり何茂今日迄ニ而惣成就いたし、大き  
立派ニ出来候事、

一土蔵棟札左之通、

土蔵一棟五敷四間三尺

瓦葺石棟根廻石柱

但左卸瓦葺四敷三間三尺

内四敷一間三尺・板敷且二階在り、

一同百五貫八百七拾文

雜物代

安政三年丙辰正月晦日戊子起工、二月廿日上棟、三月

一同拾九貫八百拾弍文

廿五日迄ニテ中休、壁廻待干乾、七月廿四日再起塗壁、

石切五拾七人賃錢

十月十一日乙未惣成就也、

一同三貫七百拾六文

檢者

木挽拾壱人賃錢

新納次郎九郎時敏

一同三拾三貫四百弍文

田代太郎太清秋

釜土・原良土・ほっこ土代

惣大工  
大根占郷土  
川邊吉之助

一同弍拾八貫四拾四文

瓦代

裏ニ左之通、

一同拾八貫五百七拾六文

一錢百四拾四貫三百五拾七文

小唐竹代

大工四百三拾壱人賃錢

一同六拾弍貫六百七拾弍文

一同三百弍拾九貫六百拾五文

白灰・魚油代

日雇夫千弍百弍拾七人賃錢

一同四拾五貫六拾八文

一同四拾貫五百四拾弍文

釘代

(左)砂官百弍拾七人賃錢

一同拾貫四百四拾五文

平木代

一同五拾貫百拾七文

石類代

一同三拾六貫七拾五文

金物代

合錢九百貳拾八貫四百貳文

一金にして百貳拾八兩三步三朱と五拾文

但木代并材木取下し方入費被除

一此年梅雨より夏中干魃ニ而、土藏普<sup>(讀)</sup>譜は壁廻り乾き至而宜敷、仍而永く可保哉と存候事也、且又前方之土藏四敷三間ニ而、小路江作り掛有之候ニ付、此節は少し引入れ間敷等、右之通造替也、

一十月十二日、六半時分より砲術館江出席、五番組之見分、下總殿・登殿・大目付主水殿ニ而、四前相済、婦より下總殿・登殿・拙者、築地大砲藏見分ニ差越、致見分、夫より下總殿・拙者、屋久嶋方へ差越、御藏ニ

始何も致見分、暫罷在、夫より下總殿列立、出物藏江

差越、当分取納方も最中ニ付、計り方其外細々致見分、

八ツ時分引取候、尤屋久嶋方出物藏へ御趣法方御役々

出揃罷居候事、

一用達茂右衛門事は、今朝より指宿江御湯治前之差引として遣候事、

一十月十三日、在番松嶋親方・聞役新納太郎左衛門同列、

毎之通り玄関迄之見廻、且贈物左之通也、訳は去亥年

御隠居御家督ニ付、中山王より改誓詞并中山王繼目被

仰付候兩様之誓詞、被差上筈候処、改誓詞之儀は不差

上、繼目之誓詞迄差上度願之趣有之、其通被仰付候御

礼也、

覚

御扇子 一箱

十錦太碗 十

紺地嶋細上布 二端

紬白 二端  
緞子 一本

十月十三日

松島親方

新納太郎左衛門

一十月十四日、六半時分より砲術館江出席、六番組之見

分四ツ前相濟、直ニ帰宅也、

一夜入下總殿用達被遣、明日郷士以下之砲術見分之儀掛  
合承候へ共、明日は日柄ニ付差延之筋ニ返答いたし候

事、

一十月十五日、此内より天氣廻り始終不晴上候処、此五

六日快晴ニ而万人喜悅之事也、今日四ツ時分より玉里

江罷出、当日之御祝儀、且明日より指宿江御湯治之筈

ニ付、右之伺御機嫌申上候而、九ツ過退出候事、

一十月十六日、出勤毎之通、田中仁右衛門昨日江戸より  
致下着、今日出勤毎之通、  
上様方より之御意承知仕候事也、

上様方より之御意承知仕候事也、

一十月十九日、今朝六半時分より練調場へ出席、騎兵調

練致見分候、下總殿同断、筑後殿・登殿ハ掛ニ而早目

より出張有之、鎌田圖書殿・宮之城圖書殿も視ニ被參、

七ツ前相濟直ニ引取候事也、

一高岡差引被仰付候旨役々出府、今日見廻候間致面会、  
取締向之儀共、左之通申達置候事、

高岡当分明所相成、我等江差引被仰付候、従先々被

仰渡趣、屹度相守、所中静謐之儀専心掛、就中他領境

目ニ而、場所柄ニ付風俗正敷、学文・武道無油断相励、

当時第一被仰渡候海防御手当、是又無油断可心掛候、

其外万事前々地頭申渡之条目相守、聊大形之儀無之様、

役々中兼而可申談候、此段申達候、

十月

駿河



今日見廻人数

郷士年寄

長野助兵衛

組頭

是枝八右衛門

横目

須田佐左衛門

地頭横目

春田孫兵衛

行司

土橋新左衛門

郡見廻

田中善左衛門

町役人代

柚木崎民之助

庄屋代

入田十右衛門

社役頭取

富山長門頭

右之通ニ付、地頭横目迄四人致面会候、右ニ付所役々

相中より、肴一折・酒一荷代金貳百疋、差送り候事、

一十月廿日、五前出宅、鎌田圖書殿来ル廿三日江戸江出

立ニ付、暇乞として見廻、夫より福昌寺江

(島津重豪)  
大信院様

賢章院様御忌日付、

太守様御代参

宰相様御代拝

但御惣霊様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より出勤、八ッ退出也、

一今日、東郷一介を以、北郷哲五郎殿・拙者何れ茂、招

候儀承候得共、差延候儀頼込置候事、

一十月廿一日、今日出勤、四ッ打切りより下總殿・伊織

殿一所ニ再聞江出席、相濟直ニ退席、

サイキヤ

一九ッ打直ニ出宅、郡元新御仕立水車機織所見分として

差越候、彼所江福崎助八并書役等出会、下總殿・伊織

殿も致誘引置候間、追々跡より被参候、篤と見分いた

し、夫より中之塩屋硝石丘致見分候、此所へも助八以下御役々出会也、尤下總殿・伊織殿同断、左候而当分掛り見聞役税所彌藤次、近日江戸江出立之筈ニ付、跡掛り有川喜左衛門江被仰付、次渡等茂相成候間、兩人相揃候内、今日見分いたし置候、左候而日入前打立、銘々帰宅也、

一十月廿二日、出勤毎之通り、鎌田圖書殿、明日江戸江出立之筈ニ付、今日三御役一所ニ伺御機嫌申上候事、一今日、此節為御祝儀上国之四嶋与人共、拙宅江招呼、面会いたし盃共遣し、左候而於役所吸物・酒共緩々差出し飯迄差出し候、右は先規之事ニ而、御勝手方書役之内、井上嘉左衛門・鈴木勇右衛門、早目より参り致差引、役所亭主振りもいたし候、左候而与人共持参物も先規之通り也、右之嶋人一件、左之通始終記し置也、

此間嶋人一件脱ス、

一十月廿三日、今日四後より出宅、磯御茶屋内反射炉始、諸御取立場所見分として差越候処、上町築地ニ而、書役井上直左衛門、追付江戸去ル一日被差立候中急飛脚、今朝到着ニ而御用問合致持参候間、直ニ藍玉所江立寄り見聞役詰所頭之間ニ而開封いたし取扱向旁、直左衛門江申達差帰候、夫より拙者ハ磯之方江差越候、其以前九ツも打候、左候而反射炉方江参候処、福崎助八始御役々出会也、諸御取立事共細々致見分、且又花倉江銅璞荒焼之場所御引直しの筈ニ付、右之所迄も差越致見分、日入時分相仕廻候付、直ニ打立罷帰候事、

一十月廿四日、今朝田中源五左衛門・山口九十郎、佐土原より昨日罷帰候とて見廻、且淡路守殿より御伝言并御自身御取しらべの咎目・式目共被遣候間、慥ニ相受取、追而吟味いたし、何分可申上旨源五左衛門等迄当座之答いたし置候事、

一今日出勤毎之通、猶又昨日到着之飛脚便、江戸問合共

見届候、且又筑後殿事、来年江戸

御留守詰被仰付候段、

御名代嶋津又四郎殿ニ而被仰付候間、引進等いたし候事、

一新納伊十郎事、御鉄砲奉行江御役替被仰付候、尤以前は御目付也、

一十月廿七日、出勤毎之通、八ッ退出より下總殿・登殿  
・主水殿一所ニ砲術館江出席、郷士以下之稽古見分いたし、七半比相濟、直ニ退席候事、

一十月廿九日、夕方彌太右衛門被參候而緩々也、且此内  
次郎九郎へ作事検者として骨折之礼ニ遣し候反物之内  
桃紅紗綾ニ縫ひ模様、孫女手細工致候とて持參被為見候、存外立派之手涯ニ而候事、

一おせひとの、夜前より少々産気等數有之候ニ付、武之橋御母公御出被成、今晚迄も御滞在也、

一十月晦日、四時南泉院江

(徳川家斉)  
文恭院様御忌日ニ付、

太守様

宰相様御代參

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、別勤也、

一八ッ後新納主税殿、用向有之被參候、用向ハ松元吉左衛門と欵申者江、主税殿方より金子取引有之候処、主税殿用頼西郷次左衛門借添いたし候哉之一件有之候而の事也、

一おせひとの、今日も同じ塩梅也、いよゝゝ産気共不相見得候付、御母公ハ今朝御帰り被成候事、

一四嶋与人共、追々帰帆ニ付、今日餞別品共遣し候、委細別帳ニ記し置候也、

一十一月朔日、今日出勤毎之通、当月表之月番承候事、

一今日、御名代嶋津三次郎殿ニ而、川上左太夫嫡子助七

元服之御礼被仰付候并仙波市左衛門事、御家老調ニ而地頭職之御礼被仰付候并鳴津讚岐殿事隠居、嫡子又四郎殿事家督被仰付候事、

一 おせひとの事、先日より産氣之様ニ有之候へ共、何となく腹痛等も止候事ニ相成候、然共川上家御母公などへ、為念御泊り被成候様御頼申入置、尤医師三益・幽泉等を毎日召呼、診脈共相頼候事、

一 十一月二日、八ツ後都之城役人北郷四郎右衛門、先日致出府用向有之参候間、致面会候事、

一 四嶋与人共、近々帰帆いたし候ニ付、今日置土産として、品物共差贈候、委細別帳ニ相円め記し置候也、

一 十一月三日、今日例之通、稻荷祭普通ハ流鏑也流馬、花岡三男村

森銀次郎・藤井綴喜倅助八郎と欽申者相勤候ニ付、お悦・安之介共々四時分より大乘院内江見物場もらひ置

候付、差越候事、

一 おせひとの、昼時分より産氣催しの様有之、則武之橋

へも申遣、はゝへも申遣し、手当ニ及び居候処、弥催し相成、申之正刻、別而安産ニ而男子誕生いたし、家内一同大慶此事ニ而候、尤母子共何の障茂無之、至極之安産也、此内は段々煩ひも有之、内々は別而心遣ひいたし居候処、右通安産ニ而、内実は見付出し物と喜ひ候事なり、尤医師三益・鎌斎・幽泉等都而参り被呉候事也、

一 新五左衛門事、毎日参り写し方也、

一 今晩おせひとの、終夜弥平穩ニ而倍大慶之事也、

一 十一月四日、出勤、八ツ退出、夫より砲術館江下總殿

・登殿・織部殿一所ニ出席、寄合以上并諸役人限、先比犬追物場ニ而稽古被仰付候節不罷出面々、今日犬追物場之格を以稽古有之、多人数罷出候、七ツ過相済、直ニ退席候事、

一 おせひとの、今日も弥以母子共何茂無障順快也、七ツ

後式部殿、晚奥方等も御出被成候而御泊り也、

十一月六日、朝大雪、昼止寒風、

一今朝玉里より左之通被成下候、

真鴨 一羽

右は従

宰相様指宿表ニ而

御捉飼被為 在候ニ付、頂戴被仰付と之御事ニ而、御

差廻相成候間、差廻候付頂戴可被致候、御礼之儀ハ取

束申上置候間、別段被申上ニは不及段申来候、以上、

十一月六日 玉里

御小納戸

新納駿河殿

右ニ付、御受書左之通差出候、

真鴨 一羽

右は従

宰相様指宿表ニ而

御捉飼被為

在候付、頂戴被仰付候と之御事ニ而、御差廻被下候段

承知仕難有次第奉存候、且御礼之儀は御取合置被下候

旨も致承知、旁難有奉存候、乍然御礼之儀は追而罷上、

別段可申上候、其内御受迄如斯御座候、以上、

十一月六日 新納駿河

玉里

御小納戸中様

右之通頂戴被仰付難有次第ニ付、早速料理方いたし、

八ッ後家内中ニ而頂戴いたし候事、

一今日出勤毎之通、退出より砲術館御軍神御祭日ニ付、

致参詣、七ツ時分帰宅候事、

一おせひとの、母子弥以無障順快、誠ニ以大慶安心之至

り也、

一今日雪相見得候ニ付、松嶋親方より安否尋として、蒸

糞二箱・焼酎砧一双、贈り有之候事、

軽く祝ひ致候事也、

一十一月九日、男子今日一七日ニ相成候、弥以母子無差

一十一月十日、今朝江夏十郎御用筋有之被参候而長談也、

障、栄立相成、大慶之至、今朝東郷四郎太相頼、産弓

尤折々御用談ニ而被参候事也、

致執行候、右ニ付四郎太江肴一折・白銀貳両為礼差遣

一今日出勤、八ッ退出より砲術館江三御家老座中之人数、

し候事、

砲術稽古式日相立、今日より初め候ニ付出張候、書役

一今日幼字左之通授候事、

共迄五拾六七人ニ而候、拙者七ッ打直ニ引取候、余は

名目録  
産神窪田諏方大明神

緩々致稽古候事也、

幼字

萬太郎

安政三年丙辰

一十一月十一日、櫻島雪、昼曇寒風、

十一月三日丁巳申正刻 誕生

一今晚市成江精進落し等取揃、次郎四郎差越候事、

曆面

三日ひのとの巳、天福まつり、治病・家とき吉、右之

一十一月十二日、櫻島雪、指宿

通相調、授置候事、

御湯治先江伺御機嫌として、御内々進上物いたし度、

一今日七夜之詛を以、療医朝稻三益・西郷幽泉江肴一折

此内より御側役永江休之丞江頼置候間、今朝玉里迄左

・金子百疋ッ、為祝差遣し候事、

之通取合差上候、

一今昼より川上家御母公、晚式部殿なども御出被成候間、

一御菓子 一箱但二重物緒  
真田緒付

上ニ一重 鶴之子

下ニ一重 紅練羊かん

代金ニ兩明石屋製

一茶壺 二ツ 箱入キヌ但絹真田緒付

都之城深みとり

一御肴料 金三百疋

右之通道嶋源五郎を以差上置、左候而指宿江は可然  
様取計被差廻給候様頼入置候事、

一十一月十三日、櫻島雪、昼晴天、今朝前田傳左衛門見廻也、右は極困究ニ而出勤も不相調候付、当難凌之儀、先日井之上嘉左衛門・日置半兵衛より承候間、御勝手方御在金之内拾五両内々拜借被仰付候、昨日相渡候付御礼也、

一十一月十四日、今日出勤、四ツ過下總殿・筑後殿・登殿一所ニ退出、塩屋村硝石丘見分ニ差越、細々致見分

候、福崎助八、其外御役々出會、八ツ過相濟、銘々致帰宅候事、

一今晚四時分、畠山吉次郎参り候而、畠山源七事、此内より甌島へ為締方差越居候処、病氣ニ有之、比日弥増不塩梅相成、飛脚船を以詰合同役共より申越之趣、先日相達候付、其節則致手当、去ル九日朝、親類畠山五郎左衛門・なめり川用頼肥後太郎八列立、甌島迄差越之考ニ而打立、串木野迄差越居候得共、折柄天氣合悪敷、渡海不相叶滞在之処、今朝甌島より又々飛船到着、源七事去ル十二日朝六時分養生不相叶候ニ付、則詰合同役中始、所役等世話ニ而内実は入棺為致、表向は病氣之筋を以致仕廻、十三日出船ニ而串木野迄着之段、五郎左衛門・太郎八より申越、五郎左衛門ハ早々手当旁として急キ罷帰り、只今滑川江吉次郎等も打寄、申談之成行等承らせ候付、最早死去之事ニ付而は、いたし様も無之、今夜中ニ源七帰着候ハ、明日も病氣ニ而代合無構御断共申出、夫々手当可致様申達置候事、

十一月十五日、夜前より源七一件有之、今晚致帰着、

今晚發送之筈ニ付、今日は致遠慮、出勤差扣候、尤從

弟ニ而候得共、拙者儀他家養子罷成候付、忌服之沙汰

無之候事、

一 今朝仙波市左衛門見廻、来ル十八日出立之筈ニ而、暇

乞かた〜也、

一 今日加藤東市郎繼目御礼被仰付、權兵衛と改名、其外

多人數初而之御目見等も<sup>エツン</sup>謁ニ而被仰付候、新納清右衛

門二男等も右之内也、

一 先日指宿江伺御機嫌として進上物いたし置候処、左之

通申来候由、道嶋源五郎より被為見候、

貴礼恭致拜見候、如命向寒之砌弥以御堅勝被成御精勤、

珍重存候、次ニ私無異相勸罷在候、乍憚御放意<sup>イ</sup>可被下

候、然は駿河殿より御機嫌伺として、御菓子一箱・御

茶一箱・御肴料三百疋、御進上被成、相廻候付、則今

朝御披露申上候処、御湯治先き御事ニ而、別而

御閑隙ニ被為

入、誠ニ此兩三日は雪雨交り之天氣合ニ而、

御歩行等茂不被為調

御物淋敷被遊御座候折柄ニ而、一入御慰ニ相成、別而

之御都合ニ御座候間、右之趣ニ而宜敷様駿河様江茂被

仰上置被下度、先は此段御安心旁御報申上度、如斯候、

以上、

十一月十三日

永江休之丞

道嶋源五郎様

追而時候も致変化、不揃ニ候間、折角被成御愛護度、

いまた

御帰殿之御模様相分り不申、

当月末・来月初方ニも候哉と奉存候、以上、

右之通申来難有仕合ニ付、書面ももらひ置候事、

一 今晚源七事葬式ニ付、見立とも差遣し候事、

一 十一月十九日、快晴暖氣、今夕方都之城芳樹院様御出

被成候而、暫く被成御座候事、



一十一月廿日、御殿ニ而早川務より夜前名前無之封物、

務召仕之男江取次差出候者有之、何様之事欤と相尋候内、持参之者ハ行失せ候間致開封候処、斯之通ニ候旨

ニ而被為見候、何共取所なき趣意と存候間、直ニ拙者

受取、ケ様之類間々有之候事ニ而、卒爾ニ取揚、表立申候而も、首尾ニいたしかたき事も有之候間、内分ニ

而静ニ可致取扱旨申達置、右之書付は、御軍役方書役永田與右衛門江渡し置候事、

一拙家雜譜中取并諸帳留類清書方共、磯永喜之助へ相頼取中之処、喜之介事御鳥預御庭方兼務ニ勤替り相成、

寸隙も無之、稻留源左衛門ニも勤場隙入多候付、当分

伊東新左衛門相頼置候得共、是も老人ニ而は埒明キ兼候間、郡方書役梅北宗右衛門遙々参り、写し方或ハ帳

留共いたし被呉候儀は、相叶間敷哉と頼入候処、受合ニ而、今日より参り呉被申候事、

一八ッ後平嶋平太左衛門、先日江戸より致下着候とて見廻也、

一夕方より畠山主計殿・同吉次郎・肥後太郎八列立被参

候、源七死去いたし候付、跡家内一件相談旁ニ而緩々ニ而被帰候事、

一十一月廿一日、今日出勤、退出より大龍寺へ下總殿・

筑後殿・伯耆殿・矢五太夫殿など申談差越、市店之刀、

其外諸道具共取寄せ致見物候、書役共尤四五人召列候而、夕方迄罷在帰候也、

一安之介事、少々熱氣有之、風邪氣之様ニも見受候得共、先日より手足面体など迄吹出物もいたし候間、今日新

村謙齋相頼、薬用共いたし候事也、

一今日梅北宗右衛門被参候事、

一十一月廿二日、八後指宿組頭役小田武兵衛へ申渡、且

勤向之儀も直々申達置候事、

一八ッ後より新五左衛門・宗右衛門被参候而、写し方等いたし被呉候事、

一七ツ後加治木役人新納仲左衛門、先日屋敷詰ニ而致出府候とて、用向も有之見廻也、且かきの塩辛一壺致持参候事、

一 お悦、三日以前より水痘ニ而、今日共快方ニ向き候事也、且安之介ニも昨日より之熱氣風邪水痘等取合候哉之様ニ、医師より承候事、

一十一月廿三日、五時寿国寺江

(島津齊宣雜考)  
蓮亭院様御忌日ニ付

太守様御代参  
宰相様御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、別勤ニ付帰りより南林寺へ致参詣、且山中墓参共いたし、夫より出勤毎之通也、

一 昼より新五左衛門、八ツ後より宗右衛門被参候而、写し方いたし被呉候事、

一 安之介事、先日より之不例、昼之内は気分軽く見得候

処、今晚熱氣相応ニ有之、子共ニ而程合不相知、四ツ時分朝稻三益相招、直診相頼候処、何ぞ深々敷事ニは無之との事ニ而、薬共致調合置、帰り掛候付致安心候事、

一十一月廿四日、今日冬至ニ付、例年之通社家中馬長門招呼、氏神御祭毎之通相調候、左候而いまたおせひとのも産屋込り、子共も風邪等ニ有之、客人等は不催候事也、

一指宿江先夜出火有之候段、今日申出候付、筋々披露い

たし置、左候而、

指宿

御湯治先江左之通伺

御機嫌旁申上候、

(朱書)  
一御本文承知仕達

宰相様御内職候処、

被入御念御取扱別而宜

御都合御座候、此段申上越候、以上、

十一月廿七日

永江休之丞

得能彦左衛門

新納駿河様

右之通廿八日返答相届候事、

一筆令啓達候、

宰相様益御機嫌能

御入湯被遊

御相応奉恐悦候、然は去ル廿二日夜、其元東方村森門之内出火ニ而、居家等八軒及類焼候段申出、当分御光越中之儀候付、尚更入念候様兼而申付置候得共、右様之儀致到来、何共奉恐入候、依之御内々御断、伺御機嫌旁為可奉申上、各様迄如是御座候、以御序宜御取成頼存候、恐惶謹言、

十一月廿四日

新納駿河

久仰判

得能彦左衛門様

永江休之丞様

一筆致啓上候、追而寒氣相催候得共、先以〔朱書〕本文ニ付同廿八日返答相届候事、

宰相様倍御機嫌能

御入湯被遊御相応恐悦至極奉存候、次ニ貴様亦無御障被成御勤務珍重存候、此内は

御捉飼之鴨拜領被仰付、誠ニ以て御品柄ニ而、訳而難有頂戴仕候、且又御仮屋守脇田六兵衛父子茂御内々御沙汰之趣被為在、段々難有被仰付、且所中其外之弓馬共御親被下、殊ニ拔矢

御褒美、并御目録金等頂戴被仰付、段々難有御取扱被成下、私ニ至り別而難有次第奉存候、御礼之儀は幾重ニ茂宜敷様奉頼候、扱又御湯治中之

御機嫌奉伺度、御内々進上物仕候処、早速御披露被成下、御都合能御座候段、道嶋迄細々被仰越候趣致承知、是亦難有次第、偏ニ御取成被下候御訳と、不残忝奉存候、然処先夜東方村之内江出火ニ而類焼も有之候段申出、何共驚入奉存候、稀々之御湯治殊ニ何篇難有被仰付候儀ニ茂有之候間、諸御用向は勿論何角ニ付而茂、

入念折角静濫ニ有之候様可心掛旨、訳而申達も仕置候得共、右之通出火到来之段、無申訳次第誠ニ以奉恐入候、右ニ付而は別段御断旁申上候得共、幾重ニ茂奉恐入候次第御座候間、猶又貴様迄御断且は御取成被下候儀共訳而奉頼度、此等之段乍失敬旁之御礼、且は御断之儀申上置度、如斯御座候、恐惶謹言、

十一月廿四日

新納駿河

永江休之丞様

猶々最早

御帰殿之儀茂被仰出、無余日被為成候間、不遠得貴面、猶心事御礼旁可申上候、以上、  
右式通今廿四日、指宿より郡見廻差越居候間、夫江為持差越候事、

一十一月廿五日、先月末、定式中急今昼到着、毎之通御内用封も相受取候、

篤君様御上り御道具帳等段々数通到来、目を驚し候御

道具数ニ而候事、

一高岡年寄方書役市來仲介事、他領江掛り段々御用筋致精勤由相聞得、地頭・横目ニ而書役方致心添候様難有被仰付候間、今日八ツ後申渡候事、

一新五左衛門・宗右衛門、毎日程被參候事、

一十一月廿七日、今日御殿ニ而山田壮右衛門より御内用筋、并書状等表向封箱入付ニ而、御側御用人座より差廻し有之、受取候事、

一十一月廿八日、明日定式飛脚差立旨昨日相届候、山田

江は返答且豊後殿江之返答旁相認候事、

一今晚五過時分、江戸より去ル十二日被差立候極々急飛脚到着、

篤君様十一日、弥無御滞御上り被遊候御左右也、

一今日御殿江指宿より之返答相届候事、

尊書被成下難有拜見仕候、先以

宰相様益御機嫌能

御入湯被遊御相応、恐悅難有奉存候、將又尊公様弥以

御勇健被為成御座、恐慶御儀奉存候、然は此内は

御捉飼之鴨被成御拜領候付、分而被仰越候趣承知仕候、

猶又御都合を以申上候様可仕候、被仰下候通脇田六兵

衛并孫仲之丞儀

御内沙汰被為 在、不容易勤方被仰付、誠ニ以難有事

ニ奉存候、其身ニおいて殊之外難有狩ニ而、尚又心懸、

昼夜精勤仕申候、且又先達而は所中其外弓馬被遊

御覗、其節拔矢之者江は御褒美等被成下、難有御取扱

ニ付、尊公様ニも難有被思召候付、御礼沙汰之儀被仰

上承知仕候、取束申上候様可仕候、且

御湯治中之御機嫌茂被成

御伺候ニ付、細々被仰下候趣承知仕候、達 御聴候様

可仕候、此間は無思掛出火ニ而御座候得共、二月田よ

りハ余程相隔居、私ニも当番ニ而相詰居申候得共、所

中兼而之心得宜御座候哉、頓と騒立不申、夫故

御目覚ニ茂不被為及、翌日達

御聴候位ニ而、別而御無事之御事ニ御座候間、少茂御

懸念被為成候程之御事は無御座候得共、御別紙ニ而承

知仕候趣を以、達

御聴少し茂御子細不被為

在候、御安心被成可被下候、先は御札之御礼奉申上度

如斯御座候、恐惶謹言、

十一月廿七日

永江休之丞

新納駿河様

追而御端書之趣難有承知仕候、

御帰殿御日合も無之候ニ付何れ帰着之上参上仕、御

礼旁委細可奉申上候、以上、

十一月廿九日、四時早目南林院江、文恭院様御忌日ニ

付、

太守様

宰相様御代参

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、夫より出勤、八ッ退出、

一 今日茂右衛門事、指宿江

御帰殿方御用差引ニ差遣し候事、

一 今日飛脚便より岩下佐次右衛門江金五両、太刀拵方之

代金として差登せ、且長野源助江衣服旁調料として、

金三両程差登せ方之儀、庄之助へ相頼候事、

一 十二月朔日、今朝御小納戸早川務、御用筋有之、被参

候事、

一 今日四時浄光明寺江

(麻痺患久恙)  
貞嶽院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、別勤也、夫より大興寺・月香院・深固院

江御墓参いたし、重富・今和泉江今般

篤君様御入 城之御祝儀申上置、八ッ過退出、帰宅候

事、

一 十二月二日、今日出勤毎之通、今日篤君様御入城之御

祝儀有之候事、

一 今日退出より砲術館江御家老座稽古式日ニ付出張、七

ッ過罷立候事、

一 十二月三日、今朝奥四郎殿御内用有之被参候而、今日

江戸江飛脚立之由ニ付、此内より御国益之儀相考居候

処、ヒマシ油之儀大坂表ニ而余程相捌ヶ候もの候哉ニ

及承候間、御側役方被相付極内相伺立候間書面見届置

呉候様ニとの事ニ而、被為見候間、見届直ニ相返し置

候、然共拙者不案之事情間、出勤之上福崎助八江内々

其段申聞候処、拙者同意ニ而、大坂表之儀も無心元候

間、今日何越候所ハ不事立様申入、奥方差留置、右之書付を借り入、助八方江遣し置候、拙者至極ニ合点不致候事也、尤今日之飛脚は

篤君様御上り之御祝儀、別段急ぎ差立候事、

一今日七ツ半時分、

宰相様、中村御茶屋迄被遊

御帰殿、御逗留ニ而候事、

一十二月四日、四時玉里江罷出、三御役一所ニ昨日

御機嫌能御帰殿被遊候、伺御機嫌申上候、拙者居残り

得能彦左衛門・永江休之丞所江御礼事、且は御用筋談

合いたし、九ツ過退出候事、

一十二月六日、今晚八ツ過比、御軍賦役坂元彦五郎参候

而、今昼佐多之御崎沖七八里之所江、異国船等敷船相

見得候由、山川より只今注進相達候段申出候付、追々

成行之届も可相達候間、先承置候旨達置候事、

一十二月七日、今早朝、御軍賦役野村彦兵衛参候而、右之船昨夕暮ニ相成、帆影不見得候段之届、只今相達候とて申出有之候事、

一加治木之城主兵庫殿事、先達より病氣之処、極々大切之様体被相成候段、今日御届相成候、内実は今朝四ツ時分死去也、

一今日八ツ後より東郷一介武村之別荘ニ差越候、近比一介取立被致候処也、外ニ平田直之進・倉山作太夫・林仲之丞ニ而緩々いたし、夜入四ツ時分罷立帰り候事、

一新五左衛門・宗右衛門毎日程参り、中取且は写し方被致呉候事也、

一十二月八日、四時より玉里江罷出、昨日中村御茶屋より御帰殿被遊候伺御機嫌申上候而、夫より出勤、八ツ

退出、

一加治木今日死去之御届有之候ニ付、退出より悔旁見廻、暫ニ而罷立候事、

一十二月九日、八後肝付左門殿、昨日致下着候とて見廻也、

右嫡子方江

一鴨 一番現物

一今晚加治木私領江引越候ニ付、用達見立として挑灯共為持差遣し候事也、

一酒 一荷酒料金百疋

右嫡子奥方江

右之通差出候事也、

一十二月十一日、七後佐土原之能勢隼太・仮屋守宮里十兵衛同道ニ而参り候、淡路守殿御伝言も有之、隼太事、是より直ニ江戸江出府之筈也、

一十二月十二日、今日急飛脚差立候、訳ハ兵庫殿死去ニ

付御届旁也、

一預り所高岡より寒中尋申出、品物左之通差出候、

一今日八ツ後玉里より左之通被仰付候、

一猪 一丸現品

鯉式本

一酒 一荷酒料金百疋

右は従

右預り地頭方江

宰相様御内々被下候ニ付差廻候間、御頂戴可被成候、

一鴨 一番現物

以上、

一酒 一荷酒料金百疋

十二月十二日

右地頭奥方江

追而御礼儀は宜取計置申候、以上、

一猪 一丸現物

玉里

一酒 一荷酒料金百疋

御小納戸



新納駿河殿

ノ

鯉式本

右は従

宰相様御内々被下候ニ付被差廻候間、頂戴可仕、左候而御礼之儀茂宜御取計置被下候段承知仕、旁難有次第奉存候、乍然御礼之儀は追而罷上可申上候、其内御請迄申上置度、如斯御座候、以上、

十二月十二日

新納駿河

玉里

御小納戸中様

ノ

右之通小奉書半切ニ相認差出置候事、

右之鯉は至而大振り珍敷御品々ニ而、難有頂戴仕候、

候、

一塩鱒

式本

一青籠

一ツ玉子入

右は指宿御土産として、御内々被成下候間頂戴可仕旨、御小納戸より道嶋源五郎江相達被差廻候間、重疊難有頂戴仕候、尤御礼之儀も宜敷取計置候との趣も致承知候事、

一十二月十三日、今日御煤払ニ付、当番迄罷出、御用仕廻次第退出候事ニ而、月番伯耆殿江頼置、出勤不致候事、

一夕方新納次郎九郎被参候、来ル十六日より長崎江御手網方之勤方ニ而差越との事也、

一十二月十四日、四時分より玉里江罷出、寒中伺御機嫌、筑後殿・登殿・主水殿一所ニ相揃申上候、且又於江戸従、姫君様御着御拜領之御祝儀も申上候而、拙者暫相詰居候処、御小納戸早川連より態と御用申達筈候得共、都合も可有之と存居候処、今日罷出候間、御近習江罷通候様ニとの事ニ付、罷出候処、

羽二重黒染十文字御紋付御綿入袴ツ、年末ニ付拝領被仰付候との事ニ而、御側役有馬舍人席詰ニ而頂戴仕候間、難有奉存候段、舍人江御礼申上候而相下り候、左候而九ツ時分退出候事、

一八ツ後より竹下覺左衛門・彌太右衛門・小十郎相招候左候而竹下江は拙者画像書調もらひ度頼入候処受合有之、乍去後日緩々書方可致との事ニ而、今日は咄などニ而晩四ツ時分被帰候事、

一新五左衛門四時分より、宗右衛門八ツ後より被参候、先日より毎々右之通也、

一十二月十六日、今朝五ツ前より(調練)練調場江出席、下總殿

・伯耆殿・大目付織部殿ニ而、騎兵調練致見分候、右ニ付周防殿・又次郎殿ニも見物ニ御出被成候、筑後殿・登殿事は掛りニ而、未明より出張有之候由、左候而今日は一同籠手・臈当・陣羽織相用候様ニとの事ニ而、見涯も奇麗ニ有之、惣人数百人ニ少々不足之由也、七

半時分相済候間、退席候事、

一大口郷士年寄有村隼治并同所郷士当家之末家新納五郎右衛門、先日より致出府居候間、今晚緩々招呼候、四ツ時分帰り候事、

一今晚九ツ前比、上方江出火之由ニ而致騒動候付、即刻致出馬候処、一ツ橋之涯、川上龍衛殿所燃候而、少々北風有之、火之子共吹散し候ニ付、恵燈院江早々駆付見候処、何も無懸念候間、夫より福昌寺之柵門前ニ出張致下知居候処、下總殿・大目付等茂被参候付、彼是談し合、下火相成候節引取候、中途ニ而八ツ打候事、尤川上家一ヶ所焼失、勿論自火と見得候事也、

一十二月十七日、今朝道嶋源五郎参り候而、昨日玉里御

小納戸より被相渡候とて、黒羽二重十文字御紋付表裏・黒縮緬行葉牡丹御紋付表裏  
但裏ハ二反共羽二重茶色也、  
右御染地も、先日

御召物拜領被仰付候節、一所ニ被下筈候処、取残しニ

十二月

伯著

付差廻候との旨ニ而、拜領被仰付、誠ニ過分之至リ、  
何共奉恐入、難有次第ニ候段、御小納戸迄宜敷申入置  
給候様頼入置候事、

右之通被仰付難有次第ニ付、翌日御礼申出置候事、

一今日出勤毎之通、退出より砲術館江御家老座中稽古式

一十二月廿日、四ツ後より調練場江出張、下總殿・登殿

日ニ付出席、下總殿も同断ニ而、七ツ過退席候事、

一今日御用人伊集院隼衛より取次御用ニ而、左之通被仰

付候、

席、

指宿地頭

用達江

一今日夕方有村隼治見廻、明日打立罷婦との事也、右ニ

右は此節

宰相様為御湯治就

付有村家藏文書、其外古書付并丸田両家之文書等、此  
内より取寄セ致一覽候処、至極相損居候付、拙者加勢  
ニ取繕可差返旨も、此内申入置候而、取繕も出来居候

御光越、浦々相応之入価ニ茂相及候旨、被

間、奥書共いたし、都而相渡候、巻数左之通也、

聞召上候付、来ル巳年一ヶ年、水主立御免被仰付候旨、

一桐つほ聞書 一冊

御沙汰被為 在候条、難有可奉承知旨可申渡候、

但横折小冊

但異国船等来着、其外非常水主立之儀は別段之事ニ

奥書左之通、

候、

右桐つほ聞書巻冊、其方家藏ニ而、此節致一覽候処、

靈社真筆相違無之、仍而加裱裝差返候条、無龜抹永伝有之度もの也、

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

久仰判

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

久仰判

一文書拾七通 一卷

奥書左之通、

一源氏題書 一卷

但至極小卷

奥書左之通、

右源氏題書、其方家藏ニ而、此節致一覽候処、

靈社真筆相違無之、仍而加裱裝差返候条、無龜抹永伝

有之度もの也、

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

久仰判

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

久仰判

一天正十年十一月連歌 一冊

奥書左之通、

右連歌、其方家藏ニ而、此節致一覽、加裱裝差返候条、

無龜抹永伝有之度もの也、

右書写、其方家藏ニ而、此節致拜見、加裱裝差返候、

屹龜抹被致間敷候、

新納駿河

〔朱書〕

安政三年辰十二月

「判形不致事、」

有村隼治殿

一文之并学之、其外当时之人々

詩稿、

奥書左之通、

右奉始

光久公、其外文之等之詩稿、其方家藏ニ而、此節加裱

装差返之訖、

新納駿河

〔朱書〕  
一判形不致候事、

安政三年

辰十二月

有村隼治殿

一手火矢習日記 一冊

奥書左之通、

右手火矢習日記一冊、其方家藏ニ而、此節致一覽、加

裱装差返之訖、

新納駿河

〔朱書〕  
一判形不致候事、

安政三年辰十二月

有村隼治殿

右之七行有村家藏ニ而候事、

一文書等六通 卷卷

奥書左之通、

右乗祐覺書老通、拙斎文書五通、其方家藏ニ而、此節

致一覽候処、料紙別而損居候付、加裱装差返候条、無

龜抹永伝有之度もの也、

新納駿河

久仰判

安政三年辰十二月

丸田善助殿

一坪付帳 一冊

奥書左之通、

右田島坪付帳老冊、其方家藏ニ而、此節致一覽候処、

料紙損居候ニ付、加裱装差返候条、無龜抹永伝有之度

もの也、

新納駿河

久仰判

安政三年辰十二月

丸田利兵衛殿

右之通丸田善助方一卷、同利兵衛方卷冊ニ而、有村方共、

靈社様御名前、且は御手跡之物ハ都而拙者判形を加ヘ差返し置、其外古書付類ハ判形なしニ而遣し置候事、

一今日地頭所、指宿より寒中尋申出、且狩夫銀致上納候事、

但現用夫弍千四拾九人

錢にして五拾貫弍百文

外ニ地頭仮屋敷、所務代金巻歩、

右之通致上納候、尤寒中尋所産物并肴・酒料等之儀は、定式之故留略ス、

一十二月廿一日、曇、静成天氣、今日八ツ後より北郷哲

五郎屋所江、此方家内中参候、尤先達而より承候得共、彼是差支之儀有之申延置、今日相調候、拙者并お久・

次郎四郎・お悦差越候、外ニ林仲之丞・庄之助ニ而、

亭主振ニハ、嶋津隼見殿・東郷一介、尤用頼等ニ而お

いつさまニも御出被成、且又都之城御隠居芳樹院様ニも御出有之、緩々ニ而四ツ半時分罷立候事、

但馳走向は折角拙者より申断置候付、随分手輕キ事

ニ而、初め掛盃・差身・組付、後ニ一汁三菜之料

理、後菓子高麗餅、引物塩焼小鯛ニ而間之物は、

右ニ応じ候取立也、

一罷帰候処、江戸先月末定式之中急飛脚到着之由ニ而、

豊後殿等之自分状も相届居候事也、

一十二月廿二日、御殿ニ而山田壮右衛門より之書状相受

取候、御側御用人座より差廻し有之候事、

一今日水仙之間之格を以、於御座左之通、

新納駿河

右来正月廿五日

宰相様就

御首途

御名代被 仰付候、

十二月

伯耆

進上

佐土原掛

御重甘物

一組

新納駿河

焼酎砵

一双

右之通掛被

以上、

仰付候、

松島親方

十二月

筑後

進上

右式通之通被仰付候間、御受御礼申出置候事、

散砂糖

一桶

一琉球館内江例年之通招請之儀承候得共、御用多ニ而、

以上、

断之趣申入置候処、今日役々見廻ニ而、左之通贈物有

琉球役々

之候、

相中

進上

右之役々ハ左之通、

御掛物林梅筆 一幅

琉球館蔵役

御花入 一

西平親雲上

沈金御夜喰膳 十

奥平親雲上

縮緬紅 二卷

同書役

以上、

宮城親雲上

松島親方

松崎(總)親方与力  
仲村渠親雲上

一 今日風雨ニ而候処、夜入弥西風騒々敷吹降りニ相成候事、

一 十二月廿三日、四時福昌寺江

(鳥津重兼)  
慈照院様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より玉里江罷出、昨日御首途御名代被

仰付候御礼、永江休之丞江相付申上候、且又御用筋談

し合相済、直ニ退出、

一 十二月廿四日、出勤、退出より重富御三居静洞殿江罷

出、七過帰宅、尤勝山家被召立度内願有之候ニ付、致

承知候御用向有之而也、

一 十二月廿五日、出勤毎之通、今四時分より大寒入ニ付、  
寺社奉行以下謁し有之候事也、

一 明後廿七日、谷山於境瀬戸、西田川筋江子を流し候上

村半兵衛妹もと、其外一列御仕置有之筈ニ而、拙者取

扱也、右ニ付例留として大目付江遣候、八ッ打差出相

成候ニ付、御用人肝付左門江相下ケ置、致退出候事、

一 今日八ッ後より御家老座書役共二十人位招呼、緩々酒

共振廻候事、

一 疏人返上物才領大筆者眞境名親雲上事、近々乗船いた

し候由を以見廻、且左之通贈物有之候、

進上

御扇子 一箱

御筭寒 十

以上、

眞境名親雲上

右ニ付此方より扇子一箱・白麻二十帖差遣し候事、



一十二月廿六日、八ツ後より奏者方書役共、次郎四郎召呼、酒共振廻ニ而候事、

一今日松嶋親方・新納太郎左衛門同道ニ而、琉球藏方、并諸士自物砂糖ニ相掛手形限式ケ年御免被仰付候為御礼見廻、殊ニ品物左之通贈り也、

覚

十錦太碗 十

紺地嶋細上布 二端

嶋紬 二端

縮緬紅 二端

縮緬白 一本

十二月

一十二月廿七日、出勤毎之通、今朝西田川筋子流之者共、

御仕置無滞相濟、谷村十郎太妻慎申渡茂有之候、但支

配頭宅ニ而親類江申渡ニ而候事、

一夕方宫里孫之進被參候而、十郎太妻茂慎被仰付、落着

候とて至極難有かりニ而候事、

一十二月廿八日、出勤毎之通、

一今日預所高岡役々共より歳暮之為祝儀見廻、左之通土産差出候、

覚

一猪 一丸現品

一酒 一荷料金式朱

右預地頭方江

一鴨 一番

一酒 一荷

式行共料物金壹歩

右預地頭奥方江

一猪 一丸現品

一酒 一荷料金式束

右嫡子方江

一鴨 一番

一酒 一荷

式行共料物金巻歩

右嫡子奥方江

右之通差出候間、用達を以致挨拶置候事、

一在番松嶋見廻、此内御用向万端預差図、首尾能相調候、

歳暮罷成候付、安否尋礼旁として左之通品物差贈有之

候事、

覚

挑紅大檜垣紗綾 一端

水色大檜垣紗綾 一端

御重甘物 一組

以上、

松嶋親方

一歳暮之為祝儀、松嶋親方より海鼠一重・焼酎砧一双贈

り有之候ニ付、此方よりも肴一折・酒一樽為祝儀遣し

候事、

一十二月廿九日、出勤毎之通、今日飛脚差立候ニ付、山

田壮右衛門江御内用向申遣候、此節より表向御側御用

人座差出、差越候事、

一十二月晦日、晴天暖氣、夕方風有之、

一今日四時福昌寺江

(島津重豪女子 徳川家齊室)

廣大院様

(島津斉彬男子)

觀光院様

(島津斉彬男子)

覺法院様

(島津斉興母)

寶鏡院様江歳暮ニ付、

太守様

宰相様御代参

一英猷殿

(島津宗信)

慈徳院様

(島津重年)

圓徳院様

(島津重豪)

大信院様

(島津斉直)

大慈院様

〔島津重年迄〕  
智光院様

〔島津重豪迄〕  
慈照院様

〔島津重豪維迄〕  
玉貌院様

〔島津斉興迄〕  
賢章院様

〔島津斉直迄〕  
芳蓮院様 江歳暮ニ付、

太守様御代参

一 慈徳院様

圓徳院様

大信院様

大慈院様

芳蓮院様 江歳暮付

宰相様御代参

右之節

智光院様

慈照院様

玉貌院様

賢章院様

〔島津重年迄〕  
正覺院様 江歳暮付

宰相様御代拜

但

御惣霊様 江

太守様

宰相様御代拜

着服 鬘斗目・半袴

右之通相勉、夫より出勤、八ツ退出、

一 歳暮左之通諸家より被下候事、

一看 一折

一酒 一樽

重富周防殿より

一樽料 三百疋

加治木屋敷より

但忌中ニ付樽料迄也、

一看料 金百疋

一樽料 金二百疋

垂水又四郎殿より

一塩齋 一尾

一生蠟 一玉五十斤位

一酒 一樽

今和泉三次郎殿より

一金子 二百疋

一布海苔 五枚

種子屋敷より

一鷹 二羽

一平樽 壱ツ

都之城より

一穂北紙 三束

一金子 五百疋

佐土原淡路守殿より歳暮ニ付、

右之通被遣候、其外親類中且は知音之向余多有之候へ

共、繁雜相成候ニ付、留略ス、

一今日次郎四郎、来正月廿日、加世田野間権現祭礼ニ付、

御代参被仰付候事、

一当家今年は嫡孫も致出生、猶目出度春年を迎へ、致大慶候事也、今晚次郎四郎は泊り番ニ而、夕方より致出勤候事、

一先日より雪氣ニ而、段々曇風、且は急雨等ニ而、天氣合茂悪敷候へ共、今日は到而快晴、暖氣ニも有之、貴賤奔走に大慶いたし候事也、

〔表紙〕

新納久仰雜譜

安政四年巳正月元日ヨリ  
同年三月十五日マデ

〔朱書〕  
本卷以下平仮名ヲ片仮名ニ写シ、又本字ハ楷法トナレリ、

但原書ハ従前ノ通草行体ニ平仮名ナリ、

「久仰譜卷九安政四年巳正月元日ヨリ上  
同年三月十五日迄」

安政四年丁巳正月ヨリ

一 正月元日、晴天、五時出宅、浄光明寺

(島津忠久)  
得佛様へ年始付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤夫ヨリ出勤、毎之通席々謁ニテ御祝儀有之、  
御勝手方御家老座へモ出席、支配之御役人并小役人書  
役迄モ致面会九ツ前退出、夫ヨリ玉里へ罷出、若年寄  
矢五太夫殿・登殿、大目付主水殿・織部殿相揃御側役  
人有馬舎人へ相付、御祝儀申上候テ直ニ退出イタシ候  
事、

一 婦リ掛窪田諏方社江致参詣、(禮)模寄少々年礼相見廻、七  
ツ時分帰宅、

一 帰宅後家中相揃致規式候、左候テ家来共へハ次郎四  
郎盃共遣シ候事、

一 今日祝儀客多人数也、名前略ス、

一 正月二日、寒風雪雨折々降り櫻島惣体白妙也、今朝六  
半時分出宅、

福昌寺

(島津重豪)  
智光院様江年始付

太守様御代参

宰相様御代拝

但

御惣靈様江御代拝

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、左候テ今日ノ四首頭御規式ニ茂相詰候、

御名代三次郎殿・川上嫡家筑後殿被相詰、四ツ過相濟

直ニ退席候事、

夫ヨリ深固院江御墓参、月香院江御牌参、大興寺江御

墓参イタシ、夫ヨリ重富屋敷・今和泉屋敷・種子御隠

居并御本宅、北郷哲五郎殿・都之城屋敷等へ見廻、七

ツ前帰宅、

一今日モ見廻衆多々有之候得共名前略ス、

一今晚例之通蔵開キノ祝イタシ、用頼役人等招呼酒共寄

合候事也、

一正月三日、雪、屋上七八部積ル

今朝五ツ時出宅南林寺江致参詣、夫ヨリ山中墓参イタ

シ出勤、諸士諸組与力出仕毎之通謁有之、引統御謠初

例之通有之、九ツ半比相濟直ニ退出候事、

一今日少々天気モ悪敷候付、見廻衆少ク候事、

一今日例之通江戸江之中急差立候付、年礼状段々差越候

事、

一今日岩城源七郎所ヨリ、例年之通り規式品此方家内人

数之通り送り有之候事、

一正月四日、晴、寒風、今日ヨリ出勤毎之通り、八ツ退

出、夫ヨリ福ヶ迫諏方社へ参詣、興国寺江御墓参イタ

シ、滑川へ見廻リ七ツ後帰宅、

一正月五日、今日地頭所指宿役々并預所高岡役々年頭祝

儀申出候間、面会盃共遣シ、於役所酒・飯共振舞候、

名前并祝物左之通、

指宿郷士年寄  
園田宇左衛門

賞

組頭  
北原筑兵衛

指宿

横目  
佐土原林右衛門

御肴「料八百三十二文」  
一折生之場

地頭横目  
福島伊左衛門

御酒「料六百六拾四文」  
一樽

郡見廻  
永山六右衛門

郷士中

浦役  
山下幸左衛門

御肴「料五百三拾四文」  
一折塩之場

御酒「料六百六拾四文」  
一樽

十町村庄屋  
坂本三左衛門

所中

高岡  
郷士年寄  
毛利助左衛門

御肴「料五百三拾四文」  
一折塩之場

組頭  
本田甚七

御酒「料六百六拾四文」  
一樽

所中

去川定番  
二見休右衛門

御肴「料五百三拾四文」  
一折塩之場

郡見廻庄屋兼務  
中村平右衛門

御酒「料六百六拾四文」  
一樽

右御地頭様御方江

諸在中

御肴「料五百三拾貳文」

一折塩之場

御酒「料六百六拾四文」

一樽

右御地頭様御方江

町浦中

右老番御年頭御祝儀方

御肴「料八百三拾貳文」

一折生之場

御酒「料六百六拾四文」

一樽

右御地頭様御方江

郷士中

御肴「料五百三拾貳文」

一折塩之場

御酒「料六百六拾四文」

一樽

右御地頭様奥様御方江

所中

御肴「同」

一折塩之場

御酒「同」

一樽

右御子様方江

所中

御肴「同」

一折塩之場

御酒「同」

一樽

右御地頭様御方江

諸在中

御肴「同」

一折塩之場

御酒「同」

一樽

右御地頭様御方江

町浦中

「メ拾貳貫六百文」

「金ニシテ老兩貳步式朱ト八百文」

右式番年頭御祝儀方

右之通進上之仕候間、宜敷様御頼申上候、以上、

正月

園田宇左衛門

外ニ三人連名

覚

高岡



御肴 一折

御酒 一樽

〔朱〕  
「式行料物金巻函」

右年頭御祝儀ニ付

御預所様并奥方様

御嫡子様并奥方様江

猪肉 一肢

去川定番

二見休右衛門

御肴 一折

御酒 一荷

〔朱〕  
「式行料物金巻歩」

右ハ御嫡孫様御誕生ニ付御祝儀申上候ニ付、

右之通進上之仕候間、宜敷様御頼申上候、以上、

正月 毛利助左衛門

外ニ三人連名

右之通ニテ用達并用頼等取持ニテ緩々イタシ、夜入時

分罷帰候由也、

一 正月六日、五時ヨリ砲術館江出席、御流儀初ニテ八ツ

過相済退席、今日士以上八百五十人余・郷士以下八百

五十人余ニテ都合千七百人余ニテ候事、

一 右之流儀初ニ指宿之郷士共四十三人参候間、今日砲術

館ニテ御流儀初済ニ手都合等致見分候事、

一 佐土原ヨリ寒中尋トシテ御状巻通、鴨簀巻ニツ被下候

事、書状定式之通りニ付略ス、

一 正月七日、晴、今朝家之上薄雪、

一 下總殿当月々番之賦候処、大晦日ヨリ舍弟病氣ニテ出

勤不相調、拙者助番相勤居候ヘトモ、今日ヨリ拙者月

番ニ代リ合相勤候、尤下總殿ヨリ頼ニ寄候事也、

一 田中源五左衛門・山口九十郎・上井甚七相中ヨリ鶴一

羽佐土原ヨリ到来之由ニテ贈リ有之候ニ付、今日則玉

里江御内々進上イタシ度差廻シ置候事、

一 今晚平田直之進殿・伊集院周右衛門殿・志岐藤兵衛・

湯地市兵衛・同嫡子市郎右衛門・同二男八左衛門・福

永直之進相招候而緩々咄イタシ候、市兵衛ハ来ル十日

江戸江出立ノ筈也、

一 正月八日、今朝モ雪三寸位積ル、今朝五ツ時

福昌寺

(鳥津齊宜宅)  
芳蓮院様江年始ニ付

太守様

宰相様御代参

但

御惣霊様江御代拝

着服熨斗目・半袴

右之通相勤夫ヨリ出勤、八ツ退出、

一 正月九日、今日宅別勤ニ相頼、指宿郷士若輩共諸家流

儀初ニ差越居候ニ付、今日四ツ時分ヨリ招呼ヒ席書並

読書講議共為致、左候テ劍術・鎗術共致見分候、座内

之次第相濟候節八ツ前ニ付、昼飯共振舞劍術等ニ打立、

大鐘比相濟候、右ニ付御軍賦役并書役・表御家老座書

役三人招呼候間、相濟候後暫罷在被帰候、指宿之者共

モ暮時分罷帰リ候、尤酒料金五百疋差遣シ候、人数左  
之通、

一 読書并席書拾七人

内児六人

一 示現流拾五人

一 天真流三十三人

一 直心影流九人

一 鏡智流式十三人

惣合六十一人

但

砲術ハ先日致見分候事也、

一 正月十日、今朝指宿年寄園田宇左衛門・組頭北原筑兵

衛昨日之為礼參候事、

一八ツ後永江休之丞御用向有之被參候、尤

宰相様御沙汰之事有之候也、

一去ル七日田中源五左衛門等ヨリ贈之鶴、玉里御膳所へ

御内々進上イタシ度、道島源五郎ヲ以テ差出置候処、

其以前ヨリ御尋之折柄ニ付、則永江休之丞ヨリ御前江

申上候処、別而之御都合ニテ御直ニ細々御差図有之、

殊ニ

御道中迄モ為御披露被遊候トノ

御下知モ有之、足骨ハ大奥江被差廻、サラン方イタシ

候様、外之骨ハケ様々々ト都而御差図モ有之、至極之

御都合ニ為有之段、細々今日休之丞ヨリ致承知、誠ニ

以テ難有仕合ニテ候間、此段記シ置候、尤右之鶴ハ佐土

原ヨリ源五左衛門ナト頂戴之品ニテ拙者江送リニ付、

今日折柄源五左衛門等被參候間、其段咄シイタシ置候

事、

一七ツ後田中源五左衛門・山口九十郎佐土原之用向有之

被參候、右ハ米良主稅殿方混雜之儀有之、淡路守殿之御用向問合書等持參之事也、

右ニ付今晚長野彦七招呼田中・山口ヨリ承リ、且受取

置候書付相渡、野元市郎方江差越致相談候様申達置候

事、

〔米〕  
一安政四年己正月

先般薄々及御聞有之候米良主膳并家来米良要女事、不

和之由ニテ家中騒動之儀追々聞合セ等モ遣シ候、其上

要ヨリモ追々頼来候テ聞捨置兼候次第モ有之候、乍併

主膳ハ主人、要女ハ家来之事ニ候へハ、縦令無実之罪

ニ候ト茂天命ニ随ヒ候儀ハ勿論之事ニ候へ共、全体旧

来尾八重ハ別段之訳合有之家柄故、小身ナレ共一家中

之第一之大家ニ候得ハ、主膳方ヨリ無実之罪ニテ大身

ヲ失ヒ候訳ハ有之間敷候、追々此間中ヨリ要或ハ要家

来共罷出、一命相助リ候様歎願イタシ候ニ付、拙者儀

難見捨道路之風説之次第以使者小川表江尋遣度存候ニ

付、役々共江相談イタシ候得共、十二八九ハ不入事ト

申不知体ニ致置候テ、假令一命ヲ捨テ騒動有之候共差  
構申間敷方可然ト相談イタシ候得共、何分拙者相考申  
候ニハ、小川表モ隣境之事、殊ニ要女家来ヨリモ追々  
歎承居候ナガラ、不知様ニ致シ置見捨置テ一命ニモ相  
拘候義、実ニ信義之実無之致方ト存候、古今其例多キ  
事ニテ、

東照宮之今河ニ信義ヲ被結、一命ヲ捨候共織田家江降  
間敷ト被仰、或ハ恐多クモ關ヶ原之後、浮田秀家ヲ御  
引受被遊、又ハ赤星之頼ヲ御引受被遊候杯、皆信義ト  
イフヘシ、左レハコソ御武勇モ輝キ可申候、其外古今  
遠近之違ヒ有之候へ共、唐テモ大和テモ治乱共ニ信義  
之誠有之理自然之事ニ付、魚鳥入懷之時節到来候テハ、  
先方之義理ハ擬置此方之信義コソ相立度事ニ有之候へ  
ハ、義理之善惡モ不正シテ不知体ニイタシ引受不申差  
返シ候儀不本意ト存候、就テハ役々江茂右之段申候得  
共、十二八九ハ引受之儀不宜、何ソ信義ヲ失フニ当リ  
可申哉、隣家ニハ候へ共本末ニテモ無之不入事ト申候、

尤返テ此儀ニ付難題之儀引出シ候テハ不宜ト申、大丈  
夫ヲ見候テ申事ニハ候へ共、拙者存ニテハ天理之信義  
ト見開キ候へハ、イツコ迄モ引受可申事ニ可然、何ソ  
引受候得ハ乱世之様ニ一命ニ替候欤、或ハ家ニ替候程  
之儀ニハ無之、痛ニモ不致疵モ付不申事ニ候故、引受  
実否正シ候上所置イタシ可然哉ト存候、右申候子細ハ、  
要嫡子早雄ト申者新納亘へ相付劍術稽古イタシ居候付

其者差返シ呉候様此問要方ヨリ申遣候、尤此儀ハ小川表  
江對シ無抛申  
遣シ候内々ハ不婦  
様類リニ申来リ候 其儀ハ小川表ヨリ招呼候由、極子細ハ

此表ヨリ早雄龍婦候へハ直様小川表江呼出シ家督申付  
候上、切腹之存寄之候由、左候テ家断絶之下工夫之由  
薄々承リ申候得共、此儀ハ弥ト申儀ハ微知之事故相分  
不申候得共、大方相違モ無之様承リ候、左候得ハ何分  
不便之事故、新納亘ヨリ弟子之内ニテ少々取馴候ハ、  
昨八日ヨリ小川表江差遣シ、段々は迄道路之風説有之  
訳柄且要家来歎願之儀有之罪ノ害否承度、師家之事故  
心配ニ付承度段小川表家老江差遣シ、内々承リ候上早

雄差返シ可申、夫程之大罪有之者ヲ先般小川表家老中之引合連名ニテ稽古トシテ差出シ候筈モ無之、旁不詳之段昨八日ヨリ一人差遣居候儀ニ付テハ、追々彼之方ヨリ表向掛合モ相成、混雜モ可致候事故、大事之事ニ候へ共先御相談申度御座候、以前申述候通役々不得心ニ有之候へ共、此方持寄(存カ)右様有之候ニ付、先一応ハ新納亘ヨリ内輪ニ此方不存処ニテ、亘ヨリ師弟之約ヲ以申遣シ置候、此儀何トノ宜敷筋難弁候間、此方存寄役々之存寄何欵宜敷哉御相談申候、右様之儀ハ隣国之間得モ有之事故、何レ共義理之当然ニ取計ヒ度旁申述度事候へ共、書面ニハ難尽何卒早々御来臨之程偏ニ頼入候、不備、

忠寬

〔米〕安政四年巳

正月七日

〔米〕田中 源五左衛門殿

〔米書〕右ハ此涯之所何分ニ茂新納亘手限り取扱無之候而ハ彼は響合

候儀モ可有之、及吟味此涯平和不相成候ハ、亘御弟子之約ヲ以御役場ニ不拘被差越和平ニ取扱被成度旨、源五左衛門等ヨリ申シ上越候様達シ置、其通正月十四日打立、牧野田源兵衛ト申者佐土原之様召帰筈ニ而候事

一米良主膳様御家来米良要人并子息(早)隼雄、主膳様江暇申出置、其儘昨夜丑刻頃家内并家来召連レ当所へ到着行暮候付、止宿イタシ度申出、追々家来等茂男女二三人モ可参趣候、右ニ付隣境ノ事候へハ差留置、其段早速主膳様御役人并求摩御家老中江中越候、猶又得ト所存之儀モ為承早々誰ソヲ以其御地江御内慮可奉伺候得共、不取敢申越候、右之御含ヲ以御掛駿河殿江モ御申上置可有之候、右之趣田中源五左衛門殿始へモ文箱老通差越度、急々飛脚ヲ以如斯候、恐々謹言、

新納 亘久秀判

〔米〕正月十九日

山田靱負清輝同

澁谷直記久福同

樺山岩記久舒同

宮里十兵衛殿

酒田求馬景命(句)

正月廿一日

萬江 主令頼保

田代忠右衛門政輔

一 貴札致拜見候、各様弥御堅固被御勤珍重存候、然ハ去ル

十八日夜半過、米良主膳領分之者之由ニテ無心元荷物

等差通シ、上下八人御城下町江止宿致度申聞候旨御役

筋ヨリ被申出候付、則御役々之仁被差出様子被相尋候

処、主膳家来米良要人子息隼雄ト申者父子主膳江暇願

之使差出置、其儘要人妻并娘同様十八日尾八重出足其

御地江着候処、深更差及致止宿度之旨申出候由、以後

引統彼家来之者共男女数人追々到着候ニ付、何レモ被

留置被下候由、依之折角穩便御取計旅宿等被仰付置被

下候由、猶又様子御尋可被仰遣旨主膳役人中マテ被仰

遣被下候由、彼是御内々御掛合之趣致承知、被入御念

儀置忝奉存候、早速主膳方相糺、從是否可申上、夫迄

乍御難題具々モ穩便被御取計置被下候様致度、先不取

敢御挨拶御報旁如此御座候、恐惶謹言、

菊池七郎右衛門則孝

酒匂求馬様

樺山岩記様

新納 亘様

貴札拜見仕候、然ハ去十九日被仰下候通り、此方家来

米良要人并子息隼雄暇願出、其儘御当地所御城下町江

罷出深更差及止宿仕度旨申出候由、引統彼家来之者共

追々到着ニ付何レモ御留置被成下、御警固嚴重御申付、

御役々衆御差凶罷帰候様精々理解御申聞被成下候へ共

一向承引不致候ニ付、早々役々ハ罷出、程能取計仕候

様被仰下、御紙上之趣、旁被為入御念御儀難有奉存候、

誠ニ御手数ニ相成実ニ奉恐入候次第御座候、早速否哉

可申上候間、万端宜様備奉願上候、右貴報為可得貴意

如此御座候、恐惶謹言、

濱砂八郎左衛門重道

〔米〕正月廿四日

米良四郎右衛門重行

酒匂求馬様

樺山岩記様

一筆啓上仕候、余寒去兼候得共、各様弥御安泰可被成御勤珍重奉存候、然ハ米良要人儀主人方江暇願差出置其儘御地江罷出止宿相願候ニ付、穩便ニ御取計置早速御懇切ニ為御知被仰下、誠難有奉存候、不慮之御手数

ニ相成御難題之儀千万奉恐入候次第御座候、右ハ多人教之儀故主人方而已ニテ被取計兼、早速相良越前守殿

江届被申達候処、彼方ヨリ御取合可申上候条、其旨各様迄得御意置候様越前守殿重役之衆ヨリ申来候、依

之近々彼方ヨリ否可被申上候間、乍此上穩便之御取計偏ニ奉願候、右之段為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言、

〔米〕正月廿五日

濱砂八郎左衛門重盈

米良四郎右衛門重行

酒匂求馬様

樺山岩記様

一筆致啓上候

殿様・於厚様益御機嫌能被成御座、恐悅至極奉存候、

将又貴様弥御堅固可被成御勤珍重存候、拙者共無異事

致勤仕候、然ハ求摩并米良ヨリ返札等到来其写差越申

候、左候而相良越前守様内山口與右衛門上下七人今夕

到着致候由、只今先触致到来候段申出候、右之段旁為

可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

正月廿六日

澁谷直記久福

山田鞞負清輝

樺山岩記久舒

新納巨様

求摩ヨリ書役山口與左衛門ト相認置候得共、松本了一

郎ト申仁、今申剋比到着相成候、山口名字ハ先触状ニ

認方有之相違イタシ候段御聞置可被下候、以上、

〔米〕正月廿六日

四人

新納巨様

先月廿五日櫛木為見分書役者被差遣候処、其方共邪意成過言イタシ御伐出シニ相成候儀堅差留候段、御上ヲ不恐之致方言語同断不届被 思召上候、依之急度御糺方モ可有之筈ニ候得共、要人ヨリ御託言被申上候付此節迄ハ以御仁政被差免候、以後何木ニ不寄御見分有之御伐出シ之節ハ、決而邪意之儀申出間敷候、不相守節ハ可為重罪候、為後年依テ執達如件、

小川

安政三年辰五月

御役所判

米良要人殿  
役人中

此度其方役人共邪意之儀申出候処、急度御糺方モ可有之筈候得共、其方ヨリ御託被申上候付、此節迄ハ以御仁政被差免候、以後何木ニ不寄御伐出シ之節ハ、右様之儀決而不申出候様堅可被申付置候、為後年仍而執達如件、

小川

安政三年辰五月

御役所判

米良要人殿

正月廿六日晚

相良越前守様内

松本了一郎殿江檢本若江出会

口上左之通、

一礼挨拶一通相済被申聞候ハ、当時越前守留守中ニ御座候、依之何ソニ付非常之儀出来致シ候節ハ、御隣境其外共重役共ヨリ早速御懸合申上取計候様兼而被申付置候、然処此節越前守支配下米良主膳家来米良要人父子并家内去十八日主人江暇願出置、其儘立去リ御当所江参懸リ行暮一泊願出候由、尤右家来多人数追々罷出候由、右ニ付御役々之衆被差出穩便ニ御差留御手当被下置候由、早速重役共へ御案内御内々被仰下、別而難有奉存候、又候再度御文通被成下候趣ハ、折角御穩便御取計被下候思召ニテ、要人江理解御申聞セ被下候得共、一向承知不仕趣モ被仰下、段々御手数之御儀恐入



次第ニ御座候、厚御礼申上候様申付候、右ニ付此節之儀ハ御重役様迄御聞置被下、淡路守様江ハ不仰上分ニテ御内濟御取計被下候様仕度、右一件越前守方ニテ一切御引受申上候間、御引渡被下候様、依之主膳方へハ彼等ヨリ御懸合等不申上差構ヒ不申様重役共ヨリ申達置候、扱要人事少々不念筋御座候ニ付慎申付置候間、悴隼雄事御当所江劍術稽古ニ罷出居候故引取候様、<sup>(集)</sup>右早雄引取候上へ、一七日モ日数相立候上ハ慎差免シ候様、重役ヨリ小川方江申達置候、然処早雄帰宅直様ケ様ノ儀ニ相成如何ニモ御難題奉恐入候、呉々モ此節之儀ハ穩便御内濟ニ御取計被下候様、殊更当年ハ越前守初入部之儀ニテ領内仕置等穩便ニ申付候儘ニテ、凡テ領内之者咎申付置候者共モ赦申付候砌ニ御座候へハ右要人江茂穩便之沙汰致候含ニ御座候、勿論要人事為差咎申付候程之儀モ無之候へ共、前文通慎中家出致候丈之咎輕ク申付、日数少シ相立候上ハ差免、矢張是迄之通無子細家相統為致候含ニ御座候間、其段モ御含置

被下、何卒要人江御曉シ被下候様相願度、尤右家来之者此間ニ入牢縄目申付候者モ私出立前ニ出牢、又ハ縄目差免シ候様、主膳方江申付候間、此段モ御含置被下、程能御曉シ被下候様、呉々茂御願申上候様重役共ヨリ申付候間、何分其趣御聞濟被下度ケ様ニ申付罷出候、私ニ至リ万々一御聞濟不被下候而ハ、罷帰リ重役共へ申訳モ無之次第ニ御座候間、何卒御憐察被下候様奉願度由、

答

段々被仰聞趣御念入候次第ニ御座候、具ニ重役共江申聞候様可仕候、如何様彼是御心配之段御察申上候、勿論御隣境御互之儀ニ御座候へハ御穩便有御座度存、早速重役共ヨリ御内々御懸合申上候儀ニ御座候、右ニ付御隣境方江茂一切御案内モ不致、御方様之御左右御待申上居候儀ニ御座候、御口上之趣今夜御返答茂可申上答ニ御座候得共、追々深更ニ相成候間明日何分御答可申述旨演舌之、

廿七日返答若江ヨリ申述左之通、

御口上之趣重役共江委細申聞候処、如仰穩便之御取計有御座度奉存候、御心底之趣相合係役共要人方へ得卜理解可申述旨重役共申付候由申述之、

一要人父子立去リ候付家内女并家来共跡ヲ慕ヒ立去リ候儀、左モ可有之咎筋モ無之旨了一郎殿咄シ有之候事、

一一昨廿六日得御意候通、相良越前守様御家来松本了一郎同日夕刻到着有之、当御役方へ差急面会イタシ度旨

申出有之、同晩於客屋係之内檢本若江致面会候処、相良越前守様儀モ在府中ニ付留守中之儀ハ兼テ重役共江

ト申付置候筋茂有之候付、此節支配米良主膳方家来米良要人父并家来共領所差迎御当地江罷出候段、追々御

懸合等御手数教之段重役共始恐入儀御座候、依之重役共ヨリ之使者トシテ参着イタシ候段申述有之、右一件応

接之成行別紙之通候間、得卜御披見可被成候、何分此度ノ儀ハ至極穩便被致候付、要人方江モ程能罷帰候様

御諭被下度、猶又要人父子并家内迄モ為安心了一郎ヨ

リモ内々面会イタシ理解可申聞旨申出候付、其通面会相成候、左候而引続昨晚係御用人伊集院元衛・檢本若江・池上郷左衛門要人へ面会、精々罷帰候様相諭候へ共、元ヨリ心根深キ事故容易ニ得心之筋モ無之、今日モ了一郎江係御用人掛合候而、猶又程能相諭候様可取計手筋ニ御座候、猶追々可申越候得共今朝迄之形行為可得御意如是御座候、以上、

山田鞞負

正月廿八日

澁谷直記

樺山岩記

酒匂求馬

新納巨棟

右之通一往ハ勢ヒ甚敷候得共、追々和談相成無程引取穩便ニ相濟候、始終之次第ハ事長ク相成候間留略ス、

一正月十一日、今朝家内ニテ鍔ノ餅規式イタシ候事、

一今日出勤、御役入地頭職御役替等多人数有之、申渡等

急キ相仕廻、四ツ半時分ヨリ玉里江罷出、於彼方有馬

伊佐衛門事御広敷御用人江御役替之申渡イタシ、左候  
而御鎧之餅并御酒・御肴等致頂戴ハツ前退出、

一八ツ後長野彦七参リ候、佐土原之用向ナリ、尤新納巨  
方ニテ取計有之方可然ト及吟味候由、田中源五左衛門  
等へ達置候旨モ聞セ有之候事、

一暮前江戸旧冬廿日ニ被差立候急キ飛脚到着、

篤姫君様御事

御台様ト奉称、御婚禮被為濟候御左右ニ付、則玉里へ  
上原三平ニ為持差上置候、右便ニ登殿・龍衛殿御役替  
之仰出相届候事、

一正月十二日、出勤毎之通、明十三日筑後殿出立之筈ニ  
付、今日例之通三御役一所ニ伺ヒ御機嫌申上候、左候  
而ハツ退出ヨリ筑後殿江暇乞ヒニ見廻、帰り掛新納衛  
守殿へ見廻リ帰宅、

一昨日相達候登殿・龍衛殿御役替之問合玉里へ奉伺候処、

何茂

思召寄不被為在候由ニ付、今日登殿・龍衛殿江明日御  
用之段申達相成候事、

一下總殿舎弟赤山六之助事、大晦日夕方ヨリ病氣之処今  
四ツ時分養生不相叶終ニ死去之由也、

一正月十三日、雨、今朝田中源五左衛門佐土原之用向ニ  
付参リ候、尤米良方之事也、

一今日出勤、九ツ前ヨリ御兵具所へ捕手初ニ差越、八ツ  
前相濟直ニ退席也、

一今日御名代島津又四郎殿ニ而島津登殿御家老被仰付候  
川上龍衛殿大目付御役被仰付候事、

一今日捕手初江拙者相勤候ニ付、旧式之通り忠久公御鎧  
ニ御備之猪一肢、物頭上使細瀧權八・平島平太左衛門  
ニテ拜領被仰付候事、

右ニ付權八・平太左衛門引留置、外ニ種子島加次右衛  
門・伊集院平治・新納伊十郎ニモ被参候様申入置候間

八ツ後ヨリ被參候而緩々ナリ、

右ニ付御軍賦役坂本彦五郎、書役勤永田與右衛門・岩

元清藏ニモ招呼候、且又新納四郎右衛門ニモ今日用向

有之不凶被參候間是亦引留置候、夜入五ツ時分權八始

何レモ一所ニ被帰候事、

一今日ヨリ伊東新五左衛門參候テ写シ方ナリ、

一正月十四日、今朝五ツ時大島其外三島江渡海代官之面

々誓紙申付候間、御勝手方御用二階堂源太夫出席ニテ

御勝手方書役兩人相勤候、一剋ニテ相濟候事、

一八ツ後東郷一介都之城役人北郷新太郎同列ニテ被參候

都之城之用向キ有之候而ナリ、

一正月十五日、今朝川上龍衛殿内訴事有之被參候訳ハ、

難有御役被仰付候得共、旧臘自火ニテ何品モ致焼失、

此節之御役行列等茂不相調候ニ付而、御救筋之内願頼

ナリ、

一今日出勤毎之通り、月次御礼并旧臘江戸表

篤君様御婚禮被為整、且ハ

御台様ト奉称、左候テ

御兩殿様御看等被遊

御拝領候旁々御祝儀有之、諸士等モ御帳ニ相付御祝儀

有之、左候而拙者四ツ時分退出、夫ヨリ玉里へ罷出旁

之御祝儀申上候テ、御用茂相仕廻八ツ過退出候事、

一玉里御用ハ今日於御休息

御目見被 仰付、左候テ寄合以上等之次男以下モ折角

文武心掛相励律儀ニ生立候様、追々養子等ニ茂相成重

キ御用向茂可相勤身柄ニ候間、無油断可心掛旨難有御

趣意之

御沙汰書御直渡之

思召ニ候得共、其通ニテハ

御前ニテ御書付拜見御受之儀モ可隙取候ニ付、内々右

之

御書付ハ永江休之丞ヲ以御渡被遊候間、篤ト致拜見候

様、左候テ

御目見ハ被仰付候間、其節深キ思召ヲ以テ

御沙汰被成下候段難有奉存候トノ御請御礼ハ

御直ニ申上候様、休之丞ヲ以テ致承知居、無程御目見

被仰付候間、其節前文之通り御請御礼申上候而相下リ

候事、

一 宰相様御事ハ御隠居様ニ而茂被為 在、尤御家督中茂

表方之面々へ御目見等ハ別テ稀ニ被仰付候御模様ニ付

今日之御目見殊ニ御直御沙汰被遊、御直ニ御請迄モ申

上候様被仰付候ハ、至極不容易御訳ニテ候間、別テ難

有次第ニ候、右通表方之面々江ハ容易ニ

御直沙汰モ不被為 在御事ニ候処、拙者儀ハ昨今之者

ニテ別テ不調法之事候処、此内ヨリ段々難有

御沙汰被成下候儀共誠以冥加至極之事ニ候、然共猥リ

ニ口外モ難致只々恐入独り難有狩り奉存候訳合ニ候事

一 宰相様御参府付御供方之面々江御条書并拙者ヨリノ条

書拝聞之儀御先例之事ニ付、今日於玉里御舞台之方御

座ニテ御家老座書役江弘メ方為致候事、

一 宰相様御発駕ニ付、拙者へ琉人ヨリ贈リ品之内、太刀

掛一ツ・朱ヌリ堆錦并鞍骨一口・朱塗堆錦并藤縁盆十

御肴料金三百疋相添へ御内々致進上度、永江休之丞江

先日頼置候処、今日御披露被申上候由承知イタシ難有

候事、

一 正月十七日、晴、霜強シ、今朝六ツ過次郎四郎加世田

野間権現祭礼之御代参トシテ致出立候、右ニ付当番頭

方書役之場西田次郎太・用頼代田代太郎太付添有之候

也、

一 今日八ツ後川上龍衛殿見廻ニテ候、右ハ今日極内々御

金百両被成下候御礼ニテ候、尤先日ヨリ内訴有之拙者

取扱イタシ候ニ付テ也、然ル処龍衛殿咄シ央ニ、重富

御三居靜洞殿押掛御出被成候案内有之、龍衛殿ハ直ニ

飛立被帰候、左候テ靜洞殿ハ先比ヨリ思召立之三男家

勝山名字取立之一件ニテ、暫時被成御座候而御帰也、

一 一昨日玉里ニテ

御直渡ノ御沙汰書写ヲ以今日大目付・大番頭・御小姓  
与番頭へ訳而相逢、左候テ諸向へモ申渡置候事、

右之御書付ハ左之通、

学問武芸出精、士風可致興起トノ趣ハ、近年從

公边分而

御沙汰茂有之、於御当国ハ猶更積年敲密被

仰出置、一統奉承知通ニ候、然処寄合以上家柄之面々

二男以下之儀ハ、往々家柄之向養子ニモ罷成又ハ相応

之御役ヲモ被仰付不容易身柄ニ候故、猶更士道不嗜ニ

テ愚痴又盲ニ候テハ不相濟事候ニ付、以来一涯相励、

第一忠孝ニ基キ士道ヲ弁へ行跡律儀ニ相嗜、且学問武

芸致出精、往々御用立候様可心掛候、尤從古来之習俗

ニテ、少々学問心掛候得ハ一己之偏見ニ致固滞、与党

ヲ結ビ却テ御国政之妨罷成候者モ有之、以之外之事候

条、此段モ屹ト心得違有之間敷候、

右之通、

宰相様御前へ駿河被

召出

御直奉承知、誠ニ以難有御事候条、家柄之面々ハ勿論

諸士一統深奉汲受、一涯学問武芸等致出精律儀相嗜、

屹ト御趣意相貫往々御用立候様可心掛候、此旨向々へ

不洩様可致通達候、

正月

伯耆

登

駿河

伊織

一 正月十八日、五ツ前出宅福昌寺

(鳥津齊興母)  
寶鏡院様御忌日且年頭ニ付

太守様

宰相様御代参

但

御惣霊様江御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、左候テ今日ヨリ明後廿日迄(島津重豪)大信院様廿五

年御回忌御法事ニ付、相詰候テ八ツ前相濟退席、今日

大目付主水殿家名方圖書殿ニテ候事、

一 婦リ掛川上龍衛殿江御役替之祝儀トシテ見廻候処、居

宅一棟出来誠ニ窮屈共難申次第也、尤右之家作ハ、平

佐屋敷隠宅ニテ候ヲモライ受作り立有之候由ニテ、三

拾疊余モ有之家作ニ、屏風構ニテ立切仮リ栖居之事也、

暫時ニテ罷在帰候事、

一 正月十九日、旧臘廿九日江戸被差立候飛脚到着、豊後

殿并山田等之書状到来候事、

一 今朝并八ツ後周防殿御付御小納戸鹿島郷十郎被参候、

先日靜洞殿御沙汰被成置候御用向ニ付而也、

一 八時都之城御三居芳樹院様年礼トシテ御見廻被成、暫

時ニテ御婦リ被成候事、

一 伊東新五左衛門ハ毎日程被参候、梅北宗右衛門ハ旅行

ニテ中絶、今日ハ八ツ後ヨリ被参候、新五左衛門ハ昼  
ヨリ也、

一 正月廿日、五ツ前福昌寺

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、左候而今日迄

(島津重豪)大信院様御法事ニ付直ニ相詰候而、太守様御代拜モ兼

相勤候、着服毎之通熨斗目・長袴也、

御法事濟御寄合

御名代島津又四郎殿ニテ八ツ時分相濟直ニ退席也、

一 用頼道島源五郎明廿一日江戸江出立之筈也、依而為餞

別細上布一反・半切紙五折・唐扇子一箱看トモ差遣シ

候事、

尤勤方玉里御方御納戸書役也、

一 正月廿一日、新五左衛門・宗右衛門共ニ早クヨリ被參候事、

一 今日暮時分佐土原飯屋守宮里十兵衛佐土原之用向ニ付急キ飛脚到着ニテ問合持參也、米良要人一件内用申來候由也、

一 正月廿二日、夕方次郎四郎加世田ヨリ主從無滯罷歸候事、

一 今日モ宗右衛門等被參候而写シ方也、

一 正月廿三日、快晴、今朝五ツ時ヨリ調練場へ出席、尤今日騎兵隊

宰相様御親被遊候ニ付、伊織殿・大目付主水殿・龍衛殿同刻ヨリ出席、登殿ハ掛之故未明ヨリ出席之由、宮之城圖書殿モ拜見ニ御出被成候、左候テ九ツ前

宰相様中村御茶屋ヨリ被為

入直ニ相始リ、八ツ過首尾能相濟候、落馬等モ無之、殊ニ天氣ハ比日ニハ珍敷快晴、暖氣何寄成仕合ニテ、旁上都合ニ相濟我々迄モ致大慶候、尤騎兵相濟直ニ御立、又々中村江被為入、左候而七時御供揃ニテ御帰館之筈也、

一 正月廿五日、快晴、暖氣、今年内被仰付置候通

宰相様御首途御名代相勤候、右ニ付年内ヨリ追々被仰渡候御次第左之通り也、

新納駿河殿

右來月廿五日

宰相様就

御首途

御名代被仰付候条、諸手当等之儀共都而御名代之節通可被取計旨、可承向々江可申渡候、

十二月

伯耆



一 来巳正月廿五日

御首途

御名代新納駿河殿江被仰付諏訪・祇園江已刻被相勤候

一 右両社并安養院御規式等都而御直参之節之通被仰付、

御本丸ヨリ直ニ被相勤筈候ニ付、御道筋立砂掃除方火

消備小路下知横目等御直参之節之通、

一 御召船并御家老乗船一艘先例之通可相廻候、

一 御名代御召船ニヲヒテ御式向等御直参之節之通、

一 両社宮床勤并安養院又ハ

御召船御先番表御小姓、

一 都而之御式并御道筋御船御乗卸之場所

御直参之節之通、

一 御参府御供被仰付候面々御供相勤ニ不及候、

右之通被仰付候条向々江可通達候、

十二月

伯耆

一 来ル廿五日

御名代ニテ

御首途ニ付御内輪御次第御手当

於御休息所

御熨斗

御茶

大奥江

御入

御熨斗

御茶

御三肴

御吸物御掛盃

御銚子

御肴

御銚子御加

一 御名代相勤候御家老江御酒御取着被下之、

一 御休息所并大奥

御床御棚飾等先規之通奥御茶道受持、

一 御上リ物并被下物御膳番受持、

以上、

一御船奉行江船中御規式等之儀内々御家老座書役ヲ以心得ニ承候処、左之通申出候、

今日就

御首途御乗船何様之格式ニ候哉申上候様承知仕、依之申上候、

御乗船之節ハ田之浦下御渡戸ヨリ御乗船ニ而、御出船之節御祝儀之御船歌申上、書物藏下御渡戸ヨリ御船揚之節茂御船歌申上候先規ニ御座候、尤時化立御船廻方不相調節ハ、陸地

御帰ニ而前之濱於御船御講読御座候、此段御糺ニ付先例之成行申上候、以上、

巳正月廿五日

諸船頭

一前文之通御次第御手当等被仰渡置候ニ付、今朝五ツ半時分ヨリ御殿へ罷出居、四ツ打出シ直ニ御家老座上之ロヨリ相下リ、御名代ニ付御里通りヨリ矢来御門罷通候、右之御門内江物頭兩人罷出居候、夫ヨリ御城下罷

通り御既角ヨリ乘輿、吉野橋ヨリ柳町通誼方社江御次

第之通相勤、夫ヨリ安養院へ差越、是亦御次第之通ニ

テ、夫ヨリ戸柱橋・抱真橋・永安橋罷通り祇園社江御

次第之通相勉、夫ヨリ田之浦下渡戸ヨリ乗船、御船奉

行岩下新太夫安養院江罷出居、夫ヨリ右之渡戸涯江出

張居也、拙者乗付直ニ出船御次第之通船歌等有之、無

程出物藏下渡戸江着船之節モ御次第之通船歌ウタヒ無

滯上陸、夫ヨリ新橋罷通冷水筋競坂通りニテ玉里江罷

出、御側役有馬舍人江相付

御首途

御名代勤無滯相濟候段御届申上候、然処御目見被仰付

御吸物・御盃等頂戴被仰付筈候得共、別テ御取込ニテ

トウモ其儀不被為調候ニ付、御次ニテ右之御規式御祝

ヒ品頂戴仕候様被仰付、左候テ

御目見之節

御手自拝領被 仰付候

思召ニ候ヘトモ、右ノ御都合ニ付

御手渡之筋ヲ以テ、御三所物<sup>（イ）</sup>菅具赤銅七子地裏ヘクミ  
金松竹梅色絵細工永江休之丞尚清御取次ニテ拝領被  
仰付候旨、御沙汰之趣承知仕候、誠ニ以難有頂戴仕  
候、右ニ付休之丞迄御礼旁申上候折、同人ヨリ内々被  
申聞候ハ、右御三所物ハ当時之知識源左衛門兼置ヘ被  
仰付、此内御出来相成居候ヲ

此節

御手自之御見合ニテ被成下候間、深キ思召之由承知仕、  
誠ニ以難有次第難尺筆紙儀ト奉存候ニ付、猶又休之丞  
ヘ御礼之儀訳テ本文ニ付御注文之由追而奉願候所被渡  
候間末之方ニ仕込置候事、宜敷被申上給候様頼置候、  
左候テ御用等相仕廻ハツ半比退出イタシ候事、

一 掃宅涯新納彌太右衛門・新納四郎右衛門鳥渡見廻有之  
折柄前文之通

御名代勤モ首尾能相濟、殊ニ御手自之拝領物等モ被仰  
付、誠ニ冥加之至ニテ家内中ヘモ成行申聞セ難有狩候<sup>（イ）</sup>  
折柄ニテ、幸之儀ニ付留置、直ニ吸物取合盃共取替シ

家内中并用達等召出シ当座之心祝ヒイタシ候、彌太右  
衛門・四郎右衛門等ハ暮前被帰候事、

一 今日宗右衛門・新五左衛門被参候事也、

一 今廿五日在番松崎親方聞役同道ニテ見廻有之候、右ハ

去夏琉球運送船於大島致破船、外船ヨリ積登候砂糖他  
同積出等之儀願之趣有之候処、願之通御免被仰付候儀  
ニ付テ也、且贈品左之通、

覚

十 錦太碗 十

紺地島細上布 二端

島紬 二端

正月廿五日

覚

御三所物 菅具

但

赤銅七子裏哺金松竹梅色絵

当知識源左衛門兼置細工

右ハ御方御事兼而

宰相様御方掛被仰付候、尤御精勤被有之候ニ付宰相様

別段之以

思召ヲ右御品於玉里

御殿從 御手許拝領被

仰付、拙者致御取次候条、為後証如件、

安政四年巳正月廿五日

永江休之丞

Ⓜ

新納駿河殿



一 正月廿六日、四ツ時ヨリ玉里へ罷出八ツ過退出候、尤

明後日

御発駕ニ付御用筋有之候ニ付テ也、

一 七ツ後佐土原ノ新納亘先日ヨリ米良方混乱一件ニ付差

越居、用向有之今日仮屋守同道ニテ参候、淡路守殿御

直書茂持参也、左候テ暮時分歸リ候事、

右亘ヨリ半切紙七折・着一折・酒一樽差贈リ有之候事

一 正月廿六日、今日お悦喜入屋敷并哲五郎殿江祝儀トシ

テ見廻、夫ヨリ都之城へ緩々ニテ夜入四ツ前歸リ候事、

一 玉里今日御側役得能彦左衛門・有馬舎人・永江休之丞

へ此内段々難有被仰付候茂屋竟右面々取成ニ寄り候儀

ニ付、御礼且出立前ニ付大纏節一連・酒十盃・十錦太

碗十・藤縁盆三枚ツ、遣シ候也、

一 書役伊集院直五郎・東郷八郎へモ玉里之御供ニテ致出

立候ニ付、紺地島細上布一反・絹芭蕉布老反・唐扇子

一箱ツ、遣シ置候、

一 正月廿七日、四ツ時ヨリ玉里へ罷出八ツ過退出イタン

候、且又伯耆殿・登殿・伊織殿・若年寄矢五太夫殿・

大目付主水殿・織部殿・龍衛殿江明朝

御発駕前

御目見被仰付筈候得共、御取込ニ付今日

御目見被仰付候、拙者儀ハ明日御先立勤モ有之候間明

朝

御目見等茂可被仰付トノ御事ニテ、今日ハ無其儀候事、  
一 掃宅後伊集院直五郎・東郷八郎暇乞トシテ見廻候事、  
一 明日 御発駕御左右便ヨリ豊後殿・山田等へノ内用状  
今晚相認候事、

一 正月廿八日、朝曇、昼ヨリ快晴、今朝六ツ打直ニ出宅  
玉里へ罷出候、同席并若年寄・大目付モ一同被罷出、  
三 役共御発駕之節ハ御庭内之筋ヲ以御本門外へ被罷出  
候、拙者儀ハ五ツ前ニ 御目見被仰付、左候テ  
五ツ過

御発駕之節  
御出口御小座之御縁類  
御駕籠台涯纜二間之御戸ロニテ、御輿涯へ御先立之場  
ニテ前以ヨリ罷出居候、右ハ至極  
御前近キ所ニテ御駕籠台三尺之御縁御敷居内へ周防殿  
御一人被罷出、拙者御先立勤之場岸喜右衛門御簾番ニ  
罷出居候迄ニテ、余ハ御小姓ナト御供立之面々両三人

御付添申上候位ニテ、難有勤方ニテ候、

左候テ五半比

御機嫌能被遊

御発駕候、去正月以来彼御方江相勤、暫時之事ニテ候

へトモ段々難有被仰付候間、今日

御発駕、乍恐別テ御名残惜敷胸中難堪奉存候、左候テ  
御立後ノ御祝儀御側役寄り勤名越彦大夫江三役一所ニ  
申上候テ、御用筋急キ相仕廻三役一同ニ御殿へ罷出候、  
其節四ツ半時打候節也、

一 今日月次并

御発駕之御祝儀席々謁ニテ有之、八ツ退出候、夫ヨリ

周防殿へ

御機嫌能被遊

御発駕候御祝儀申上置、夫ヨリ靜洞殿へ罷出、先日御  
出ニテ被仰聞置候勝山家御取立之御用筋申上置候テ罷  
立、七ツ過掃宅候事、

一 七ツ後哲五郎殿奥方年礼ニ御出ナリ、

一 お悦・安之助事ハ諏方社神舞見物トシテ四ツ時分ヨリ  
参リ夕方帰り候事、

右之通相勤別勤也、

一 正月廿九日、夜前大雨雷鳴、朝ヨリ晴レ上リ候、今日  
迄月番相仕廻安心イタシ候、今日定式之中急キハ差置  
キ、来月三日被差立筈也、

一 二月二日、八ツ後ヨリ三島方掛中山基五兵衛・伊地知  
八郎右衛門御用筋ニ付召呼候、右ニ付岩山八郎太・市  
來正之丞参リ夜入四ツ時分四人共列立帰り也、

一 二月朔日、今朝新納太郎左衛門琉球ヨリ夜前飛脚船着  
ニテ問合持参也、致開封候処、去年九月廿七日佛朗西  
船渡来、三人残シ置キ老人列帰り候由也、  
(フランソ)

一 二月三日、今日靈社様御祭日ニ付、毎之通り社人有屋

一 今日四ツ時浄光明寺江

(島津忠久迄)  
貞獄院様御忌日ニ付  
太守様御代参

一 八ツ後田中原五左衛門参リ、米良ヨリ佐土原へ参リ居  
候人数モ求摩之方ヨリ追々平和之取扱イタシ候旨、佐  
土原ヨリ之問合持参也、

宰相様御代拜

但

御窓靈様江御代拜

一 二月四日、出勤、四ツ過ヨリ御宝蔵江下總殿列立差越、

着服々紗・小袖・半袴

福崎助八・向井新兵衛・名越彦太夫等出会、御金老万  
五千兩出シ、左候テ御家老切封之御格護金改方等イタ

シ、八ツ過相濟退出イタシ候事、

一新五左衛門毎日程被參候テ写シ方也、

一二月五日、今晚三原善兵衛參ラレ候テ緩々咄イタシ四

ツ時分被帰候、左候テ先日ヨリ同人ノ咄承居候松方七

郎左衛門作之鉄砲五匁位、在銘ニテ丁星有之出来モ至

極宜敷見得候、代金三兩式歩ニテ直成モ當時ニハ下料

ニ見得候間、則相求候約束イタシ預リ置候也、

一佐土原へ米良ヨリ参リ居候要人一件、今朝モ佐土原ヨ

リ掛合相達候由御直書ヲモ致拜見候ニ付、今日御殿ニ

テ段々申談シイタシ、尤イマダ片付兼候趣也、

一二月六日、今朝新納亘参リ候、且田中原五左衛門・山

口九十郎等モ被參候、佐土原一件段々長談ニ及候、亘

ハ明日出立帰リ之筈也、源五左衛門等モ来ル八日・九

日ヨリ出立差越候申談シ也、

一今日祇園洲台場ニテ試打有之候処、夜前ヨリ雨風ニテ

四発打候処漂の相損取止ニ相成候由、天氣宜敷候へハ拙者共モ見分ニ出張之筈候処、右次第ニ付無其儀候事也、

一新納亘明日出立ニ付、淡路守殿へ先日被下候御直書之

御返答左之通申上候、

不存寄御懇書被成下難有拜見仕候、愈以御堅勝被為成

御座、珍重御儀奉存候、然ハ先頃ヨリ出役被仰付候儀

ニ付、毎々御挨拶被仰聞候趣恐縮仕候、将又此節不凶

御用有之、新納亘被差越被仰含置候趣細々承知仕候、

其後求摩表ヨリ差越候松本取扱振共亘迄御掛合之趣モ

追々承知仕候、松本別テ心配ニ御座候半、要人事茂乍

一旦在所相迎候程之儀ニ付テハ、深キ訳合可有之候得

ハ、何分ニ茂一朝一夕之扱ニテハ致落着間敷茂当然ニ

御座候哉、兎角及日数致理解候へ、納得モ可有之、万々

一要人一己ニ募リ段々手数ニ相成事共候テハ、諸所へ

茂相響何等故障モ難計候間、源五左衛門等相含候通何

トソ穩便之御扱ニテ、要人父子ヲ始尾八重一同モ落着

罷成候様御沙汰被成下候ハ、御憐愍之御計ニテ一涯  
難有奉存候半、私共ニモ其筋奉願候、尤源五左衛門等  
モ近々罷立出府仕、乍恐愚意モ可申上、勿論是迄ノ御  
取扱何茂御尤至極奉存候、此末猶又御賢慮ヲ以テ宜敷  
御差図被成下度奉存候、先以御書之御礼旁申上度乍憚  
如斯御座候、恐惶謹言、

新納駿河  
書判

二月六日

島津淡路守様

参人々御中

右之通相認亘へ遣シ置、左候テ亘へ海鼠一籠・茶家三  
ツ・焼物蓋物二ツ・氷砂糖・白砂糖入付為餞別差遣シ  
候事、

一木之氏家来共段々東郷次郎左衛門へ致入門、預世話候  
間、居相刀一本相調惣門弟中江遣候ハ、可用立哉ト存、  
代料金五百足次郎左衛門へ相渡、門弟中遣シ谷山へ相

頼打調候善也、依之銘影下書左之通遣候事、

余邑臣就東先生多

学者故是贈同門諸生

新納駿河久仰

安政二年巳二月波平行安作

一二月八日、今晚九半時分宮里十兵衛佐土原ヨリノ文箱  
持参ニ付、早速致面会開封之処、佐土原之内大炊田濱  
ト云フ所へ異国船体ノ船見得候趣也、然共拙者案シ候  
ハ、此御方之大砲船山川之様廻船之筈ニ付、右之御船  
ニ可有之候半相考候間、其通申立置候事、

一二月九日、今朝松島親方内意事有之、新納太郎左衛門  
同伴ニテ参候、右ニ付松島ヨリ太白砂糖一籠・焼酎砵  
一双贈リ有之候事、

一今朝山口九十郎参リ、佐土原ヨリ問合只今相届候趣ニ  
付披見候処、夜前之異国船体之船弥此御方大砲船之旨



追飛脚ヲ以テ届也、

一 田中原五左衛門・上井甚七事今日佐土原へ差越ニ付用  
向モ有之一刻見廻有之也、

右ニ付田中へ相頼

海鼠 一箱

白唐紙 一束

毛氈 二枚

右之通淡路守殿へ致進上度差遣シ候、且田中井ニ上井  
江敷ノ子一籠七斤位ツ、差遣シ候事、

一 拙者事、近日中打立坊津一乘院へ有之畠山家先祖橋隠  
軒様へ御墓参御暇イタシ、且ハ浦々見分モイタシ度手  
当申談シ置キ候事、

一 二月十一日、ハツ後關山鬼散太被参候、是ハ近々ヨリ  
坊津迄差越候付テハ、彼方限り受持之郡奉行ニ付、万  
事案内頼入置度申遣候故被参候間細々談シ置候事、

一 二月十二日、坊津一乘院江墓参御暇願、今日月番御用

人樺山相馬江直出之節ヲ以テ用達茂右衛門ヲ以差出候  
事、

口上覚

〔朱書〕  
一願之通御暇被下候、

二月

登

右之通同十四日同人江取次ヲ以被仰付候事、

私事坊律脱カ一乘院へ先祖墓所有之此涯墓参仕度御座候間、

日数十五日御暇被成下度奉願候、左様御座候ハ、御用  
之間見合差越申度奉存候、此旨御申可被下候、以上、

巳二月十二日

新納駿河

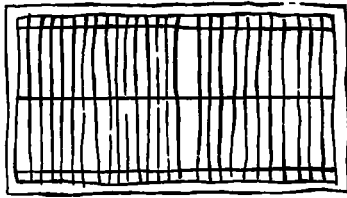
一 二月十三日、出勤、四ツ後ヨリ二之丸御宝蔵へ下總殿

列立差越、彦太夫・助八・新兵衛其外御役々出会江戸  
ヨリ被仰越候趣有之、御格護金古新之シラベ方イタシ、  
尤兩替包披キ候而ハ以後之障ニモ相成候間二千兩ツ、  
入付箱之儘斤量例シ致シ候処、一番二番ノ御金棚ハ都

而草文字古金ニテ三番御金棚ヨリ新古交リ相成居候、  
三番棚ニハ古金七千両ニ相成居候、七半時分相濟御役  
々退出候事、

一大口泉徳寺此節致造替候ニ付、先日古家致解方候処、  
客殿上ノ間ト二ノ間ノ境ノ上組子之所ニ、天和三年外  
記様御代造替之趣書記有之候ヲ見出シ写ニテ遣シ、且  
又縁頼之上打物掛被申場ニ書記有之候処ハ、壹尺余ノ  
幅四寸位厚壹寸余ノモノニ付、二ツ程見分之為伊地知  
喜十郎ヨリ書状相添差越候間致見分候処、左之通書記

上



組子ハケ様之向ニテ  
寺家客殿上ノ間ト  
二之間ノ境之上ニ  
有之候也、

有之候、

天和三癸亥曆二月十五日客殿新建之砌、此組子古ヨ  
リ在来再用之、泉徳寺現住比丘惠海澄叟

又縁頼鴨居之上打物掛トカ申様之所、双方柱付寄セ木  
之裏ニ、左之通り書記シ有之、

奉造立客殿

大檀越

新納外記忠鎮

現住比丘

惠海圓澄代

惣大工

宇都志摩

大工

鶴田助之丞

天和三癸亥曆二月十五日造畢

右之通り天和三年亥春再造之節組子ハ古ヨリ在来ルト  
記シアレハ、古ト云事忠清様御代比ニモ可有之候哉、  
当時ニテハ至極珍敷物故旧宅之通り用ヒ置候様申遣シ  
手当則用頼等へ申達置候事、

一二月十四日、夜前霰、昼ヨリ晴ル、今朝五時当春渡海

三島并沖永良部代官等四人近々出帆ニ付召呼、嶋元取

扱振り第一砂糖出来増候様勤方可有之旨細々申達置候事、

一今日町便差立、此節承天丸日州沖ニテ柱廻リ其外破損之成行、且又昨日古金シラヘモ相濟候旁ノ御届申上候ニ付、山田壯右衛門并豐後殿へ茂御内用書状相認差シ出シ置候事、

一八ツ後新納主税殿・二階堂源太夫殿・山田平藏・岩山八郎太・市來正之進(丞カ)・島山吉次郎等被參候、明日ヨリ拙者坊津辺へ打立ニ付御用向有之候也、尤市來ハ拙者

召列候筈ニ候事、

一一昨日差出置候拙者墓參御暇モ、今日御用人同人取次ヲ以願之通リ被仰付候事、

一此節旅行中御勝手方并玉里方・琉球方・御内用方等之趣都テ、且又地頭所指宿并預リ所高岡ノ儀モ、下總殿

へ頼置候事、

一明日ヨリ差越候御届、御用人樺山相馬へ直申之筋ヲ以、

用達ヨリ申出置候事、

一丁巳二月十五日、晴天、今朝五ツ過出宅、用達伊東茂

右衛門・御家老座書役市來正之丞召連、家來三人并役人兼務一人・手鍵小者・乘馬中間一人・荷物兩掛ハ荷要具箱老荷・皮籠夜具入老ツ・合羽籠二荷・竹馬老荷ニテ、用達・家來共方之荷物皮籠之片方ニ入付候テ、馬老疋相濟シ候位ナリ、尤市來正之丞事モ此節ハ湯治御暇ニテ付添也、

用達

伊東茂右衛門

御家老座書役

市來正之丞

家老役人兼務

島元淺右衛門

家來

橘木七郎太

志摩覺太郎

松坂市右衛門

中間

休助

鐘持

利八

小者

仙五郎

一 台輪致用意谷山町迄ハ行跡跡ニ為釣候ヘトモ、始終乘

馬且ハ步行可致含候ヘハ無用之筋ニ致吟味、谷山町ヨ

リ差返シ候、尤陸尺四人減シ候ヘハ、手前ハ勿論諸所

宿々等モ面働薄キ方ニ可有之及吟味右之通りナリ、

一 郡奉行關山鬼散太下瀧受持ニ付前以ヨリ案内、且手当

向頼置候ニ付昨日ヨリ谷山迄旅行今日脇田迄出迎、夫

ヨリ付通案内ノ筈ニテ是ヨリ諸事世話被致候事、

一 脇田へ小休谷山町ニテ昼飯平川江小休ニテ、喜入領主

飯屋へ日入時分着イタシ候事、

一 中途所役々并先キ郷之役々共見廻并跡郷之役々共モ付

送り見廻等之儀へ、当御役場ニ付相当ノ事ニ付キ其通

り有之候様、然共此節ハ廻勤ナカラ自分墓参御暇ニテ

通行ニ付、郷々産物共差出候儀ハ何程輕キ品タリ共受

用致間敷旨申達シ置キ、尤昼休泊等ノ諸所モ都テ茶・

煙草盆外ハ無釈断置候間、今日ノ中途モ其通りニテ安

心ノ事也、

一 今晚領主ヨリ吸物老ツ・硯蓋老面・鉢老ツ・井式ツニ

テ焼酎并五ツ組之飯被差出候間、鬼散太・正之丞・茂

右衛門一所ニ寄合候、前文通何モ無釈向断置候へ共、

喜入之儀ハ親類ノ事ニテ訳合相替候間不致辞退候、左

候テ今晚ハ領主飯屋ニテ家作手広ニ有之、正之丞・茂

右衛門モ飯屋内泊リ也、關山ハ御用廻勤ニテ所役出入

モ有之候ニ付、別宿ナリ、

一 此節之旅行宿料其外旅込料等之儀何モ前方郡奉行方へ

内々致相談、拙者始用達・書役・家来・下人之所モ旅

込払ニテ外ニ何モ不残置筋ニ相決シ、上中下ノ払左之

通、

上三百文

中貳百三十二文

下式百式拾四文

右之通ニテ兩度之賄并昼弁当迄相込少モ不及迷惑ト

ノ事ニ付、其通イタシ候事、

一 荷馬老疋一里ニ付賃錢百文ツ、

一 夫老人老里ニ付右同八拾文ツ、

右二行モ郡方吟味ノ上ニテ相究候事、

一 二月十六日、晴天、今朝五ツ時分出立候ニ付、喜入役

々共へ挨拶トシテ金子百疋遣シ置候、左候テ同所前ケ

濱庄屋所へ小休、夫ヨリ今和泉瀬崎へ同断之所、当分

領主頼ニテ鹿府ヨリ砲術指南方安田喜藤太・海江田善

右衛門并差引方トシテ高橋金五郎差越居候間、直ニ出

迎接抄有之候、左候而家来中砲術致見分呉候様承候ニ

付、此節ハ自分墓參ニモ有之候へハ、右等見分事ナト

ハ不相当ニモ候様致辞退候へ共、折能今日拙者通行之

儀幸之事情間、是非見分イタシ呉候様強テ承候ニ付、

領主飯屋ニテ致見分候処、近比弘マリノ真手本至極熟

練イタシ居候間、褒詞イタシ置直ニ罷立候、領主モ今

日鹿府ヨリ被差越等之由承候、左候テ此所迄指宿ヨリ

馬共取寄セ置候付、關山・市來・伊東モ乘馬イタシ指

宿地頭飯屋へ着、直ニ列合末々迄モ所ヨリ馳走之昼飯

仕廻、飯屋下之浜ニテ所中ノ調練致見分候、是以テ先

頃ヨリ雷帽銃真手数指南方トシテ、伊地知七左衛門・

月野木藤藏・中原七之丞山川迄掛ニテ所ヨリノ願ニ寄

リ差越居候間、当分山川・指宿共稽古最中ニ付指宿役

々共ヨリ申出右次第也、左候而伊地知・月野木等ハ近

日中引取候テハ何様可有之哉ノ旨承候ニ付、拙者ヨリ

今五日ハ滞在ニテ礎石銃手数モ指南イタシ被呉候様頼

置候、雷帽銃手数ハ最早立派ニ相調居候、左候テ地頭

所之事故彼是用向共申付置大鐘時分罷立、初之通皆乘

馬ニテ急キ候処、山川大渡迄日入時分參着、直ニ船渡

リニテ山川地頭飯屋へ一宿イタシ候事、

一指宿役々共ヨリ吸物・酒一通り五ツ組之飯差出候ニ付

金子二百疋差遣シ置キ候事、

一山川へ着之処当分旅勤詰合之三島方掛伊地知八郎右衛門并書役伊地知徳四郎其外段々見廻有之候得共、定式之事故名前略ス、

一前条之通当分砲術稽古最中ニ付、山川人数之稽古モ致見分呉候様、指南人中原七之丞ヨリ承候間可致辞退候へ共、今和泉同様ノ儀ニ付明朝可致見分旨申シ達シ置キ候事、

一二月十七日、夜前微雨、昼晴天、今朝五時分山川郷士中砲術人数相揃候段中原七之丞ヨリ承候間、關山・市來列立弓場江差越致見分候、小郷之故人数ハ四拾八人之一備ニテ候、然共業合ハ至極相揃宜敷候、雷帽銃・礮石銃共手数イタシ候、右様ニ付拙者ヨリ金子二百疋惣人数へ遣シ置候也、

右相済ヨリ山川津口番所後台場并大砲木屋致見分、夫ヨリ三島方会所・産物方会所等致見分、夫ヨリ同所兒ケ水へ差越龍山寺江小休夫ヨリ穎娃古川尻江差越台場

並大砲木屋致見分、同所浦人所へ休ミ昼飯共仕廻候、暫時罷在候間、其内当所名物之婦人歌望候処、亭主・娘共ナト五人程并居一通リ譚ヒ候、至極珍敷モノニテ候事、

一山川ヨリ中原七之丞・伊地知徳四郎付送ニテ此昼休罷立候節相別レ候、左候テ拙者共ハ川尻下代藏致見分、夫ヨリ開聞宮へ参詣瑞応院へ立寄茶一ツ給へ直ニ罷立、郡村ノ内矢越之濱鉄砂取場・馬渡浦等罷通り、地頭仮屋へ立寄茶共緩々給候、穎娃町モ至テ困究之体ナリ、左候テ石垣浦江暮前参着、浦人喜右衛門所へ致一宿候事、

一今昼休候川尻浦モ三四年以前出火ニテ都テ致焼失当分木屋掛ノ体也、

一今晚夕飯一汁三菜大平引落シ相付差出候付、明朝ヨリ左様無之様淺右衛門ヲ以テ致下知置候事、

一今晚宵之間ハ關山・市來・伊東拙宿へ打寄候へトモ、暫ニテ銘々旅宿へ引取りニテ候事、

一二月十八日、晴天、今朝五ツ時分打立石垣下代藏并台

場大砲木屋・骨粕会所致見分、夫ヨリ知覧ノ様差越候、

中途頼娃ノ内花島山小休、夫ヨリ知覧今塩屋領主飯屋

へ休ミ此所ニテ領主ヨリ吸物一ツ取肴五種位ニテ五ツ

組ノ飯被差出、後菓子粕平ニテ候、イツレモ寄合暫時

罷在候、其上領主ヨリ雉子二羽被差送、カタ／＼手厚事

候へトモ札ノ儀ハイツレ帰府ノ上領主へ可申入トテ、

役人共へ当座之挨拶ニ金子百疋遣シ置候、左候テ罷立

同所骨粕会所致見分、夫ヨリ鹿籠之様差越重カ無ガ瀬小休、

夫ヨリ枕崎へ参着、直ニ同所台場等致見分候、然処七

ツ過時分ニ付キ直ニ鯉船へ打乗り立神見物ニ差越、日

入前帰り同所浦人丸谷喜右衛門所へ致止宿候、然処領

主ヨリ用頼堀善左衛門被差越置旅宿へ出迎ヒ則ヨリ差

引有之候事、

一立神ハ高サ二十四五間有之ヨシ、奇妙成立岩ニテ候事、

一着涯金山奉行面高眞七郎事、当分鹿籠金山へ詰居ニテ、

明日拙者彼方へ見分イタシ候手当ニ付段々引合事有之

見廻ナリ、左候テ明晩ハ金山へ滞在之儀承候へ共其儀ハ断置候事、

一今晚領主ヨリ吸物二ツ・鉢差身二ツ・并三ツ・硯蓋沓

面・小井九ツ位・飯五ツ組ニテ結構之取仕立、後菓子

模様入蒸菓子大形之五切ニテ、何篇念入タル会釈、用

頼善左衛門相伴ニテ取持也、關山・市來・用達等モ打

寄リ致賞翫候事、左候テ領主ヨリ鯉節三連差贈リ有之

候也、

一今晚之旅宿結構成事筆ニ尽シカタク、座敷十帖二タ間

ニテ、襖ハ芭蕉布張りニテ金砂子地ニイタシ、松竹梅

京都景文筆片面ハ菊其外花尽シ應受筆ニテ、床掛物ハ

探幽筆之三幅対、付床小掛物雪村筆、置物・床棚飾リ

器物等ニ至迄分外ノ様相、考候へハ嬉敷モ不存位之事

也、右通ニ付座敷モ内証へ幾ツモアリ、別テ手広之家

作ニ付今晚正之丞・茂右衛門等モ拙者宿一囲ニ一宿也、

亭主丸谷并秋田某トテ当浦兩人ノ内福者ニテ、何ソノ

節ハ御家老宿ニ見賦有之、二軒ノ内ニテ毎々之小役人

等旅宿ハ不致所ノ由也、此丸谷事勇船（艦カ）艦船等教艘致所持居候由也、

一 此節之廻勤旅籠（カ）弘ニテ別段宿料其外ノ挨拶ニ不及筋究置候ヘトモ、喜入初此所ナト領主ヨリノ取持ニテ旅籠弘ハ断申出候付、当所モ役々中へ金二百疋宿亭主へ金百疋遣シ置候事、

一 二月十九日、朝曇、昼晴、夕方細雨、今朝未明打立金山見分トシテ差越候、金山境迄面高眞七郎并見聞役福嶋半助・書役永井半之丞・鎌田岩次郎其外下役出迎ヒ

居、案内ニテ山内致見分、役所へ休ミ茶共給へ、夫ヨリ（患）模寄見分イタシ、關市郎所へ立寄此所ニテ面高始役々出會、吸物・銚子等段々飯迄差出至極ノ取持有之、

關山・市來・伊東寄合候テ緩々ニテ罷立、夫ヨリ又々山内（宿カ）又々山内（カ）鋪々并碎場・吹床等ハ勿論、夫ヨリ矢（櫃カ）櫃谷并後木場之鋪致見分、此所ニテ眞七郎等相別レ坊ノ様ニ差越候、中途鹿籠之内棧敷塚小休、夫ヨリ坊へ

入、耳取峠ニ緩々休ミ諸方遠見イタシ、夕方一乘院迄参着ニ付、直ニ橘隠軒様御墓へ内参詣イタシ、御石塔廻リ拜見イタシ候処、存外小振ニテ心濟不致儀モ有之候ニ付、則ヨリ取締方并井垣廻仕立方之考相発シ候事も、左候テ此所へ罷在候内ヨリ細雨降出候間、夫ヨリ坊津湊浦へ差急キ日入時分参着、浦人伊右衛門所へ致止宿候事、

一 今日金山見分、鋪敷等左之通、  
一金山境へ役々出迎夫ヨリ案内、  
一金見山  
一上圍鋪  
一圍子鋪  
一水口鋪  
一役所并御藏  
右相濟昼休、關市郎所へ御役々出會緩々罷在也、  
一抱洩水拔  
一拾石鋪



一 龍水堀割

一 虎宇都

一 炭焼鍾

一 六石鍾

一 山城鍾

一 矢櫃谷水抜

一 後木場鍾

外ニ彦七谷鍾・諸左衛門鍾之儀ハ遠見イタシ候事、

一金山之儀ハ鹿府ニテ福崎助八等へ致談合置候訳モ有之

眞七郎始間歩見廻等迄モ夫々金子被下方関所へ休之節

市來正之丞ヲ以相渡候事、

一去ル十五日ヨリ出金珍數多ク相成、当分右ノ鋪ニ四ツ

ハ稼人共モ至極喜ヒ立居候段モ細々眞七郎ヨリ承候ニ

付、猶又出精相稼候様ニトテ別段祝ヒニ金百疋ツ、差

遣シ置候、右場所ハ

一金見山鍾

一 上園子鍾

一 後木場鍾

一 龍水鍾堀割

右カタノモアリ關所ハ隙取候ニ付今朝ハ未明出立、

金山ヘハ五ツ時分入込候ヘトモ同所罷立候ハ八ツ過時

分ニ相成リ候事、

一 橋隱軒様御墓見締義矩君ヨリ御頼被置候亡伊瀬知仙太

夫、子之直之進、当分郷士年寄役ニテ当年五十二歳カ

候由坊津境迄出迎、且鹿府ヨリ地方檢者勤ノ田中八郎

兵衛事モ、当分久志へ詰居候事ニテ、是モ直之進列立

出迎ヒ居、則ヨリ案内ニテ彼是都合能賑々敷相成仕合

之事也、左候テ坊津旅宿ハ伊右衛門ト云浦人ニテ、家

作モ宜敷鰹釣船モ二艘程致所持居候由、今晚右ノ八郎

兵衛并直之進或亭主ナトモ召出シ、關山・市來等ハ勿

論打寄り色々ノ咄ニテ賑ヤカ成事ニテ、明一日ハ当所

へ滞在

橋隱軒様御仏事共イタシ候手当一乘院へ申入置、遅方

ニ何レモ引取相成、八郎兵衛ハ拙者旅宿へ泊リ關山其

山主

掛主

税所龍右衛門

佐藤權左衛門

山主

山主

猪之谷猪右衛門

吉永左吉

外各別宿也、

一二月廿日、快晴、西風、昨夕ノ雨夜入小降相成、曉ヨ

リ晴上リ候、今日四ツ時分ヨリ關山初列立当所地頭仮屋并台場大砲木屋・榎御田藏・津口番所等へ差越細々致見分、夫ヨリ一乘院へ参り橋隠軒様御仏事、昨日ヨ

リ頼置候通出家共出合執行イタシ拜礼等相仕廻、御靈膳下之場飯列合并供廻迄モ差出有之、イツレモ緩々相仕廻、左候テ寺ノ宝物共見物イタシ、夫ヨリ

橋隠軒様御墓参イタシ、当分之御石塔ニテハ御法名等モ最早霜崩イタシ居候ニ付、建替之吟味迄モイタシ隙取候、夫ヨリ帰り掛漕模寄諸所見物イタシ暮前旅宿へ罷帰り候事、

一今日一乘院江ハ大官番二把・金子三百疋致進納候事、一橋隠軒様御位牌ハ十年余以前淨貞君御世話ニテ取繕相成居候、御厨子共痛損無之打敷ヲモ一片御寄進有之候

事、

一御石塔建替方之儀ハ龜絵図迄モ仕立伊瀬知直之進江細々頼込置、代料トシテ金三兩茂右衛門ヲ以相渡置、石ハ久志江出候、青目堅石ニテ調候手当也、

一今晚モ關山初何レモ打寄り咄イタシ八郎兵衛ハ矢張り泊り居候、外ハ各ノ宿ニ帰り候事、

一二月廿一日、昨夕之模様ニテハ雨ニ見得候へ共、今朝案外ノ天氣相成幸之事ナリ、依テ今朝海上静ニ有之候間鯉釣船ニ打乗、港内名所奇巖入江ナトヨリ御崎ノ秋ノ目トイフ洞迄モ致見物候而引返シ、五ツ過時分旅宿へ帰り候、此湊内ヨリ御崎迄巖石ナトノ景氣ハ実画工モ難及所ニテ、段々見物ニ参候画者モ筆ヲ捨タル者多シナト、承候ハ無相違次第ニ候也、

一四ツ時分仕廻方イタシ關山初何レモ列立秋目之様差越候、中途泊浦弁差助右衛門所へ小休、夫ヨリ同所中取藏致見分久志ノ内へ入込、久志台場并大砲木屋・地頭仮屋見分イタシ、浦人貞右衛門所へ昼休ミニテ弁当共

仕廻罷立、秋目ノ内へ入、峠へ休ミ夫ヨリ同郷へ七半時分参着、台場并大砲等致見分、浦内并九玉大明神・正法寺其外(巻)模寄見分イタシ日入時分浦人江(浦人名前)所へ止宿イタシ候事、

一 田中八郎兵衛事、今日モ付添当郷へ差越、今晚モ宵ノ間ハ關山・市來・伊東等打寄り田中ハ泊リニテ候事、

一 中間休助事、十八日知覽休ノ比ヨリ足痛差起リ、押々坊津迄ハ致供候へトモ難儀之体ニ見得候間、今朝坊津出立ヨリ暇差出シ馬ニ乗セ当所へ差越サセ候、今兩日ハ馬ニテ不差越候へ、歩行難相調体ニ見得居リ候事、

一 二月廿二日、夜前モ雨模様相成リ今朝雨天ト存居候処先ツ降出無之、乍去今朝ハ至極落サカリ居候、然処昼時分ヨリ為勝快晴ニ相成幸ノ事也、今朝五時分打立秋目峠ニ小休ミ、夫ヨリ加世田ノ内へ入込大浦村有木門之市兵衛所へ小休、夫ヨリ大浦御藏致見分、夫ヨリ秋目赤生木村峠へ小休、夫ヨリ小浦へ下リ込小浦中取藏

致見分候、是レハ庄屋所ノ内ニ有之候、夫ヨリ小浦之曾右衛門所へ昼休ニテ飯共仕廻、同所ヨリ致乗船片浦へ着船、直ニ台場並大砲等致見分候、此所ハ肝要成所ニ付大砲モ六ホンド以上五丁程差廻相成居候、夫ヨリ浦中并津口番所等見分イタシ、且近頃ヨリ御取立相成候干粕製法等致見分候テ、当浦居住野間権現之社家宮原源五所へ致止宿候事、

一 今日中天气宜敷候処、暮前ヨリ落下リ風並雨模様相成候事、

一 田中八郎兵衛今日モ付添参リ、今晚モ拙者旅宿へ泊リニテ候、尤宵ノ間ハ關山其外モ暫ク打寄り致咄候事、

一 二月廿三日、今晚ヨリ雨、東風茂強シ、然トモ当所へ滞在モ如何ト存シ候、一同仕廻方イタシ六ツ過打立候、尤今日ハ加世田大崎へ一宿ノ手当イタシ置候へ共心急キノ事モ有之、昨夕方及吟味大崎ニ而ハ道法近ク候間、田布施迄可差越旨申遣シ置キ候ニ付、今朝右之通早立

イタシ候、其時分ハ相応ノ吹降リニテ候、然トモ片浦ヨリ小浦迄乗船、夫ヨリ陸地差越小浦ノ峠打越下リ着ノ所ヨリ干瀉致通行、越路村之内ヨリ登リ上リ越路之峠ニ小休、此所ヨリ合羽共拔取候様中途ヨリ雨止ミ、一同喜悅イタシ、乍去西風相応吹立セハシキ事候、天氣ハ追々快晴ニ相成候、田中八郎兵衛事越路之手前迄付添参リ其所ニテ別レ、彼ハ秋目ノ様差越候事、一拙者廻勤ニ付休泊手当旁トシテ郡方書役梅北宗右衛門事、以前ヨリ關山計ヲ以テ差廻シ郷々へ手当イタシ置、左候テ宗右衛門越路ノ内迄参リ迎ヒ有之、則ヨリ打列猶賑々數相成候、左候テ拙者共一同小湊村ノ内へ小休イタシ夫ヨリ小松原下代・出物両藏致見分、夫ヨリ大崎浦十次郎所へ昼休ニテ一同弁当共仕廻、夫ヨリ同浦ノ内帆木メン織方之所致見分、夫ヨリ田布施内へ入込、新川口番所手前ノ鯛網・干粕製法所・骨粕御買内所・御内用計塩御困所・川口番所并近辺吹上并川口水行等致見分、番所手前ヨリ乗船垂蠟所下へ上陸垂蠟所并干

粕自分製法所致見分候テ、吹上之廣原罷通り高橋御藏致見分、夫ヨリ田布施麓之医師遠矢喜碩所へ日入前着止宿イタシ候事、

一着涯金龍山并成就寺等見廻有之、且ツ又伊作へ詰居ノ地方検者椎原助七モ見廻被申候事、

一關山鬼散太ヨリ旅中為尋今日生鯿老尾・酒一樽送リ有之候ニ付今晚相披キ、何レモ打寄り前文椎原迄テモ相招酒肴等賞味イタシ、四ツ過時分何レモ帰リ也、

一二月廿四日、快晴、今朝霜見得候、六ツ半時分打立、旅宿近所ニテ郷士共示現流致稽古候間不図差入致見分候所、兎二才十人位也、一通り致見分地頭飯屋モ致見分、夫ヨリ阿多地頭飯屋前罷通候間立寄り見分且ハ茶共給候、左候テ宮村ノ内花瀬川ト云滑リノ川筋罷通り川邊ノ内へ入り込、田邊同村ノ内百姓家へ休ミ、夫ヨリ川邊麓へ入り込ミ玉泉院へ参詣住持量梵ト云僧ニ致面会、(新納祐介)花岳道春庵主ノ御石塔相尋候へ共、御石塔ハ勿

論御位牌等モ無之由承り候、左候テ 玉泉様并日新公  
御牌前へ拜礼イタシ御石塔へモ致参詣、寺内卵塔中見  
廻り候へ共

花岳様之御石塔等數モノハ一切手掛リ無之候、夫ヨリ  
地頭仮屋へ昼時分致着昼飯共仕廻候事、

一 玉泉寺ハ往古長興寺トイヒ宮村ノ内松崎ト云所ニアリ  
シヲ、明応年間ニカ当所ニ引直セント以前ヨリ及承居  
候マ、其由ヲ問ヒシニ弥其通ナリト答ヘシマ、前  
ノ量梵并所役々召列宮村へ参リシニ、当玉泉寺ヨリ道  
ヲ去ル事午未ノ方七合位也、左候テ寺ノ旧地ハ松崎ノ  
門ノ園屋數トイヒ百姓地トナリ名頭次右衛門ト云者居  
住セリ、此者ノ屋敷内ニ多宝塔形ノ石塔二基アリ、右  
ノ方一基ハ欠損シテ法名等シレス、左ノ方宍基ハ舜翁  
堯公禪定門ト彫刻アリ、誰人ノ墓ナル事モ不知、次右  
衛門花香ヲ手向掃除スルトイヘリ、細ニ糺スト雖祖先  
ヨリ云伝ナトモナク、又土中杯ヨリ葬器杯ニ用ヒタル  
体ノモノモ出ストソ、左レハ全ク由ル所ナシ、今ハ百

姓屋敷トナリテ民家群集セリ、其辺地形ヲ見ルニ只今

ハ畠地トナリ重疊セリ、村山引廻シ雜木森々トシテ其  
中ニ大松老本突出シ旧地ノ標のトナレリ、右名頭次右  
衛門ハ加世田郷土宮原源五百也、此辺ヲ寺家ノ跡ト云  
ヒ伝ヘシ由ナリ、此等ノ次第ニヨリ花岳君石塔等數モ

ノナトハ全ク似寄り候事モ見得サリシ也、右之通緩々  
見分イタシ七ツ過比仮屋へ帰宿セリ、

一 帰宿々所役々共ヨリ当所ニ才共之武芸致見分具候様申

出候間仮屋ニテ見分イタシ候、弓八十人位出候テ五寸

一立三ツ的立射候処、西郷藤七ト云者二ツ矢イタシ

候間弦共褒美ニ遣シ置候、左候テ加藤家天真流劍術并

和田方示現流并鏡智流鎗術ニテ候間暮前相濟候事、

一 今晩關山初メ列レ合ヒ并ニ所役々共モ召出シ暫時咄イ

タン候事、

一 今日玉泉寺へ金子百疋致進納候、

一 所役々共墓所糺方致世話候間、金子二百疋遣シ置候事、

一 二月廿五日、朝雨追々止、昼ヨリ晴天、今朝六ツ過比

打立、清水村ノ内岩屋ト云所古昔平家ノ落人栖居為有之哉ト申伝、絶壁ニ五輪塔ナト段々彫付、中ニハ永仁

四年丙申三月十三日平景則トアリ、其外実名等段々現

在セシ珍敷場所ニテ候間細々見物イタシ夫ヨリ宝福寺

へ差越緩々休ミ昼飯等之馳走ニ逢ヒ、夫ヨリ山道罷通

リ堂ノ尾坂之上ニ出暫時休ミ、夫ヨリ谷山町迄八ツ時

分参着、是枝助次郎ト云者所へ昼休イタシ、此所へ宿

元ヨリ次郎四郎・お悦・安之介且又用頼仲之丞・太郎

太・瑞策ナト迎ヒトシテ参リ居候間、關山初市來・梅

北・伊東等何レモ打寄リ弁当相披キ緩々イタシ、大鐘

時分罷立乗馬ニテイソキ日入前宿元へ帰着、主従無事

ニテ致安心候、關山ハ中途ヨリ別レ市來・伊東ハ拙宅

迄参リ夫々帰り也、

一 伊東新五左衛門事留守中モ毎々被参写シ方之由ニテ今

日モ参リ居被申候事、

一 江戸先月廿九日被差立候中急キ今朝到着之由ニテ、豊

後殿山田壯右衛門等ノ御内用状相届居候事、

一 二月廿六日、御暇日数來ル廿九日迄ニテイマタ残り居

リ候間今日ハ休ミ、出勤モ不致候事、

一 今朝八ツ後夕方等段々見廻衆有之候へトモ繁雜ニ付略

ス、

一 今日モ新五左衛門八ツ後ヨリ被参候事、

一 先年新納宗右衛門持高買入置、近頃高直ノ願申出置候

処、去ル十七日名寄被相渡候由、罷歸リ右ノ段承リ届

候間奥書左之通写シ置候事、

合高三十九石八斗四升五合壹夕

右知行高新納宗右衛門致領知來候処、此節新納駿河殿

へ永代売渡候旨安政四巳年二月四日御家老衆任御差図

御用人肝付左門任証文令支配候間取納可有之者也、

安政四年丁巳

二月十七日

島津隼人印

平田直之進

伊勢雅樂

新納主税

本田六左衛門

右例之通用頼御用ニテ被相渡、林仲之丞受取候由也、

一江戸去ル十一日仕出之急キ飛脚到着候テ、西向御屋敷御長屋焼失之由申来候、乍去御差扣等ニ不被及候段申来候事、

一二月廿七日、今日出勤、月番御用人倉山作太夫ヲ以、

今曉罷歸リ残り日数差上御礼御届申上候段申出置、左候テ月番登殿へ直ニモ御礼旁申出置八ツ退出、夫ヨリ砲術館へ御家老座稽古式日ニ付出席、七ツ後帰宅イタシ候事、

一今日モ新五左衛門八ツ後ヨリ被参候事、

一二月廿八日、出勤、八ツ退出、今日江戸西向キ御長屋焼失ニテ候へトモ、御差扣等ニ不被及段々恐悦申上候事、

一二月廿九日、今日飛脚差シ立候ニ付豊後殿山田壯右衛

門へ御内用状差越候、其外岩下・東郷等へモ書状共差

越候事、

一今日便岩下佐次右衛門へ金三両・芭蕉布八反・太刀拵料并音信トシテ差シ遣シ候事、

一迫水善左衛門へモ長持箆筒下シ用トシテ金四両差遣候事、

一二月晦日、五ツ時南泉院江

(徳川家斉)  
文恭院様御忌日ニ付

太守様

宰相様御代参

但

着服熨斗目・半袴

右之通相動別勤也、

一四ツ後出宅、中村御茶屋へ御作次旁之儀有之、見分トシテ福崎助八申談差越、書役岩山八郎太・市來正之丞

等召列候、御茶屋へハ岸喜右衛門始御役々々出會御茶屋廻リ細々拜見、且御次ノ座御作り次等之場所致見分、

御座末ニテスシ被下候間致頂戴、夫ヨリ何レモ列立同

シ御田内御製菓方へ差越細々致見聞候、彼ノ方ハ窪田

築右衛門・山口彦七等始御役々々案内ニテ候、左候テ七

ツ過比引取夫ヨリ浜手へ出模寄致見分、荒田塩浜迄モ

同断ニテ、二階堂八太夫門前ニテ拙者相別レ、夫レヨ

リ乗馬イタン日入時分致帰宅候事、

一 帰宅後無程重久壯右衛門先日江戸ヨリ中急キ飛脚ニテ

致下着候トテ被參、緩々之処暮過キヨリ伊地知小十郎

ニモ被參候テ四ツ過一所ニ被帰候事、右壯右衛門ハ黒

之柄糸大小送り有之候也、

一 三月朔日、出勤、八ツ退出、夫ヨリ興国寺へ御墓參イ

タン、帰り掛滑川へ立寄り七ツ過キ帰宅、

一 夕方又々滑川へ參候、今晚ハ加治木ヨリ文清院殿并種

子ノ御娘子村橋敷馬殿・お逸さま・川上林助・肥後太

郎八ナト御招ニテ拙者モ久々文清院殿御目ニモ不掛候ニ付、右之通ニテ九ツ過御帰り被成拙者モ直ニ罷帰り候事、

一 佐土原ヨリ左之通被下候、

一 穂北紙 一箱三束入

一 椎茸 一箱壹斗位入

一文箱 二ツ

右ハ改革方ニ付兼テ御世話イタン候御挨拶也、

一 三月二日、今朝伊集院周八・磯永孫四郎・新納龍雲列

立參り、郡奉行小倉四郎太事三日病氣ノ処急症ニテ内

実ハ夜前養生不相叶、然処所帶方極々難渋之事ニテ葬

式茂不相調候付、御救筋之取計ヒハ相叶間敷哉ノ旨、

周八ハ同役孫四郎、龍雲ハ親類ニテ歎願承候ニ付、出

勤ノ上可致吟味旨申達置候、左候テ出勤ノ上及吟味、

郡方悪、柙代金之内三拾兩御内々被成下候筋、取扱イ

タン、四郎太事ハ至極正道精勤イタン当年五十六歳、



別テ惜シキ人柄ニテ候事、

口上覚

〔朱書〕  
一願之通御暇被下候、

一三月三日、今日祝儀、客人段々有之候へトモ多人数ニ

三月

下總

テ名前略ス、

右之通翌四日同人取次ヲ以被仰付候事、

一萬太郎事イマダ宮參不相調候間今日宮參リ、且お悅雛

〔朱書ハ原本ニハ本文ノ行間ニ記入アリ〕

ノ居納メ祝ヒモ相混シ度申談、今日おせひとの召列萬

私事長々腹之痛有之段々尽手養生仕候得共今以寸切ト

太郎窪田諏方へ初而宮參リイタシ、夫ヨリ武ノ橋へ被

全快不仕、此涯湯治可致相応旨療医ヨリ承申候間、出

參一刻ニテ帰り也、然処御祖父式部殿ヨリ短刀拵一腰

水ノ内大河内温泉へ三廻御暇被成下度奉願候、左候ハ

萬太郎へ被下候、作ハ薩州住平良眞ニテ縁頭鍔真鍮ニ

、御用之間見合差越申度奉存候、且大口之内持切在へ

テ若松毛彫也、鞆黒ヌリ小刀迄テモ相添候事、

用事之儀有之差越申度御座候間、引続日数七日御暇被

一八ツ後ヨリ、川上式部殿御夫婦并源十郎殿奥并式部殿

成下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

御末女島津右膳殿およしとの・伊集院周右衛門殿・新

巳三月三日

新納駿河

納伊十郎殿・同四郎右衛門・同彌太右衛門・同次郎九

右之通月番御用人高橋縫殿へ直出之筋ヲ以テ用達ヲ以

郎・志岐藤兵衛・東郷一介其外用頼等、兼テ出入之面

差出候事、

々迄相招心祝ヒイタシ候事、

一今日松嶋親方ヨリ蒸羹二箱節句ニ付贈リ有之候事、

一明後五日比ヨリ西目筋廻勤トシテ打立之筈候、然共此

度モ自分ニテ差越候手当ニテ、左之通御暇等願出候事、

一三月四日、出勤、八ツ退出、明日ヨリ西目筋へ差越之

管ニ付、今日御用人高橋縫殿へ明日ヨリ差越候届直申出之筋ヲ以用達ヨリ申出申候事、

一 御暇中御内用方并御勝手方其外何茂下總殿へ且地頭所指宿并預所高岡ノ儀モ同人へ相頼置候事、

一 八ッ後市來正之丞・染川喜八郎見廻候、右兩人此節召列候管ニ付右之通也、其外岩山八郎太初段々御用談旁被參候事、委細略ス、

一 明日ヨリ旅行ニ付松嶋親方ヨリ重老組甘物入付箱共、紫金錠三丁・平安散三壺差送り有之候、且又垂水屋敷ヨリ干肴一折・蠟燭五十丁贈り被下候事、

一 三月五日、晴天北東風ニテ寒シ、今朝用頼林仲之丞父子・磯永孫四郎・田代太郎太等被參候テ世話被致候事  
一 今朝五ッ過出宅、柿本寺通りヨリ新上橋川原筋玉江橋打渡リ、小野ヨリ石坂罷登リ横井へ小休、御仮屋等致見分直ニ差越候処、伊集院境目迄受持郡奉行河野仲次郎出迎ヒ、夫ヨリ同人案内ニテ清藤御藏手前往還筋左

リ手石谷ノ内へ、町田監物自分計水車・油澄木屋去秋比取立ニ付、立寄見物イタシ、是ハ島津石見殿抱ノ山元宇助ト申他所者之差凶ニテ造立ノ水車也、夫ヨリ清藤御藏致見分候、此所ノ御藏ハ去年当所田中郷之伊八ト申者、自分ニ土藏之軒并日記所致造替差上候儀ニ有之候ニ付、右之伊八召出シ挨拶共イタシ置罷立、夫ヨリ五本松御野立場へ小休、夫ヨリ苗代川客屋へ着昼飯共相仕廻候、此所へ田尻新阿弥・長崎鐵庵・藤野休右衛門等詰合候事ニテ見廻ナリ、夫ヨリ焼物所定式方并御内用方共ニ致見分、夫ヨリ御仮屋致見分、夫ヨリ市來ノ内崎野村台場見分イタシ候、此所ハ差テ御手当ニモ相成間敷場所ナリ、砲門四ツニテ候へトモ当分大砲ハ式挺程參リ居候、夫ヨリ湊清藤之中取藏致見分候処、土藏二棟・常平倉板藏一棟并日記所等有之、清藤ノ本藏ヨリモ却テ大粧之事ナリ、右旁見分イタシ日入時分湊町之清兵衛ト云フ者ノ所へ致一宿候事、  
一 此節召列レ候書役始シメ其外人教左之通、

旅役人兼

黒岩傳太郎

山口嘉兵衛

鮫島伊右衛門

市來龜太郎

鐘物

仁太郎

小者

太兵衛

中間

仙五郎

荷才領

甚太郎

御家老座書役

市來正之丞

右同

染川喜八郎

用達

伊東茂右衛門

一旅籠払并人馬賃錢荷物数等何茂近比下瀉廻勤之節通手

当イタシ候事、

一今晚河野仲次郎始正之丞・喜八郎等宵之間打寄り致咄

候、左候テ何レモ銘々旅宿へ帰り也、今晚旅宿之亭主

妻ハ伊作町ノ女清ト申者ニテ、去々年拙宅へ致奉公居

候者ナリ、且又当時ノ女房ト申先年

盛徳君御病中ヨリ御逝去後迄相勤居候正道成者、最早

一姥ト成候ヘトモ達者ニ付見廻候間、久々振面会イタ

シ候事也、

一三月六日、晴、昼ヨリ曇、夕方雨、今朝六ツ半時分打

立町中見物イタシ、御飯屋并川口番所辺諸所致見分、

串木野境土橋相損居近々

御通行ニ付テハ、不掛替候テ不叶次第ニ付、夫等ノ致

下知、夫ヨリ嶋平通りニテ干粕製法所・串木野御蔵等

致見分イタシ本町之片端宮ノ原良右衛門所へ小休、夫

ヨリ川船渡リイタシ羽島へ差越、ハツチカ谷へ小休ミ

イタシ候、此ハツチカ谷ト云フハ峠ニテ谷ニテハ無之

候、夫ヨリ羽島浦へ参り着台場等致見分、同所浦人作

左衛門所へ昼休イタシ夫ヨリ同所中取蔵庄屋所内へ有之候ヲ致見分、夫ヨリ土川通り寄田野越登リ立ヨリ雨降り出シ、野中別テ風雨ト成難儀イタシ罷通り候、土川村へ受持郡奉行福島半之進出迎河野仲次郎ハ此所ヨリ引返シ、夫ヨリ半之進案内ニテ土川村へ小休ノ処、久見崎詰居之御船奉行福島半次郎ニモ御船手役々召列出迎有之、夫ヨリ何レモ列立久見崎村へ入込浜辺罷通り候、此時分至極風雨ニテ蔽敷難儀イタシ候、左候テ久見崎之内大砲蔵見分イタシ、御船手近所ノ御船手付竹之内清兵衛所へ大鐘時分参着イタシ候事、

一 今晩半次郎始御船手役々参リ訳テ承趣有之、吸物・酒共相応取立馳走有之、正之丞・喜八郎・茂右衛門等イツレモ寄り合候、尤此節モ下瀉廻勤之通宿亭主始所役々等之会釈断置候へ共、当所之儀ハ半次郎ヨリ承趣有之訳合相替候事也、尤亭主清兵衛ハ四拾歳位之者ニテ当所老番内福者ニテ候由、質屋・焼耐屋等始其外ノ品々致売買者之由也、

一 三月七日、曇風、今日久見崎滞在ニテ諸事致見分筈也、  
一 四ツ前比ヨリ打立

一 御船 住吉丸 十四反帆

一 右同 仙台丸 十三反帆

一 右同 伝馬船等三四艘

右三行御船江湖ニ有之拜見イタシ候事、

右之通致見分、夫ヨリ御船手内細工所諸事致見分、御船奉行居役所并ニ日勤座并ニ御船手諸蔵々数拾ヶ所致見分候所、八ツ時分相成候間一刻旅宿へ帰り昼飯共仕廻、又々打立乗船イタシ水引之内平島へ渡り福山清太夫所へ小休、夫ヨリ同郷草道村溜池御普請場致見分、引返シ平島之内中取蔵并同所之内石灰焼所致見分候、此石灰ハ平佐白和町之慶田嘉右衛門製法支配人ニテ、嘉右衛門ヨリ細々手続等申出候、左候テ又々乗船イタシ船間鳴へ渡り、御船江湖致拜見候、為勝御船格護所ニテ候、此所へ関船五艘并琉人立方王子乗船其外取合十三四反帆五艘並御玄喚船一艘并右ニ相付伝間船等モ段

々有之、數艘ニテ目覚敷所也、夫ヨリ又々乗船京泊リ  
へ渡リ、津口番所並大砲木屋等致見分所中モ見物イタ  
シ、又々船間嶋へ渡リ浦中見物イタシ夜入過旅宿へ帰  
リ候也、

一今日御船住吉丸等見分之節、鹿府ヨリ宿次ニテ早川務  
ヨリ之御用封紙張り箱等相達候ニ付致開封候処、江戸  
正月廿九日付之山田壯右衛門添書ニテ、如不及齋叢書  
四冊御内々被成下候趣申越候添書也、別テ難有次第恐  
入頂戴イタシ候事也、右ニ付今晚則御請書等相調、山  
田氏へ差向度早川氏へ差廻シ頼置候書状共相認、今晚  
御船奉行方へ御用便ヲ以差廻シ方頼置候事、

一今晚モ半次郎始何レモ打寄り暫時咄共イタシ候事也、

一三月八日、夜前ヨリ雨、今日中雨或ハ晴ルトイタシ、  
夕方ニ西風ニ成候事、

一今朝五ツ前比雨天ナカラ打立直ニ乗船イタシ、高江新  
田之岸岐屏風折之所共細々見聞イタシ居候処、雨風強

ク相成難儀ニ付模寄之百姓家ニ押掛立寄り見合候処、  
小降りニ相成候間夫ヨリ新田中遠見イタシ岸岐付罷通  
リ高江御藏致見聞、引続キノ大溝筋先年岩永三二郎頭  
取ニテ御普請有之水吐堤筋共細々致見分、夫ヨリ大川  
面当分御普請場見分イタシ、夫ヨリ乗船水引之内小倉  
山方番所致見分候、当分山奉行所書役吉井鐵兵衛詰居  
也、夫ヨリ五代ノ御藏并隈之城之内綿実水車場見分イ  
タシ候、此処ハ水引森尾町ノ金左衛門ト云者致支配候  
ニ付、同人出迎製法方手續細々申出候、且水引藍玉所  
詰見聞役支配場所ニ付、詰居之見聞役市來宇兵衛出迎  
案内イタシ候、左候テ此所ニテ昼飯共相仕廻夫ヨリ隈  
ノ城中取藏致見聞、夫ヨリ水引八幡參詣ニテ御宮廻リ  
細々致見分、帰リ掛執印吉太所へ立寄り古文書共見候  
テ觀樹院へモ立寄り、夫ヨリ權執印所へ差越古文書共  
見候、此文書ハ近比鹿府へ

御取寄セ相成 御覽之上表粧共御側向ニテ御仕立被相  
下置、当分結構相成居候、數十卷ニテ候、夫ヨリ川渡

リ限之城宮里番所へ差越、夫ヨリ同所垂蠟所致見分候、是ハ当分見聞役床次半兵衛詰居也、夫ヨリ向田出物并

ニ下代蔵致見分、称名寺へモ参詣イタシ、暮時分相成

候得共平佐之内領主飯屋辺迄差越見物イタシ、夫ヨリ

白和町罷通り夜入過向田町客屋へ着イタシ候事、

一着涯当町押岩切清太始詰居之見聞役等例之通り見廻ナ

リ、

一今晚列合中暫時打寄り候事、

一三月九日、疊西風強シ、昨夕着涯ヨリ当所郷士中示現

流稽古致見聞呉候様岩切清太ヨリ承候ニ付、此節ハ御

暇ニテ差越遊山同前之事候間表向見分ハ断ニ候へ共、

平日通り稽古有之候へ、其所へ差寄り見置可申旨相答

候処、別テ仕合ニ候旨承候間、今早朝当所御飯屋末之

方庭ニテ見分イタシ候、人数ハ三十五人ニテ候へ共、

何レモ差揃余程致出精候筋ニ相見得宜敷候ニ付テハ、

清太兼テ引進メ宜敷故ト及見候間、郷士共ハ勿論清太

取扱振モ褒置、夫ヨリ御飯屋ハ勿論押役宅致見聞 師

久公御廟所へモ致参詣、夫ヨリ大口手・本城手津下シ

米屯蔵致見聞帰宿、

一四ツ時分打立、白和町へ有之領主蔵屋敷へ立寄、夫ヨ

リ皿山入口之輕粉試焼新納主稅家来松尾勇助願ニテ致

支配候間致見分、夫ヨリ焼物所細々見分イタシ同所役

所へ立寄り暫時休ミ、夫ヨリ乗船イタシ東郷御蔵見分

イタシ、此所へ受持郡奉行山下喜三次出迎ヒ居候、夫

ヨリ川頭之方東郷町紙座雜紙方等致見分、同所町内モ

見物イタシ田代太郎右衛門所へ立寄り昼飯共仕廻候、

夫ヨリ又々乗船ニテ中郷ノ内極楽小路ト云所へ着船ニ

テ、同所溜池之吐溝筋当分両所ニ有之、其所尅ヶ所ハ

取除相成候テハ何様可有之哉ト吟味区々ニテ不致一決

場所ニ付、差越致見分候処、何分ニモ難決場所ニ候、

何レモ見及候、尤受持山下喜三次ニモ一ヶ所取除儀ハ

後難有間敷共難申旨ニテ候、夫ヨリ因分寺并天神等江

参詣イタシ、夫ヨリ御内用方藍玉製法所細々致見分暫

時茶共給へ、夫ヨリ泰平寺へ立寄り致見物候、暮前水引大小路客屋へ致着候、此客屋ハ本太原某宅ニテ当分屋主モ太原直左衛門ト云者也、

一 久見崎詰御船奉行福島半次郎此節御下国ニ付、大里御渡海船乗組水主等之飯米一件ニ付無抛御用筋有之、今日拙者方へ差越ニテ国分寺天神辺ニテ出会、夫ヨリ同列イタン客屋へ着直ニ細々御用談イタン、四ツ過時分久見崎之様打立帰り候由ニテ候事、

一 今晩着後ヨリ拙者儀持病之疝癩ニテモ候哉、胸先キ江動気差起リ別而気分悪敷候ニ付、懷中之丸薬或ハ温石等ニテ致養生、其内半次郎始正之丞・喜八郎等打寄り御用取扱中別テ難儀ニ候ヘトモ、独り心配ニテ養生イタシ四ツ時分ヨリ伏リ候、乍然夜半過ヨリ追々治リ晡ニハ随分寝候様罷成候事、

一 三月十日、曇、今朝霜ニテモ見得候様冷氣也、終日西風強シ、尤先日ヨリ珍敷寒風今朝共甚敷、夫故拙者疝

癩等モ起リ候カト存候、列合中モ段々左様之心持ト承及候、殊ニ召列候家来大口郷士市來龜太郎事モ昨日ヨリ疝癩ニテモ候哉腹痛有之、夜前モ及難儀候間、今日当所へ残シ置養生為致度亭主へ頼置キ、左候テ致快気候ハ、追付候カ、都合ニ寄り候テハ大口ノ方へ差越シ待居候様ニテモ可致旨申付置候事、

一 今朝六ツ過江戸先月廿三日夜被差立候急キ飛脚爰元迄到着候ニ付、御用向問合致披見候処、先月十五日

太守様御事月次御登城之節、大廊下下ノ御休息所へ御扣有之候様被 仰出候、恐悦之御左右ニテ、難有奉承知候、右飛脚早速鹿府之様罷通り候様ニトノ取扱ニテ隙取候事、

一 今朝拙者不平モ余程宜敷方、殊ニ前条御用封取扱ニテ隙取候ヘトモ、拙者不平養生ノ為ニハ至テ仕合之事ニテ緩々仕廻方イタン候也、

一 四ツ時分打立、大小路川涯藍玉葉屯場并魚肥格護所等致見分候、尤此所モ見聞役市來宗兵衛支配所ニテ候間

同人出迎案内也、夫ヨリ阿久根之様差越候間高城境目ニテ福島半之進ハ相別レ引取、夫ヨリ出水方限受持郡奉行吉田七郎案内ニテ候、尤七郎ハ今朝ヨリ出迎ヒ有之候、左候テ高城中取藏并紙座致見分候、紙座ハ見聞役能勢彦右衛門詰居也、夫ヨリ宮司坊へ差越小休、夫ヨリ湯田口塩浜へ差越細々致見分候、此塩浜ハ白泉町人慶田紋右衛門ト云者致支配候間、同人出迎手続之次第細々申出候、夫ヨリ異国船相見得候節注進道海岸へ有之候間、其道筋罷通り西方へ出、同所御藏并御飯屋致見分、客屋へ昼休ニテ飯共相仕廻候テ罷立、夫ヨリ同所町廻目鏡橋ニ近頃掛替相成候処ニ付致見分罷通り阿久根へ入込大河宿場へ小休、夫ヨリ西目村鷹ノ口へ小休イタシ、暮前阿久根町河南源兵衛所へ着致一宿候事、

一今日終日西風強ク、中ニモ湯田塩浜見分之節ナト別テ強ク目モ明ケ居カタク有之、中途モ至極寒ク騒々敷有之候、今日ハ日柄ニテ中途郷々ノ男女モ遊ヒ居候へト

モ、浜辺ナトハ砂吹立遊山難調程之事也、

一今日ノ中途阿久根町近ク塩浜ハ田地ノ中へ有之、或ハ岡ノ間ニモ有之、汐涌出之次第珍敷所共、或ハ海辺大島ナト絶景見物イタシ候事共也、

一今晚小列合中毎之通暫時打寄り咄イタシ候事也、且大口ヨリ家来立元藤七并黒木喜八旅中之尋トシテ今晚着イタシ候事、

一亭主源兵衛事当年三十一二歳、大船三艘所持御船老艘致支配候由承候事、

一三月十一日、快晴、今日風モ静也、今朝五時分打立当所川添之南堤へ横九間位流レ百間位築添イタシ浦人屋敷ニ取立度、当浦ノ儀人勢多ク屋敷詰リニテ出火何ソ到来候ハ、防キ様モ無之位ニ候間、右之通イタシ候ハ

、少シ成共可然内評ニ候間致見分呉候様、受持之吉田并所役々共ヨリ申出致見分候処、何茂差支有之間敷見及候、左候テ大島ナト遠見イタシ夫ヨリ御飯屋并ニ塩



硝藏并波留御蔵台場等致見分、夫ヨリ折口通差越シ同所居住郷士久保彦左衛門所へ立寄り昼飯相仕廻、夫ヨリ浜辺通りニテ出水ノ内へ入込之中途へ、御趣法方掛中村新助書役召列出迎有之、夫レヨリ同道イタシ脇元勤番所へ差越候、尤中村ハ鹿府ニテ談シ置候事也、仍テ勤番所ニテ暫ク咄合、夫ヨリ脇本ノ内本仮屋台場並塩硝藏致見分、夫ヨリ船ニテ津口番所へ差越台場旁致見分、夫ヨリ少々西之方へ打越へ帖々木台場見分イタシ、夫レヨリ黒浦へ差越長嶋へ渡海ノ黒ノ瀬戸ナト見物イタシ、長島へハ八町位共申候由、此瀬戸塩行至テ急流ニテ、及承候通珍敷場所ニテ候、同所浦人所へ暫時休ミ、夫ヨリ脇元御蔵へ差越致見分、夫ヨリ円通寺ナト見物イタシ、暮時分脇元居住郷士亡河野與左衛門所へ着致一宿候、当分ハ跡付ニテ候由也、

一今日黒村ニテ同所ノ戸平ト云百姓ハ最早七十余歳之者ニテ若年ヨリ農業別テ致出精、田島開地等イタシ所中へモ何篇申論シ至極奇特成心入之者ニテ候旨、吉田七

郎ヨリ承リ候間、黒浦ヨリ婦リノ中途へ召出シ見候処、当分少々病氣ノ由相見得面体ナト少シ腫氣モ有之候ニ付、折角致養生候様、左候テ農業ハ子共其外へモ折角申教出精為致候、褒詞旁申聞置、旅宿へ着ノ上金子三百疋名代ヲ以戸平へ遣シ候様吉田七郎ハ相渡置候事、一今晚中村新助始吉田其外一同暫時打寄り咄シイタシ、且又戸方候者勤松元一左衛門事年来心安イタシ候処、当所へ詰居候テ今晚見廻暫時咄イタシ被帰候ナリ、一拙者疝癩氣之様有之候モ昼ノ内ハ差テ心付候程之動氣モ無之候得共、夜ニ入心持悪敷打臥、則ヨリ心安ク寝入兼候テ半夜ハ胸先キアシク難儀ニテ候、今晚モ其通候、然トモ一昨夕程ニハ無之候事、

一三月十二日、晴天、今早朝吉田七郎相招候而拙者腹合之儀致相談候、吉田ハ少々医道心得居候事ニ付テナリ、然処同人モ此内ヨリ不順之冷氣ニテ早朝ヨリ終日徘徊イタシ、無何ト時氣ニ当リ疝癩ニ徹シタル事ニ可有之

ハ無頼候半ト承知安心イタシ、猶又温石等手当ニテ用心イタシ候事也、

一今朝五ツ時分打立、中村始御役々列立江内新田之方へ

差越、同村之内納屋ト云所へ先年天草之幾之丞ト云者塩浜相開且ハ田畠モ相応開立、天草者多人數列越致稼方候へトモ、当分ニ相成候テハチト不宜儀モ有之候ニ

付、彼是吟味之為致見分、幾之丞出張木屋トテ相応之家作イタシ居候付、夫へ立寄昼飯共モ仕廻候、左候テ

打立庄浦遠干潟、此節新田御築立之御見合ニテ并杭共此内為御打ニ相成候場所致見分、夫ヨリ先年調所笑左

衛門殿取扱ニテ御取立相成候庄浦塩浜細々致見分、見聞候詰所へ立寄り旁成行モ承候、当分塩浜拾七町六反

位ニテ候由、見聞役ハ兩人ツ、詰也、夫ヨリ近比田開ニ被仰付候高尾野之内大野原新田へ入込、見得掛ノ分

少々致見分、夫ヨリ骨粕会所并藍玉所并福之江下代并出物之両藏等致見分、夫ヨリ今釜新田六拾間六手罷通

リ名護屋浦鱒油澄所致見分、夫ヨリ同所宮崎八崎宮辺

見物イタシ、暮前米之浦客屋へ致着止宿也、

一着涯地頭代野村源一郎始詰居ノ見聞役等毎之通見廻有之候事、

一今日拙者疝癩氣折角致養生候処、今晚ハ快方ニテ至極仕合也、

一三月十三日、晴天、今日米之津へ滞在ニテ四ツ過時分

ヨリ御役々列立、米之津々口番所同所在番所并米津天神社同所御仮屋等致見分、夫ヨリ野間原御関所へ差越

致見分、夫ヨリ御関外之櫓木迫新開地ヨリ迫頭之溜池迄モ致見分、同所地方木屋へ立寄茶共給へ、夫ヨリ境

ヶ谷迄差越致見物候、此所肥後トノ大境ニテ御境木モ道ノ双方へ肥後ヨリ壱本此御方ヨリ壱本相立居候、道

法鹿兒島札之辻ヨリ二十五里何丁何間ト有之、此御方境木ハ此方ヨリ参り掛リノ右脇ニ相立、肥後之境木ハ

左リ脇ニ相立居候、其模様致見物引返シ笹原御茶屋之場へ相休ミ昼飯共給へ候、左候テ帰り掛路傍肥前伝大

甕焼所致見分候、此所ハ米之津町人友田市兵衛ト云者致支配、細工人ハ天草之休左衛門ト云者親子参リ、外ハ手伝等之者ニテ候、夫ヨリ又々御閑所へハ御閑所脇ヨリ山路通りイタシ幸善寺へ差越暫ク罷在、夫ヨリ加志久利社へ致参詣候、此所ニテハ社家共神楽奏シ候、社内細々致見分候、存外結構之宮居也、奉納物共見候テ罷立模寄諸事致見物、日入時分客屋へ帰宿イタシ候事、

一 今晚モ中村始御役々宵之間ハ打寄り賑々數咄イタシ候且当郷大河内中宿之家来牧澤右衛門・宮内嘉太郎・加藤十之助・齋藤小之進尋トシテ差越候間則召出シ逢候尤右家来共ハ明日迄モ滞在之筈也、

一 三月十四日、晴天、今朝五ツ前ヨリ打立上使街道ヨリ大野原へ差入、新御開地諸所水道筋旁モ細々致見分、開方ニ付取立相成候地方会所へ立寄り、昼飯共仕廻候、尤御役々ハ中村始メ昨日之通列立候、此所へ緩々休ミ

罷立、夫ヨリ高尾野出水之境筋、此内論地ニテ境立調兼候処モ先頃御記録奉行等見分ニテ相決候場所ヲモ致見分、夫ヨリ米之津筋往還へ出、高尾野ノ内調練場脇ヨリ新溝筋土手此節大粧之御普請ニテ水通リモ宜敷相成候、水道筋致見分、武元村之内上谷溜池新築立之所迄茂差越細々致見分、引返シ同村之内団子田ト云々路傍木蔭ニ小休イタシ、夫ヨリ龍光寺下栢実ハタキ木屋之水車場致見分候、此所ハ關屋八郎右衛門致支配候、出水町之垂蠟所支配ナリ、夫ヨリ龍光寺へ差越見物イタシ候、此寺内ニハ山田昌巖并野元源左衛門ト云士島原ニテ戦死之墓ナト有之、且又巡見上使小笠原主膳墓モ有之、旁古跡ナリ、夫ヨリ大通寺へ茂立寄致見物候、此寺へハ古墓ハ無之、乍然薩州家之元祖義虎之画像一幅有之一見イタシ候、此寺ナトノ門外流レ込通リ候大溝筋モ大野原へ流レ込候水筋ニ付、都テ御普請有之候水筋之由也、夫ヨリ町内紙座致見分、引続ニ有之關屋支配之蠟澄所致見分、夫ヨリ麓へ差入御飯屋等致見分、

七ツ過比麓内關屋八郎右衛門所へ參着致一宿候事、

一 今晚中村始御役々并地頭代野村源一郎等モ被參候テ暫シ間咄シイタシ候、且大河内へ中宿之家來木地挽稼イタ候者共十人程為見廻差越、殊ニ鹿井出水ノ酒共致持參候間直ニ相披キ、何レモ寄り合賑々敷候事、

一 明朝打立ヨリ大口の方へ差向候ニ付、出水役々ハ差入ヨリ付廻リ致太儀候間、役々中へ金三百疋、宿亭主關屋八郎右衛門へ金子百疋明朝相渡候手当イタシ置候事

一 三月十五日、晴天、今朝五ツ前比中村始御役々列立打立、麓内ヨリ霧振<sup>(巻)</sup>リ辺矢張大野原新田へ掛込相成候溝筋ニテ此節御普請有之候諸所致見分、鬼原ト云所ニテ君名川ト云ヒシ小川へ樋之谷口之水并広瀬川之水モ川頭ヨリ分水ニテ掛込段々取合相成候場所ナト都テ致見分候、左候テ中村新助ニハ此所ヨリ相別レ、同人ハ出水内へ御用有之三日滞在之筈ナリ、拙者ニハ吉田七郎案内ニテ矢張広瀬川ヨリ掛込ノ溝筋上大河内迄致見分

夫ヨリ高鼻越之難場罷通り山野へ差越筈ニテ差越候処

上大河内之内迄大口方請持奉行上村笑之丞并大口地頭代伊地知喜十郎<sup>(季通)</sup>出迎ヒ有之、夫ヨリ打列上大河内之内

片町ト云所郷士家部モ八十余家罷居候由其所へ休ミ昼飯共仕廻候、然処大河内中宿ノ家來木地挽イタシ候者共之家内男女老若出迎候ニ付、何レモ初テ見候事、

一 此節之廻勤中別テ雨少ク、折々催候事モ有之候へトモ其儘ニテ晴上リ天氣ニ相成別テ仕合之至、乍去今日共ハ余リ天氣能過キ暖氣ニテ、高鼻ノ難場ハ列合始、末々迄モ一同大汗イタシ候事也、

一 吉田七郎事ハ上村ト代リ合出水へ引返シノ筈候へトモ山野迄同列合可致トテ無理ニ致誘引、片町打立高鼻越ニ登リ上リ高鼻番所へ休ミ、夫ヨリ六ヶ所番所へ休ミ候、是迄之登リ上リ則高鼻越或ハ上場越トモ云、至テ之難場ナリ、六ヶ所ト云フハ大口・羽月・山野・本城湯尾・高越<sup>(馬)</sup>ノ六ヶ郷ヨリ相勤候番所ノ故、右之通唱候由也、此所ノ近処遠見宜敷場所へモ休ミ諸方遠見イタ

シ、夫ヨリ薩肥之大境致見分度相考候ニ付野中之道モ

ナキ所差越、出水・大口・山野之三方境ヨリ出水・大

口之境筋并薩肥之境筋野中罷通り大口筋往還へ出候、

是迄之第一之高キ所ニテハ櫻島之頂モ見得、他領ハ肥

後水俣等モ遠見ナカラ目下ニ見得居所ニテ、諸方致遠

見候、左候テ六ヶ所番所ヨリ往還之大境迄ハ道法式里

余モ可有之承候、此野道ハ平日通路ニ無之、昔年武藏

様御代大口境廻リト名付久木野城ナト被攻取候古例ヲ

以、今ニ地頭代ニ一度ツ、閑狩リイタシ、其節申目立

イタシ候面々罷通り候道筋ニテ、至テ荒野ニテ候、然

共乗馬モ引カセ罷通り候位ノ事ニ付ヲモヒ計ルベシ、

左候テ小河内筋薩肥ノ境涯へ野休ミイタシ、夫ヨリ小

河内御隄所へ日入時分参着、御番所致見分、番人丸田

利兵衛江立寄り緩々茶共給へ候、左候テ利兵衛先祖江

武藏様ヨリ被下置候鞍・鎧共致所持居候間望一見イタ

シ候事、

一丸田宅ヨリ挑灯ニテ打立、山野町へ御厩役々廻勤之節

定宿有之候其所へ参着、一宿イタシ候事、

但

中途迄大口役々并木之氏等家来共多人歡迎トシテ

差越候、然共今晚ハ直ニ暇差出シ明日モ中途迄参

候様申達置候事、